

第110回神河町議会定例会に提出された議案

○町長提出議案

- 報告第6号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 第96号議案 神河町立中学校通学用自転車購入補助金交付条例制定の件
- 第97号議案 神河町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第98号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 第99号議案 神河町職員の高齢者部分休業に関する条例制定の件
- 第100号議案 神河町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定の件
- 第101号議案 神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第102号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第103号議案 神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第104号議案 神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第105号議案 神河町議会議員及び神河町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第106号議案 神河町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第107号議案 神河町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第108号議案 神河町体育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第109号議案 姫路市及び神河町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の件
- 第110号議案 令和4年度神河町一般会計補正予算（第7号）
- 第111号議案 令和4年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）
- 第112号議案 令和4年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第113号議案 令和4年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 第114号議案 令和4年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第115号議案 令和4年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）
- 第116号議案 令和4年度神河町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）
- 第117号議案 令和4年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第118号議案 令和4年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）

- 第 1 1 9 号議案 令和 4 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 3 号）
第 1 2 0 号議案 神河町教育委員会委員の任命の件
第 1 2 1 号議案 令和 4 年度神河町一般会計補正予算（第 8 号）

神河町告示第175号

第110回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年11月25日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 令和4年12月7日

2 場 所 神河町役場 議場

○開会日に応招した議員

小 島 義 次

木 村 秀 幸

澤 田 俊 一

安 部 重 助

吉 岡 嘉 宏

松 岡 宣 彦

藤 森 正 晴

藤 原 資 広

栗 原 廣 哉

小 寺 俊 輔

○応招しなかった議員

廣 納 良 幸

令和4年 第110回(定例)神河町議会会議録(第1日)

令和4年12月7日(水曜日)

議事日程(第1号)

令和4年12月7日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第6号 専決処分の報告の件(交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解)
- 日程第5 第96号議案 神河町立中学校通学用自転車購入補助金交付条例制定の件
- 日程第6 第97号議案 神河町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第7 第98号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 日程第8 第99号議案 神河町職員の高齢者部分休業に関する条例制定の件
- 日程第9 第100号議案 神河町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定の件
- 日程第10 第101号議案 神河町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第102号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第103号議案 神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第104号議案 神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第105号議案 神河町議会議員及び神河町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第13 第106号議案 神河町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第14 第107号議案 神河町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第15 第108号議案 神河町体育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第16 第109号議案 姫路市及び神河町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の件
- 日程第17 第110号議案 令和4年度神河町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第18 第111号議案 令和4年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算(第2号)

- 日程第19 第 112号議案 令和 4 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第20 第 113号議案 令和 4 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第21 第 114号議案 令和 4 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第22 第 115号議案 令和 4 年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第23 第 116号議案 令和 4 年度神河町浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第24 第 117号議案 令和 4 年度神河町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第25 第 118号議案 令和 4 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第26 第 119号議案 令和 4 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 3 号）

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 報告第 6 号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 日程第 5 第96号議案 神河町立中学校通学用自転車購入補助金交付条例制定の件
- 日程第 6 第97号議案 神河町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 7 第98号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 日程第 8 第99号議案 神河町職員の高齢者部分休業に関する条例制定の件
- 日程第 9 第 100号議案 神河町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定の件
- 日程第10 第 101号議案 神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 102号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 103号議案 神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第 104号議案 神河町職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第 105号議案 神河町議会議員及び神河町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第13 第 106号議案 神河町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第14 第 107号議案 神河町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例制定の件

- 日程第15 第 108号議案 神河町体育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第16 第 109号議案 姫路市及び神河町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の件
- 日程第17 第 110号議案 令和4年度神河町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第18 第 111号議案 令和4年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 第 112号議案 令和4年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 第 113号議案 令和4年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 第 114号議案 令和4年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 第 115号議案 令和4年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 第 116号議案 令和4年度神河町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 第 117号議案 令和4年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第25 第 118号議案 令和4年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第26 第 119号議案 令和4年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第3号）

出席議員（10名）

1番 小島義次	7番 松岡宣彦
2番 木村秀幸	8番 藤森正晴
3番 澤田俊一	9番 藤原資広
5番 安部重助	11番 栗原廣哉
6番 吉岡嘉宏	12番 小寺俊輔

欠席議員（1名）

4番 廣納良幸

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 小林英和 主査 …………… 鵜野雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 山名宗悟	建設課長 …………… 野崎直規
副町長 …………… 前田義人	地籍課長 …………… 藤田晋作
教育長 …………… 入江多喜夫	上下水道課長 …………… 谷 和 人

総務課長	岡部 成幸	健康福祉課長	桐月 俊彦
総務課参事兼財政特命参事		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
	黒田 勝樹		木村 弘美
税務課長	長井 千晴	会計管理者兼会計課長	
住民生活課長	平岡 民雄		北川 由美
住民生活課副課長兼防災特命参事		町参事兼病院副院長兼事務長	
	井出 博		春名 常洋
農林政策課長	前川 穂積	病院総務課長兼施設課長	
ひと・まち・みらい課長			井上 淳一朗
	真弓 憲吾	教育課参事兼社会教育特命参事	
ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事			宮本 公平
	石橋 啓明		

議長挨拶

○議長（小寺 俊輔君） 皆さん、おはようございます。感染対策が施してありますので、以降はマスクを外させていただきます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

師走に入り、早速峰山高原では雪が舞い、町内各地で霜が降りるなど、本格的な冬の訪れを感じさせる日々が続いております。インフルエンザの流行が心配される季節ですが、新型コロナウイルス感染症は終息することなく、人々の日常生活を脅かし続けています。全数把握の見直しにより市町村ごとの感染者数は把握できなくなりましたが、町内でも多くの方が罹患や濃厚接触により、日々の暮らしに影響があったのではと憂慮いたすところであります。9月定例会の開会の挨拶でも申し上げましたが、皆様一人一人が基本的な感染対策を徹底されますように、改めてお願い申し上げます。

さて、11月23日に長谷地区の振興を考える会主催の紅葉ウォーキングが開催されました。長谷駅から生野駅まで播但線で移動し、生野駅から長谷駅まで約9キロの道のりを美しく色づく秋の景色を楽しみながら歩くのですが、まず、生野駅で降車した際に、生野町の方々に出迎えていただいたことに驚きとともに感激いたしました。さらに、道中の生野町川尻区でも、地元の方々にもてなしていただき感激いたしました次第です。JR寺前駅より以北の播但線が、赤字で廃線の可能性を報道されたことは皆様の記憶にも残っていることと思いますが、このような町の垣根を越えた取組を続けていくことが播但線存続の一翼を担うのだと改めて学ばせていただきました。

本日、ここに第110回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並びに執行部におかれましては定刻までに御参集を賜り開会できますことは、町政のため誠に御同慶に堪えません。

後ほど議会運営委員長から報告を受けますが、今次定例会に町長から提出されます案

件は、報告、条例の制定、一部改正、各会計補正予算など計25件であります。いずれも町政にとって重要な案件であります。議員各位には、格別の御精励を賜り、適正妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。第110回神河町議会定例会の開会に当たりまして、私からも一言御挨拶申し上げます。

師走に入り、何かと気ぜわしい毎日となってまいりました。今年も年明けから新型コロナウイルス感染症に加えて、2月にはロシアのウクライナ侵攻、北朝鮮による度重なるミサイル発射、関連して円安、物価の高騰など、不安定な要素に翻弄された1年となりましたが、議員各位にはそれぞれ御健勝にて御活躍されておりますことをお喜び申し上げます。

そのような状況の中、今カタールで開催されていますサッカーワールドカップ、日本代表は1次リーグでのコスタリカには惜敗となりましたが、強豪国のドイツ戦に2対1で逆転勝利、前回大会覇者のスペインにも2対1で逆転勝利し、1次リーググループ首位で決勝トーナメントに進み、国内外でも日本チームの活躍に大いに沸き返る中、前回大会準優勝のクロアチアと対戦、激闘の末、目標と掲げていましたベスト8進出はできませんでしたが、日本チームの活躍は間違いなく私たち国民の元気につながったと言えます。

新型コロナウイルス感染症については第八波という中ではありますが、この時期感染者の増加が予想されていますインフルエンザ対策では、国において各自治体間のコロナワクチンの接種促進と啓発など、基本的な感染対策の継続の中、行動規制は取らずにウィズコロナを基本に経済活性化に取り組むこととして、出入国の規制緩和を行い、観光インバウンドも回復してきているところでございます。

神河町におきましても、新型コロナ・インフルエンザワクチン接種の啓発と、新型コロナウイルス感染対策、地域創生臨時交付金を活用した物価高騰及び経済循環促進対策をしっかりと講じてまいります。

今年も残すところ一月、私自身この1年をしっかりと締めくくり、令和5年につなげていきたいと考えています。

さて、本日は、第110回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜りまして議会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。今定例会におきましては、専決処分の報告1件、条例制定13件、連携協約変更1件、令和4年度各会計補正予算10件の計25件を提案させていただきます。

議員各位には慎重審議をいただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

午前 9 時 0 7 分開会

○議長（小寺 俊輔君） ただいまの出席議員数は 10 名であります。定足数に達していますので、第 110 回神河町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

廣納良幸議員より病氣加療中のため、また、高橋教育課長が濃厚接触者のため、それぞれ欠席届が提出されています。御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長から指名いたします。

7 番、松岡宣彦議員、8 番、藤森正晴議員、以上 2 名を指名します。

○議長（小寺 俊輔君） 次の日程に入る前に、先般開かれました議会運営委員会の決定事項について報告を受けます。

安部重助議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） おはようございます。議会運営委員会委員長の安部です。マスクを外させていただきます。

去る 12 月 1 日に議会運営委員会を開催し、本定例会の議事運営について協議し、決定した事項を御報告申し上げます。

まず、本定例会の会期ですが、本日から 12 月 21 日までの 15 日間と決しております。

町長から提出されます議案は、報告 1 件、条例の制定 4 件、条例の一部改正 9 件、広域連携協約の一部変更 1 件、令和 4 年度補正予算 10 件の計 25 件であります。

議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおりでございます。

本日、第 1 日目は、提案説明の後に質疑を行い、報告第 6 号は了承。第 96 号議案、第 108 号議案、第 110 号議案は、総務文教常任委員会に付託し審査をお願いすることとし、第 97 号議案から第 107 号議案、第 109 号議案については表決を。

次に、各特別会計・事業会計補正予算について、第 111 号議案、第 115 号議案、第 117 号議案から第 119 号議案につきましては表決を。一般会計との関係がある第 112 号議案から第 114 号議案、第 116 号議案については、第 3 日目の最終日に採決をお願いすることとしております。

一般質問につきましては、事前に通告のとおり、通告締切りを 11 月 28 日の午後 3 時とし、通告があった 3 人の議員により、本会議第 2 日目の 14 日 9 時 30 分から行います。21 日の最終日は、委員会に付託しました議案の審査報告の後、表決をお願いすることとしております。

以上のとおり、今期定例会の会期日程及び議事日程等について決定し、議長にお願いをしております。

なお、閉会中に陳情書1件を受理しております。議会運営基準第142条の規定によりその写しを配付しておりますので、御確認ください。議員各位には格段の御協力をお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

それでは、日程に戻ります。

日程第2 会期の決定

○議長（小寺 俊輔君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から12月21日までの15日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月21日までの15日間と決定しました。

日程第3 諸報告

○議長（小寺 俊輔君） 日程第3、諸報告でございます。

監査委員より例月出納検査、定期監査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付しておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付しております。なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、総務文教常任委員会、澤田俊一委員長、お願いします。

○総務文教常任委員会委員長（澤田 俊一君） おはようございます。総務文教常任委員長の澤田です。閉会中の10月6日と11月22日に総務文教常任委員会を開催し、所管事務について調査を行いましたので、その主な内容を報告いたします。お手元の開催結果報告書を御覧ください。

まず、10月6日に各小学校を訪問し現地調査を行いました。

神崎小学校において、小学校・幼稚園外壁木部改修工事の施工状況を確認するとともに、授業を見学しました。

寺前小学校は、当日オープンスクールが行われており、保護者の皆さんと一緒に授業を見学しました。神崎小と寺前小において、GIGAスクールで整備されたタブレットと大型モニターを活用した授業の様子を確認しました。

長谷小学校では、神戸情報大学院大学、矢野研究室の木村雅代さんの指導で取り組んでいただいております、インターネットラジオ番組での子供たちの情報発信に向けた授

業を教育委員さんと一緒に見学しました。また、学校給食の試食も行いました。

次に、11月22日に各所管課の継続調査事項について調査を行いました。

まず、教育委員会の事務局です。

1点目の第3期かみかわ教育創造プラン（神河町教育基本計画）の取組状況についての質疑です。まず、令和3年度「神河の教育」についての点検・評価について、評価結果としてA・B・Cなどの記載があるが、それぞれ基準値があるのか。取組状況の各項目の達成率（パーセント）の平均値なのか。同じ達成率なのに、なぜ内部評価と外部評価が異なるのかという問いに対しましては、今回から目に見えるような形で達成率を数値化し、分かりやすく表示した。Aは100%に近い達成状況で、Bは80%から90%台ではほぼ達成、Cは50%から70%台でやや不十分、Dは50%未満で達成されていない、Eはゼロ%で達成が困難であるという基準である。それぞれの取組状況の達成率を基に協議し、内部評価を行っている。外部評価は、内部評価とは違う視点で取組を評価していただいた各委員の平均値であるとのことです。

続いて、内部評価と外部評価で異なる項目があり、全て外部評価のほうが1つ低い評価となっている。事務局職員を中心とする内部の意識と、もう少し広い範囲で見られた外部評価委員の意識の差をどのように分析しているのかという問いに対しまして、外部評価委員には、個々の事業の内容と実績、内部評価の観点を説明している。外部評価委員の総合所見の中に、評価項目に表れない面にもっと重要な観点があるように感じる、との意見があり、評価の差につながったのではないかと考えている。外部からいろいろな観点で見られた評価ということで尊重したいと考えているということでした。

次に、教育課学校教育係についてです。

1点目の小学校の適正規模・適正配置について。質疑としまして、長谷小学校の在り方の検討として、PTAと保護者、未就学の保護者と面談した結果について、就学児の保護者と未就学児の保護者の存続・統合についての考え方は、それぞれどのような割合なのかという問いに対しまして、未就学の保護者の意見は拮抗している。存続希望が42%、統合希望が42%、面談を行っていない方が16%である。6年生を除く在学児童の保護者は、存続希望が56%、統合希望が11%、面談を行っていない方が33%であるということでした。今後、保護者に郵送されます面談結果の内容については、総務文教常任委員会に提示していただくようお願いをいたしました。

次に、10月から11月にかけて幼稚園児を募集したが長谷幼稚園への応募状況はどうかという問いに対しましては、長谷幼稚園への入園希望はなく、令和5年度も休園となる。当該校区の5歳児2名は神崎保育園と神崎幼稚園へ、4歳児1名は神崎保育園へ、3歳児1名は寺前保育園へ入園予定であるとのことでありました。

次に、⑥番のGIGAスクールの取組についてでございます。タブレットを使用する内容が昨年度よりもレベルアップしたと説明を受けたが、例えばコロナ感染症で学級閉鎖のときに使用したのかという問いに対しまして、学級閉鎖の場合は、基本的にはタブ

レットを持って帰らせて有効に使っている。また、運動会や学習発表会等の行事の前に、欠席している子供たちに学級での練習の様子を配信して一緒に練習できるようにするなど、活用の範囲を広げているとのことでありました。

⑧番のその他についてです。今年の地区別人権研修の内容はヤングケアラーについてであった。中学生や高校生もヤングケアラーについて勉強会をされているのか。若者世代に実態を知ってもらい、身近にそのようなことがあれば周囲の大人に助けを求めてほしいという問いに対しまして、神河中学校では、ヤングケアラーを題材とした人権啓発ビデオ「夕焼け」を各学年ごとに視聴し、アンケートも実施している。その中で何人か気になる生徒もあったので、個人面談を行い、状況を把握し対応している。子供たちの実態は教師を中心にしっかりと把握している。民生児童委員とも年に一、二回の懇談会で情報共有している。今のところヤングケアラーに該当する児童生徒はいないと認識しているとのことでありました。

次に、中学校通学用自転車購入費補助について要綱をつくと説明があった。神河町立学校通学費等の支給に関する条例の中で、自転車通学者に対してヘルメットの補助を規定している。通学用自転車購入費補助については、要綱で規定するものではなく、この条例を改正すべきであるという問いに対しましては、通学用自転車購入費補助について、庁内会議で協議をしてきた。神河町立学校通学費等の支給に関する条例は、バス定期乗車券または回数券と自転車用ヘルメットを現物支給する内容である。通学用自転車購入費補助金の交付については、この条例にはなじまないのので交付要綱を整備することとなったということでありました。

次に、条例になじむ、なじまないの話ではない。通学に関する補助なので、この条例を改正するか、別の条例を制定すればよい。議会を無視して勝手に要綱で規定し、来年1月の入学保護者説明会で説明するのはおかしい。当然、予算も含めて議案として上程すべきである、副町長の見解は。に対しまして、検討する段階において、私も冒頭は条例で定めるべきという立場で議論してきた。議会に諮ることは正規の手続きであり、条例は町の心構えであると思っている。教育環境を後押しするということからも条例でと思い、文書法制担当と議論したが、現行の条例については現物支給の規定で、補助の内容はうたっていない。養父市など他市町の事例も研究したが、当町で考えているように2分の1という上限を定める性質のものではなかった。条例とは違うが、議会に諮る正式な手続きということで、委員会で報告をし、了解をもらうという形にシフトした。該当者に大きな額を交付する住宅補助要綱などもある。議会を軽んじているわけではない。条例で定めたかったが性質的に少し無理があるので、要綱でお願いしたいとのことでありました。

さらに、質問としまして、来年1月の保護者説明会で説明するということは、今日が最後の委員会である。その最後の委員会で初めて内容の説明があり、予算も確定していない段階で、保護者に通学用自転車購入価格の2分の1、上限3万円を補助しますと説

明するはおかしい。安直に要綱ではなく、しっかりと手順を踏んでいただきたいという問いに対しまして、来年の入学予定者を対象に1月下旬の入学説明会で、通学用自転車購入費に対して補助を考えていることをお知らせしたいと思っている。初年度については、補助についても周知期間が短いことも踏まえて、町外で購入された方も対象にしたいと検討しているとのことであり、質問と答弁が平行線のままでありました。

この時点で委員会の事務調査を中断し、中学校通学用自転車の購入費補助について委員間討議を行いました。

その内容ですが、要綱は議会の議決なしに定められて、予算は議会の議決が必要になる。ねじれが生じるので、しっかりと条例として議論すべきではないかという委員の意見に対しまして、委員間で討議を行った結果、要綱ではなく条例で規定すべきであると、全委員の意見が一致しました。委員長として、議長から町執行部に申入れをしていただくようお願いをいたしました。

事務調査の報告に戻りまして、次に、教育課の社会教育係のその他の部分です。教育委員会の仕事の専門性について、関係法令には、市町の教育委員会に指導主事、社会教育主事を置く規定されているが、現状では正規職員としてこれらの専門職は配置されていない。社会教育主事制度が改正されて、社会教育士という新たな資格もできた。神河町においても地域自治協議会などの取組を進める上でも、地域コミュニティや集いの場を活性化させる専門職が必要ではないか。次回の委員会において教育長の考え方を示してほしいという問いに対しまして、検討し、対応したいとの回答でありました。

次に、公民館です。⑫番の生涯学習の拠点としての公民館事業について。シニアカレッジについて、参加者が随分減っているが、講義や講座のメニューなど、従来の内容の踏襲ではなく、時代のニーズや興味に合わせた内容に見直してはどうかという問いに対しまして、近年、65歳ぐらいまで働いておられる方も多くなっており、年々60代の方の受講割合が減ってきている。講座に関しては、教養講座の内容を毎年見直して実施し、趣味講座は最低7名以上の受講者が集まった段階で開講している。運営委員会においても内容を検討しているとのことでありました。

次に、⑬番の施設設備・機器の改修について。グリンデルホールの客席の収納スペース設置が依然進んでいない。観光バスの座席の収納ポケットのようなものを検討しているとのことだが、来場者はかばんを持っておられるので、それをかけるフックでよいのではないかと、高価なものをつける必要はないとの問いに対しまして、書類や小物を入れることができるものを設置することを検討してきたとの回答でありました。この件について問いとしまして、やる気がないのが分かって非常に残念だ、多くの方がフックやポケットがあればよいと希望されている、こんな簡単なことができないのはなぜか、中学生の知恵ももらってデザイン等を考えてもらう発想もよいと思うとの問いに対しまして、対応が遅れていることについておわびする、しっかりと対応するとのことでありました。

次に、給食センター、⑭番の食育の取組についてであります。かみかわ教育創造プラ

ンの評価の中に、食材の地産地消の割合目標35%に対して、達成率29.3%と記載がある。米も野菜もたくさん使っているのに、なぜ目標値が35%なのかの問いに対しましては、この目標値は食材全体ではなく、主要野菜の地産地消の割合として設定している。米は町内産コシヒカリを100%使っているとの回答でありました。

次に、税務課についてです。①番の適正公平な課税の実施と収納率向上の取組状況について。滞納税の差押え8件の内容はの問いに対しまして、前回の委員会では4件の国税還付金と報告した。8月から10月末の現在の4件は、いずれも預金を差し押さえたとの回答でありました。さらに、滞納税は少額のうちから押さえておかないといけない、相当な額になっている滞納者もある。大変な業務ではあるが、公平な課税と負担のために頑張してほしいとの問いに対しまして、時効にならないように気をつけている。時効を迎えそうな滞納者については、差押えに向けて財産調査や預金、給与等の調査を行っているとの回答でありました。

次に、会計課であります。資金収支計画と公金の出納管理状況について。問いとしまして、決算監査において監査委員から指摘があった収支見込み調書の精度は高められそうか、正確でないと無駄な一時借入れをしなければならないことがあるとの問いに対しまして、収支見込み調書の提出を毎月の管理職会議においてお願いしている。今のところ漏れ落ちもあるが、精度は上がってきているとのことでありました。さらに、財政担当と会計課が協議して、一時借入れをしなくても運用できる仕組みをつくれると思うかの問いに対しまして、昨年、公金管理検討委員会において基金の繰替え運用について話し合った。現状は、1年間基金の預金をまとめてしているので途中で崩すともったいないということで、繰替え運用はしたことがないが、今後は検討したいとのことでありました。

最後に、総務課についてです。行政経営の仕組みの実践とさらなる充実に向けた取組状況について。質問としまして、人事評価制度について、令和3年度から管理職の処遇に反映し、一般職員の処遇への反映は令和6年度以降の見込みと記載がある。一般の企業や農協、銀行、行政、警察、消防でも人事評価制度を採用しているのに、なぜ神河町役場は遅れているのかの問いに対しまして、職員団体に令和5年度中に実施をお願いしているが労使協議が成立していない。なぜ実施できないかについては、評価をする側と評価される側で統一した基準で評価できるのかという課題がある。毎年、人事評価研修を行い、評価基準の統一化と目標設定の統一化に取り組んでいる。どこの自治体も導入されているので、期限を定めて取り組むとの回答でありました。

次に、第2次神河町行財政改革大綱、公共施設等総合管理計画の更新及び個別施設計画策定の進捗についてであります。質問としまして、行財政改革推進委員会における各委員の意見について、当日、口頭で説明がありましたが、大変重要なことを述べられているので、2月の当委員会に資料として提示してほしい。また、職員に対してもその内容について情報共有をお願いするとの指摘につきまして、非常に深い洞察の中で多くの

意見があった。意見を尊重して全職員が情報共有し、行財政改革に取り組みたい。次回の委員会で提示するとのことでありました。

次に、③番の財政運営・長期財政計画、令和20年度までの財政シミュレーションにつきましては、この件については全議員が情報共有できるように、12月定例会中に開催予定の全員協議会において詳細説明を受けることとしましたので、皆さん、御理解をお願いいたします。

④番の危機管理システム構築の進捗状況と実践に向けた取組について。内部統制の再構築について、近隣12町ではまだ進んでいないとの説明であったが、恐らく姫路市などは義務化されていると思う。町のみでなく、市の先進事例について勉強してほしいという問いに対しまして、県下12町の総務課長会議で確認したところ、取組の事例はなかった。近隣の朝来市や宍粟市、加西市などの状況を調査したいとの回答でありました。

最後に、その他としまして、土地（山林）寄附の取扱いの関係で寄附受納審査会が2回開催されている。寄附の申出があった地区はどこかの問いに対しまして、大山地区と猪篠地区である。どちらも受納を決定したということでありました。さらに、問いとしまして、立木は恐らく手入れができていないので換価できるようなものはないと思う。手入れができていない山ほど怖い山である、災害にとって怖い山であるという問いに対しまして、長い目で見たときに、個人では団地化できない山林が、町が所有することで団地化し有利に活用していけるといいうところは受ける。民家に近いとか、危険木が迷惑をかける可能性があるところは受け入れしない方針で危機管理していくとの回答でありました。

以上、大変大まかな報告となりましたが、これ以外の事項や質疑応答の内容につきましては、お手元の報告書にまとめておりますので、御覧いただきたいと思えます。

執行部におかれましては、報告書をよく読み返していただいて適切な事務執行をお願いいたします。

これで総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 次に、民生福祉常任委員会、小島義次委員長、お願いします。

○民生福祉常任委員会委員長（小島 義次君） マスクを取らせていただきます。おはようございます。民生福祉常任委員会委員長の小島です。

民生福祉常任委員会を開催し、所管事務について調査した結果、主な事項について報告いたします。

まず、最初に、10月26日に社会福祉施設見学調査について9施設の現地調査を行いました。その中で、定員数、利用者数あるいは施設の概要、そして人手不足、人材不足等について説明を受けました。事業所名等は別紙に掲載しておりますので御覧ください。

続きまして、次に11月16日に開催しました調査事項について報告いたします。

最初に、公立神崎総合病院執行状況について説明がありました。令和4年8月末の入

院患者数は690人、外来患者数は4万1,339人です。予算執行状況では、病院事業収益が16億1,303万9,261円、病院事業費用は11億2,819万1,247円、純利益として4億8,484万8,014円とのことでした。

主な質疑応答としまして、医業費用の経費で賃借料が5月末と比較して約1,500万円の増、委託料が約3,500万円の増である。主なものは何かとの質問に対し、賃借料は医療機器賃借料で月額200万円程度は必要である。また、寝具や職員のユニホームのレンタル料などである。委託料については年間2億円程度で、毎月のコンピューターや医療機器のシステム保守料などであるとの回答でした。そして、夜間の医師への電話の取次ぎについて、守衛、事務員、看護師等を経由するために時間がかかるが改善策はとの質問に対しまして、夜間救急受付は、守衛から直接看護師に取り次ぐように改善したとのことでした。

次に、重要事項への取組状況についてですが、健全経営に向けた取組状況、公立神崎総合病院経営改善計画策定の進捗状況、そして、新型コロナウイルス感染症対策の推進についての報告がありました。主な質疑応答としまして、コロナ前にはすずらん祭が開催されていた。住民と病院の接点となるすずらん祭の復活も必要ではないかとの質問に対し、病院に欠けていることの一つは住民へのアピールであるが、すずらん祭、病院祭などを復活させるには準備も必要である。コロナも終息しない状況では難しいと考える。逆に、講演会やヘルスチェックの実施など、病院から出向いていく方向で考えているとの回答でした。そして、待合室のWi-Fi設置も検討課題である。また、受診担当科の受付窓口から離れてしまうと呼ばれても気がつかない。患者の立場に立ち、どのようにすれば患者が待ちやすいか考えていただきたいとの質問に対し、患者の視点に立つことは基本である。その視点での改善やアメニティーも併せて検討するとの答弁でした。また、Wi-Fi完備はできるだけ早期に着手したいと考えているとのことでした。

次に、はりま姫路総合医療センターとの連携は取れているのかとの質問に対しまして、はりま姫路総合医療センターとの連携は必須課題と認識している。病院全体が急性期直後でも受け入れる方向でないと、はりま姫路総合医療センターとの連携は難しいとの答弁でした。

次に、健康福祉課に移ります。地域包括ケアシステム構築及び協議体の推進状況について説明がありました。

その中で主な質疑ですけれども、11月6日に山田区で防災訓練が実施されたが、区民から防災訓練としてどうなのかという意見を聞いている。区の役員や行政との打合せはできていたのかとの質問に対し、健康福祉課として避難行動の要支援者に対する訓練をしたい旨を説明をした。災害については区で設定していただき、支援が必要な方の避難行動プランが実際に役立つか検証したとの答弁でした。

次に、高齢者福祉、関係事業の取組・検討状況についてですが、介護予防・日常生活支援総合事業、そして一般介護予防事業、NPO法人ゆめ花館（高齢者生きがいづくり

事業)また、障害者福祉事業及び施設整備の検討状況について、社会福祉法改正による社会福祉充実計画による障害者施設整備とか、ケアステーションかんざきについてとか、障がい者基幹相談支援センターについての説明がありました。その中で主な質疑として、障がい者基幹相談支援センターで受けた支援件数131件に対して、解決された件数は幾らかとの質問に対し、昨年10月に開設し、昨年度半年で131件の相談があったが、件数の報告のみで、相談の詳細結果は把握していないとの答弁でした。これに対しまして、行政として委託している限り開示できない情報があると思うが、きっちりと把握し、最低限のことは委員会で報告していただきたいとの質問に対しまして、障がい者基幹相談支援センターに相談された後、健康福祉課やケアステーションかんざき、事業所につなぐ場合もあるので、ケースごとの相談等で確認させていただくととの答弁でした。

次に、食育及び健康増進事業の取組状況について説明がありました。その中で、主な質疑として、食育について、教育委員会、給食センター、学校と健康福祉課との連携、意見交換の場を定期的に行っているのかとの質問に対し、年1回会議を開催し、健康増進に向けた現状課題について、進捗状況を計画に沿って確認していくとの答弁でした。

次に、新型コロナウイルス等感染症予防対策について説明がありました。主な質疑として、県配布分の検査キットの残り550セットは病院と学校にどのように配布されたのかとの質問に対し、神崎総合病院に350セット、教育委員会、学校関係に200セット配布したとの答弁でした。配布した検査キットは、配布を受けるのに非常に時間と手間がかかる。もっと簡易な活用方法はなかったのかとの質問に対し、感染急拡大に対して医療機関への逼迫を避けるために、配布対象者が2歳から59歳までで基礎疾患のない軽い症状の方に限られている。自分で検査し、陽性であれば自宅療養するためのものである。あくまで症状がある方に配布することになっているとの答弁でした。また、国の方針で重篤化を防ぐためにワクチン接種を推進しているなど、住民の不安を解消できるアナウンスができないかとの質問に対し、オミクロン株対応ワクチン接種後の副反応について国のデータを基にチラシを作成するなど、安心して接種していただけるアナウンスを検討するとの答弁でした。

次に、住民生活課からの報告です。広域行政(ごみ処理・し尿処理)の今後の行方、そして防災(無線)・防犯対策の取組状況、町営住宅の管理運営、特定空家対策の推進状況、国民健康保険の取組状況についての説明がありました。主な質疑では、国民健康保険の高額療養給付費は昨年度に引き続き高額で推移しているが、このまま推移していくと税率が高くなる懸念があるが見通しはどの質問に対し、平成30年度に国民健康保険制度の改正があり、かかった医療費は県が100%近く手だてをしてくれるので神河町の国民健康保険事業会計が影響を受けるものではないが、5年後には保険税を県下統一しようという動きがあり、今後は保険税を上げざるを得ない状況であるとの回答でし

た。

また、産業廃棄物処理事業、そして、姫路市中播消防署建て替えについては、主な質疑として、産業廃棄物処分場までの道路整備が鍛冶南部の墓地までの道路に決まったような報告があったが法線は決まっているのかとの質問に対し、鍛冶南部の集落内の道路整備を計画し鍛冶区と協議をしたが、広い大きな道路は必要ないという意見で、現在の現道を4か所改良する要望があった。覚書を交わしている大河区も同じ意見であったとの回答でした。また、中播消防署建て替え候補地は決定をされたのか、また、12月に各町議会に説明されるのか、11月から1月にかけてのスケジュールはどの質問に対し、11月、12月に各町とも議会議員にお知らせし、その意見を踏まえて12月中に3町長が最終的に意思決定し、地元へ説明する。土地の限定もした上での確定となる。現段階では3町長が意思決定する段階に至っていない状況であるとの答弁でした。

最後に、上下水道課です。水道基本計画に基づく水道施設整備事業の取組状況、経営戦略の見直し及びアセットマネジメントの取組状況、さらに下水道施設統廃合計画・長寿命化計画の取組の状況についての説明がありました。その中で質疑応答として、住民から水道代が高いとよく聞かれたときには、町の面積が広く、人口が少なく住宅間の距離が長いので工事の経費も高くなる。水道は独立採算制なので高くなっていると答えているがどうかとの質問に対し、そのとおりである。神河町は大きく4つの谷があり、一番高いところに浄水場、配水池が必要で、約200キロメートルの管路を管理している。修繕費についても多額の費用が必要であるとの答弁でした。また、水道は人間が生きていくためのライフラインであり、水道事業に対して国にもっと補助をしてほしいが、地方に対して国からの補助金は幾らあるのかとの質問に対し、国からは交付税で算入されている。また、施設整備に係る起債の半分が交付税に算入されてる。今年度は約7,400万円の繰入れをしている。収入額の約4分の1程度であるとの答弁でした。

以上、主なものを朗読しましたが、詳細はお手元の資料を御覧ください。

これで民生福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 次に、産業建設常任委員会、藤森正晴委員長、お願いします。

○産業建設常任委員会委員長（藤森 正晴君） マスクを外させてもらいます。産業建設常任委員長の藤森です。

初めに、9月28日、ひと・まち・みらい課所管の委員会の進捗状況の報告がありました。

まず、報告内容でございます。旧粟賀小学校跡地整備事業については、計画設計によるイメージ案を公表し、504件の意見書が提出されたのを受け、地元検討委員会とワークショップを開催しての最終基本設計の検討結果の報告を受けました。最終でございますので、いろいろと確認をする中で、意見としてはしっかりと安全対策をするとともに、ヘリポートの用地も必要ではないかという意見を付け加えております。

次に、アグリイノベーション推進事業であります。野菜加工施設の建設に向けての現

状報告を受けております。

次に、多自然居住推進事業であります。リバーズランの職員体制や神河町民の移住者をつなぐ交流事業やシングルマザー支援事業等の説明を受けております。

次に、10月18日、現地調査を行いました。調査箇所はリバーズランの事務所、キンキサイン株式会社の工場見学、それと、グリーンエコー笠形の施設と、オウネン平に上がりましてホワイトコテージとグラウンドゴルフ場の視察をしております。

次に、農村環境改善センター、非常に老朽化しております。タイルの剥がれ等の状況を視察いたしました。

次に、林業専用道神河2号線、大山地内でございます。ここの視察もしております。

最後に、水車公園こっとう亭前の転落防止柵の更新工事の状況を視察いたしております。

それでは、11月11日に開催されました委員会の報告をいたします。

まず最初に、建設課であります。橋梁長寿命化修繕事業は、南1号橋、越知区であります。これは10月31日に工事は完了しました。貝野橋、貝野区は10月3日に入札を行い、令和5年3月18日に工事完了の予定であります。

次に、急傾斜地崩壊対策事業であります。この事業は、県の土砂災害特別警戒区域の調査を行った危険箇所と地元要望の危険箇所の両面から、事業採択に向けて取り組んでおります。これについての質疑であります。鍛冶地内の工事は寿福寺から北側ということだが、現在工事を行っている終点と寿福寺の区間が空くことになるがどうなのかという質疑に対し、この区間は急傾斜地の条件に該当しないため工事対象外となるということであります。

次の質疑であります。山林87%の神河町では危険地域が多くあるので計画をしっかりと立て、対策を順次進めるように強く要望してほしいに対し、神河町は山間地域なので現状を報告し、急傾斜地対策、土砂対策について強く要望をしていきたいとのことあります。

次に、間もなく近づきます除雪対策の事業であります。この質疑に対して、除雪、凍結防止剤の散布は町内全域で行われているのかの問いに対して、町内全域の除雪、凍結防止剤の散布が基本であるが、積雪の多いところから対応するため町内全域の対応ができない場合がある。豪雪になった場合は、建設業界と連携して対応していくということあります。

次に、凍結防止剤の配付場所は、であります。区の要望場所に配付しておりますということあります。

次の質疑であります。除雪が中途半端なところがあるので、しっかりと指導をすべきであるとの問いに対し、除雪はアスファルトが見えるまで、両サイド白線があるところは白線が見えるところまで除雪するように指導をしているとのことあります。

その他の質疑であります。区要望箇所の対応が遅れているが苦情は出ていないのか。

これに対して、苦情は聞いていない、計画的に進んでいるが、大きなところから優先的に進めている。随時、設計に取り組んでおり、本年度中に工事が完了するように努めているとのことでもあります。

次の質疑であります。県管理河川内の支障立木及び草木の除却をするとのことであったが、場所と時期はの質疑であります。越知川の粟賀大橋から上流、県のしゅんせつする以外のところで本年度1か所、鍛冶区の寺前橋の前後、昭和橋からしんこう大橋の間ぐらいのところを予定している。来年の1月から3月で完了するように進めるとのことでもあります。

次の質疑であります。繰越明許工事が大変多く、年度ごとの区切りがはっきり見えてこない。繰越明許工事を減らす努力が必要ではないのかの質疑であります。これに対して、補助事業、特に橋梁の修繕は、工事の内容によって出水期の11月以降でないと発注できないため、3月末までに完了しない工事は繰越しとなる。繰越明許整理をしようとする、職員を動員するか、事業量を減らさないと難しい、道路工事も併せてバランスを考えながら進めていきたいとのことでもあります。

次に、地籍課であります。地籍調査事業は順調に進捗しております。10月から地籍課窓口で手数料の収納を行っております。

主な質疑であります。ドローンを使った測量の検討状況はの問いに対し、航空写真と航空測量により地籍調査を行っている市町がある。この調査の大きな問題点として、くいを打たずに地籍調査を行うため、山の売却や森林計画を立てるときにくいを打つことが必要であるため、その経費負担の問題や、今から実施すると約50%がくいがない状況になるため、地権者の理解を得るのが難しいとの回答であります。

次に、農林政策課であります。神河町の農地、森林の保全をどうしていくかが喫緊の課題である。将来像を見据えた上での施策として、できるだけ補助事業で間伐を進め、更新伐をしながら次の樹種を植えていく。広範囲で人工林を植え替えるのも一つの方法であるが、部分的に植え替え、広葉樹に替えていくことも必要だと思っていると回答であります。

次の質疑であります。有害駆除で捕獲した動物は個人では法的に処分できないので、よい方法はないかの質問であります。猟友会に依頼するのが一番と思っている。アライグマ、ヌートリアについては補助金が出るが、対象外の動物については依頼がしにくい点もあるので、猟友会に相談しながら検討していきたいであります。

次の質疑であります。有害鳥獣に対する農作物の被害額は年間幾らですかの質疑であります。これに対して、水稻、小麦、豆で200万円ほどであるとの回答であります。

次の質疑。ゆず香ちゃんの製造数と販売状況はであります。これに対して、製造数は3,000ケースを製造し、10月末で約2,000ケース売れているとのことでもあります。

次、ひと・まち・みらい課であります。旧粟賀小学校跡地整備事業についての質疑であります。今回提出の計画は工事費総額8億円で収まるのか、この質疑に対して、建物

面積が前回の計画から100平方メートルほど小さくなるのと、公園の水辺の空間スペースをなくし、工事費総額8億円に収めているとの回答であります。

次に、デマンド交通事業の質疑であります。デマンドバスについては区長会に説明をされているのかの質疑に対し、本年2月、10月の区長会で、川上線エリアから部分的に始め、順次エリアを拡大していくと説明をしているとの回答であります。

次の質疑であります。試験運転の結果により、車の改造やデマンドバス運行の廃止等が考えられるのに、来年度以降エリアを拡大すると言えるのかの質疑に対し、導入するための準備期間として川上線から始める。町内全域の運行を前提として進めているとの回答であります。

次の質疑であります。バス型なのかタクシー型なのか、方向性を示しておかないと理解ができないのではないかの質疑に対し、バス型でもタクシー型でもない中間型である。バス停までの距離が遠いという問題を解決するため、ごみステーションをバス停とし、予約制の乗り合いで多くの方が利用できると考えているとの回答であります。

次の質疑であります。オペレーター事業を（公社）中播広域シルバー人材センターに委託することだが、経験者はおられるかの質疑に対し、経験者はおられないが、できる方はおられるとの回答であります。

次に、指定管理関係であります。指定管理の更新に伴う運営方法や実施計画の現状報告を受けております。

最初に、ホテルモンテ・ローザであります。ペットと共に宿泊できる部屋を、2階、4部屋設置し、また、気軽にキャンプができるグランピング施設を検討している。

次に、水車公園こっとう亭であります。コンビニエンス施設をサイクリングステーションに変更し、サイクリストの交流の場として、レストラン、食堂への集客を考えているとのことであります。

次に、グリーンエコー笠形であります。レストラン部門は、食事メニューの変更等しているが、送迎を行っていないので集客が減少している。コテージ施設等は、夏休みには集中的な利用があるが、全体的には利用客が減少している。

次に、新田ふるさと村であります。キャンプブームもあり、キャンプ場、コテージ施設等の利用増につながる取組をしている。

次に、神崎農村公園ヨーデルの森であります。ワンワン牧場、ふれあい広場の改修やアスレチック新設の検討をしている。猪篠区と共に地域環境も含め努力をしているとのことあります。

次に、かみかわ桜の山桜華園であります。コロナ禍の影響で来場者は減少傾向である。また、桜の病気で枯れや成長の遅れという課題があり、樹木医と解決方法を探っている。

次に、カーミンの観光案内所であります。観光連携協議会を月に1回開催している。Go To キャンペーンや全国旅行支援も始まっているが、入り込み客数としては厳しい状況である。

次に、かんざきピノキオ館であります。株式会社山田営農による米、柿等のオーナー制や、木工細工の指導が好評であり、館内だけでなく館外での活動もできないか検討をしております。

次に、多自然居住推進事業であります。この件について、柏尾区の喫茶ファミリー跡地に移住促進や就業支援を行う一社リバーズランの事務所が、何の施設か分からないため、年末までに看板を設置すると報告を受けております。

以上が委員会の報告であります。

次に、11月14日、県道加美宍粟線改良促進議会連絡協議会での要望箇所を宍粟市議会議員と現地視察をしております。視察箇所は、神河町側は福本から柏尾間の自転車、歩行者の安全対策の箇所、それと、上小田地内の道路拡幅改良箇所。宍粟市議側は、能倉バイパス2期工事の現状箇所、宍粟市一宮本谷地内の早期拡幅箇所。両市町の要望事項であります。冬季の安全対策として温度計の設置。これは上小田に予定をしております。その箇所と、宍粟市一宮本谷から上小田間のトンネル計画の起点の想定箇所を現地調査しております。調査後、一宮市民協働センター会議室で意見交換をし、共に早期の実現に向けての話をしております。

以上が産業建設常任委員会の報告であります。

○議長（小寺 俊輔君） ここで私のほうから、9月定例会以降、閉会中の主立った事項について報告いたします。

10月1日、相生市制施行80周年記念式典が相生市文化会館で開催され、私が出席しております。

10月4日、中播北部行政事務組合議会定例会（第1日目）が開催され、栗原廣哉副議長、小島義次民生福祉常任委員長と私が出席し、令和3年度事務組合会計歳入歳出決算について提案説明を受けております。

10月6日、兵庫県町議会議長会第3回臨時総会が神戸で開催され、私が出席しております。協議事項は、令和5年度県予算編成及び施策の策定に関する要望、研修事業実施計画、第66回議長全国大会等について、原案のとおり承認、可決しております。

10月11日、中播衛生施設事務組合議会定例会（第2日目）が開催され、小島義次民生福祉常任委員長と私が出席しております。8月30日に提出された令和3年度事務組合会計歳入歳出決算について認定しております。

10月14日、斎藤兵庫県知事が現地調査に来町され、町長と上野県議会議員、私が同行し、説明、意見交換を行いました。

同日、10月14日、兵庫県町議会議長会主催議員研究会がグリンデルホールで開催され、私と各議員が出席しております。「地方議会におけるハラスメントの実態と防止策」、「大災害その時どうする、どうなる 大切な地域、住民を守るための防災と救命対策」と題して、基調講演を公聴いたしております。

10月20日、21日、全国過疎問題シンポジウムが熊本市で開催され、私と町長が

出席いたしております。1日目は、「「にぎやかな過疎」を目指して」と題して、明治大学農学部教授、小田切徳美氏の基調講演、「「過疎 新時代」新しい時代の流れを力にする」と題したパネルディスカッションを公聴いたしております。2日目は、現地取組紹介と現地視察として、高齢化、過疎化が進む水俣市で、「「つながる拠点」による安心な暮らしづくり」と題して、令和3年度にICTを活用したオンライン診療等の実証事業、医療アクセス確保と住民のQOL向上のための多職種参加型オンライン連携診療モデル構築事業の取組、これからの医療や介護などの現場におけるオンライン診療を含めたICT技術の活用についてのパネルディスカッションを公聴いたしております。

10月24日、郡議長会が開催され、私が出席しております。協議事項は、議長研修会について、郡議長会議員研究会及び情報交換会について、令和5年度町村会補助金の申請について協議を行いました。

10月25日、第15回かみかわ夏まつり第4回運営委員会が開催され、私が出席しています。

10月26日、27日、全国監査委員研修会が東京で開催され、藤後代表監査委員、吉岡嘉宏議会選出監査委員が出席されております。

10月28日、中播北部行政事務組合議会定例会（第2日目）が開催され、栗原廣哉副議長、小島義次民生福祉常任委員長と私が出席しております。10月4日に提出された令和3年度事務組合会計歳入歳出決算について認定しております。

10月29日、加西市制55周年記念式典が加西市民会館で開催され、議長代理で栗原廣哉副議長に出席していただいております。

11月1日、町職員と合同で開催された人権研修に、私と各議員が出席しております。

11月8日、県町議会議長会主催の県選出衆参国會議員要望会が東京で開催され、私が出席しております。神河町議会として、地域保健医療の向上（公立神崎総合病院に対する財政支援）についてを要望しました。

11月9日、第66回全国町村議会議長会全国大会がNHKホールで開催され、私が出席しております。大規模災害対策の確立や地方創生とデジタル化のさらなる推進を期する決議など28件、新型コロナウイルス感染症対策及び経済対策等に関する特別決議を3件、また、国に対する要望事項を決定しました。

同じく11月9日、人権教育実践発表会が神河中学校で開催され、各議員が出席されております。

11月10日、鹿児島県垂水市議会から、自宅から投票所までの移動困難者を対象とした移動支援について、行政視察に来町されています。澤田俊一総務文教常任委員長と私、行政からは町長、岡部総務課長と担当職員に対応していただきました。

11月15日、全国過疎地域自立促進連盟第54回定期総会が東京で開催され、議長代理で栗原廣哉副議長に出席していただいております。

同じく11月15日、西播磨市町議会議長会第2回総会及び現地視察が宍粟市で開催され、

私が出席しております。

1 1月21日、監査委員協議会第2回研修会が神戸で開催され、藤後代表監査委員、吉岡嘉宏議会選出監査委員が出席されております。

1 2月2日、リバーズランお披露目交流会が同事務所で開催され、私と、各議員に出席いただいております。

1 2月3日、神河町人権・青少年健全育成合同大会がグリンデルホールで開催され、私と、各議員に出席いただいております。

閉会中に陳情1件を受理しております。対応については、議会運営委員長から報告があったとおりです。

なお、定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、10月13日に第69号を発行し、10月25日に各区長様に配布しております。

以上で、閉会中の主立った事項について報告を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を10時35分とします。

午前10時15分休憩

午前10時35分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

議案の審議に入る前に申し添えておきます。

議員各位においては、会議規則第54条第1項では、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定されています。また、同規則第55条第1項では、質疑は、同一議員につき同一の議題について3回を超えることができないと規定されています。会議規則第54条及び第55条遵守の上、お願いいたします。

町当局におかれましては、質問に対して明瞭かつ的確な答弁をお願いし、会議の進行に御協力いただきますようお願いいたします。

それでは、早速議案の審議に入ります。

日程第4 報告第6号

○議長（小寺 俊輔君） 日程第4、報告第6号、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第6号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）でございます。町長の専決処分事項の指定についての規定に基づき、令和4年8月6日に発生した公用車事故の対物事故分について、9月29日に示談が成立しましたものを

同日付で専決処分させていただいたものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。それでは、詳細説明を申し上げます。第2ページを御覧をいただきたいと思っております。

この報告につきましては、先ほどの町長のとおり、町長の専決処分事項の指定についての規定に基づきまして、公用車で発生した物損事故の示談が9月29日に成立をいたしましたので、同日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

なお、交通事故の詳細ですが、本年8月6日、かみかわ夏まつりの日に、祭りの要員として参加をしていた消防団員が、神崎支庁舎駐車場で消防車をバックをさせていたところ、後ろに停車中の車のバンパーに接触をした事故でございます。

以上が事故の概要でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。

5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。損害賠償額は7万8,100円となっております。これ、自損の額が幾らになるのか。それと、保険対応はできるのかどうかをお聞きいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。相手車の車につきましては、先ほど安部議員がおっしゃるとおり、損害賠償額のとおりでございます。消防車のほうにつきましては、波打床版といいますか、硬い鉄板でございましたので、特に損傷がなく、修理代は発生をいたしておりません。

それで、相手側の補償につきましては、役場の公用車が入っております保険で対応いたしております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

[質疑なし]

○議長（小寺 俊輔君） 終結してよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

報告第6号については、以上のとおりでございます。御了承願います。

○議長（小寺 俊輔君） 日程第5、第96号議案、神河町立中学校通学用自転車購入補助金交付条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第96号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町立中学校通学用自転車購入補助金交付条例制定の件でございます。制定の理由は、中学校の自転車通学生徒の自転車購入費に対して、子育て支援として子育て世帯への支援の充実を図り、あわせて町内の事業者の経済支援とするため、令和5年4月の新入生から、通学用自転車購入に対して補助する条例を制定するものでございます。

これにより、保護者負担の軽減を図るとともに、町が推進する神河町地域創生総合戦略の子育て環境の充実の新たな取組として捉え、人口減少対策の一つとして、また、町内事業者への購入を促す仕組みをつくることで経済支援を行うものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、教育課社会教育特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

宮本教育課社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 教育課参事兼社会教育特命参事の宮本でございます。第96号議案、神河町立中学校通学用自転車購入補助金交付条例制定の件の詳細説明を申し上げます。

それでは、条例制定の内容につきまして、1ページを御覧ください。第1条では目的を定めており、神河町立学校設置条例第2条に規定する中学校に通学する生徒の保護者負担の軽減を図ることを目的としています。第2条では、通学用自転車の定義を定め、中学校長が定める基準を満たした通学用自転車を指定しています。第3条では、交付申請ができる者を定めています。神河町立学校通学費等の支給に関する条例第5条により学校長に自転車通学を決定された生徒の保護者としています。第4条では、補助の詳細な事項については、この条例の規則で定めることとしています。

なお、施行期日は、令和5年4月1日としています。

補助の詳細につきましては、2ページに参考資料として、神河町立中学校通学用自転車購入補助金交付条例施行規則を添付しておりますので御覧ください。

第2条に、交付対象として、神河町立学校通学費等の支給に関する条例第5条により学校長に自転車通学を決定された生徒であって、町内の事業所で自転車を購入した者で、生徒1人につき1回限りとしております。第3条に、交付の対象外を定めています。校区外就学の生徒、バス通学により定期または回数券の支給を受けている生徒は対象外と

しています。第4条に、補助対象経費は、入学前1年以内に新たに購入した通学用自転車購入費としております。補助率は購入費の2分の1とし、補助金額の上限額は3万円としています。第5条から第7条に、補助金の交付申請から交付方法までの事務手続、8条には、補助金の交付決定の取消し及び返還について定めています。取消しの基準は、自転車通学を決定されてから1年以内に町外へ転出した場合や、自転車通学以外の通学方法へ変更した場合は、補助金の返還義務が生じることを定めています。以降の条文については、二重補助の禁止や財産処分の制限を定めています。附則第2項、経過措置では、令和5年度入学者からの適用とし、在學生は対象外としております。第3項には特例として、令和5年度に入学した生徒に限り、周知期間が短いことから、町外事業所で自転車を購入した場合も補助の対象としております。

次ページからは様式になります。4ページには、神河町立中学校通学用自転車購入補助金交付申請書、次ページに補助金対象者名簿、次ページに補助金交付決定通知書、次ページに補助金請求書、次ページに交付決定取消通知書、最後の9ページに返還命令書を添付しております。

以上、詳細説明とさせていただきます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。この議案につきまして、先ほど総務文教常任委員長のほうから報告があって、詳細はお聞きのとおりだと思います。現在、平成23年12月に町立学校通学費等の支給に関する条例というのが今現在あります。この内容につきましては、幼稚園児から中学生まで対象にしたもので、通学方法に係る通学費の支給でございます。これが制定されたのは13年前、学校の統廃合、幼稚園からもう全部なんですけども、ついてから始まっております。そのときは、どちらの学校に統合するのか、または新設するのか、いろいろな問題あって、当時、合併の是非論まで発展しそうな雰囲気、いろいろ大もめになったとこでございます。議会のほうにつきましても、特別委員会を設けて、双方の住民に納得していただける案をいろいろ考えられて、定められたのがこの条例だと私は思っております。

この提案につきましては中学生を対象ということなんですけども、中学生につきましても、学校の前の生徒から25キロほど離れた遠いところもあります。今回なぜ中学生だけを対象とされているのか。

もう一つは、今回これ改正することによって、本当に真に公平な負担になり得るのか。

それと、最後に、当時制定された内容について、どこに誤りがあって、どこの問題だったのか、そこがはっきりちょっとお聞かせ願えないでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 宮本教育課社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 教育課、宮本でございます。当時と

しましては、通学費補助ではなく、バスの定期券、それからヘルメットの支給、そういったことで条例のほうはつくられております。今回、自転車につきましては、これまで補助がなかったということなのですが、自転車については、通学には使いますが、個人の持ち物であるということもございましてこれまで補助をしておりませんでした。今回、子育て支援ということで、自転車の金額も年々上がっておりますし、それからコロナ等の情勢で、物価高騰で各御家庭の家計も圧迫してるということで、何とか補助をできないかということで考えております。金額につきましては、各町内の自転車屋さんの方に尋ねまして、そこで平均価格を出しまして、そこで検討した結果、6万円程度が大体購入費になるということで、その2分の1、3万円を上限として補助をするということで提案をさせていただいております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 教育長、お願いします。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長、入江でございます。少し付け足して、質問に対する回答を少しさせていただきたいと思っております。今回、中学生を対象にいたしましたのは、幼稚園、小学校、中学校の中でも自転車で登下校、通学といたしますか、しておりますのが中学生でございますので、中学生に対する補助を考えたいということで中学生を対象にしております。

それから、補助につきましては、以前にも、私就任以来ずっと、通学への補助ということも懸案事項であるということで、前回にはバス通学の拡充と申しますか、大体4キロをめぐとしたバス通学補助を皆様御検討いただいて、御承認いただいて導入したところでございます。ずっとそれ以来、子供たちの安全な通学、それから、きちっとした形での登下校、その辺を勘案しながら、補助についても、見直しと申しますか、検討を重ねてきたところでございますが、今回はそのような中で、自転車通学の購入についても、今参事のほうからもございましたけども、コロナ禍でのなかなか経済的な面での、私詳しくございませんが、疲弊している面もあつたり、それから、通学用自転車もほかの物品と変わらず値上がり等もしてきていると聞いておりますので、その辺りへの、購入への補助を考えた次第でございます。

公正公平ということでございますが、なかなか御指摘のように難しい問題ではあろうかなと思っておりますし、私どもも捉え方をしっかりしていかなければいけないなということで考えていっておるところでございますが、本町における園児、児童、生徒の通学の様態は、御存じのように地域も広うございますので様々でございます。その経費や負担もそれぞれ異なりますので、個々の状況等をしっかり勘案して検討する必要があるかなというふうに考えております。前年、先ほど申し上げたように、バス通学の補助につきましても今年度から導入をしておりますが、やっぱり安全性ということを第一に、それぞれの状況や社会情勢等を勘案して、適正に対応していているものというふうに考えております。

自転車通学における今回の自転車購入補助につきましても、通学用自転車としての安

全性、それからもう一つ耐久性、その辺のしっかりしたものを購入して使用していただきたいという願いの下で、購入に対する負担が増えている観点からも、ほかとの公平性を考えて、今回、このような条例提案とさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 藤原です。安全性と言われましたが、安全性につきましては、小学校も園児も当然ありますんで、それはやっぱり公平にしないと、特定の中学生だけというのはちょっとおかしいかと思います。経済的の理由で、安全性を主にして、これに補助するんだという話はちょっと筋が通らないような気がしますし、最初にお尋ねした中に、当時、議会として、町民の中で理解してもらえる案としてつくられています。そこで、当時の議会が判断した判断に、どこに誤りがあって、問題が生じて今こうされているのかという部分についてのちょっと答弁がなかったんで、それ、再度お尋ねするわけですけども、ただ経済的、短期的な問題じゃなくて、やっぱり当時つくったのは、合併に伴うてどういように教育施設を統廃合していくか、その中で、末永く町が争いなく収まるような体系で、これされてると思うんですよね。当然、一番初めに生まれました、制定されたときのやっぱり問題から掘り起こしていかないと、ただ短絡的にそのときだけ、また中学生だけという話にはならないと思うんですけども、それ、再度、どないでしょう。

○議長（小寺 俊輔君） 副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。私のほうから、過去の条例に、議論されてつくられた条例に対する変更といいますか、少し手を加えるような形に今回結果としてなつてますので、そこはどうなんだという御質問だと思つてます。

条例ですので、その都度その社会に合った条例に変えていくっていうことは、現在を担当していく者の責務であるというふうに思つてます。過去に決めたものがずっと未来永劫変えられないということではないと思つてます。ここがスタートです。今回、自転車ということなんですけれども、これまでも距離の見直しであったりとか、バス通の対応エリアの見直しであるとか、その時々、社会情勢に合わせて少しずつ見直しを加えてきております。今回の自転車に関しましても、宮本参事のほうがお話ししたとおり、社会情勢の中で、子供たちの教育環境を充実させていくということで、保護者の負担を軽くしていこうというふうな思いの条例であるということであつて、通学方法を見直したわけではないんです。保護者の負担を軽くする、できるだけ軽くしたいということで、教育環境を充実させていきたいというふうな思いの変更であるということですので、過去の条例が間違つたので直すということではないということをお伝えしたいと思つています。以上です。（発言する者あり）

○議長（小寺 俊輔君） いや、まだ2回ですよ。あと1回あります。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。趣旨は分からんことでもないんですけど、条例つくりますとね、当然基準、基本的にラインがあります。その中で、少し外れる外れないって問題も出てくるんですけども、それ一つ変えてしまいますと、全てを変えてこないとかかん問題にも発展してますんで、そこの辺はちょっと慎重に取り扱わないいけないのかなと思います。冒頭の説明につきましては、コロナの影響により経済的に苦しいという説明でしたけども、そしたら園児の方も当然保護者にとっては同じようなことも出てくるだろうと思います。それをどうするのかということ。

それと、もう一つは、近距離の通学生から遠距離の通学生、じゃあこれだけで本当に、親御さんにしてね、公平に、平等に軽減されているのか、やっぱりそこへも配慮した格好にしないと、ただ特定のここだけって話、ちょっとおかしいかなと思うんですけども、そこの辺の考え方はどうでしょう。

○議長（小寺 俊輔君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。2つですね、まずはコロナの影響といったところです。説明の中に確かにコロナということも一つの要素ということで説明させていただきました。それにつきましては、現在の社会状況でコロナの影響もあるであろうというのは、現在はあるということなんです。ただ、コロナの影響いつまで続くかというふうに考えましたら、これが全てではないんです、コロナが全てではないということを改めて申し上げておきたいと思います。直近の状況として申し上げたということです。

それと、距離によって、遠距離も近距離もあるということなんですけど、一定、何キロから何キロの間は徒歩ですよとか、何キロから何キロの間は自転車か徒歩を選んでいいですよという距離であったりとか、何キロ以上になりますと原則バスですよというふうな、距離に応じてはそれぞれの通学方法を選定もしくは指定をさせていただいてます。徒歩に関してはあれなんですけど、バスに関しましては定期券を支給するとかということで、徒歩の方の部分には何もないですけども、公的な、全額支給というふうな形で、負担がかからないようにというふうにしてます。

今回、自転車に関しましては、過去の考え方、間違っていないんですけども、個人のものなので、購入費は全額個人負担とさせていただいてましたけれども、これは半分ということで、今回、保護者の方の経済的な負担を軽くして、子育て環境をよくしようということで提案させてもらってますので、距離に応じた対応ということでは、これまでどおりある一定基準をもって対応させていただいたという状況です。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。藤原議員に関連した1回目の質問なんですけど、過去に決まったものを今の時代に合わせて変えていこうとする、それはそれで私はいいと思うんですけど、今の副町長の回答で理解はするところなんですけども、この条例の提案説明で町長が、子育て支援、人口減少対策に対する子育て支援なんやということをおっしゃったのと、先ほど宮本特命参事のほうからも、今回、個人の持ち物やっ

たけども、今回は子育て支援、特に物価高騰の部分もあると、そして副町長からも、教育環境を充実させて保護者の負担を軽減していきたいんやと、おっしゃってることよく分かります。

それならば、施行規則第3条の交付対象外ですね、校区外就学を許可されている生徒、将来の高校進学等も考えて、中学校から姫路の高校へ行く生徒もあるんです。そして、いろんな心身の状況があって特別支援学校へ行ってる子供たちもあるんです。それぞれ自転車を、いろんなやっぱり負担があるわけですよ。だからそういう、全て神河町の大切な宝物である児童生徒を対象にした支援の中で、例えばですけども、僕は頑張って自転車で新野駅まで行って、姫路の学校へ行くんや、その子も自転車購入するんですね。同じ神河町の宝物です。これが一つ不公平感があるん違うかなというのを今回の条例提案また規則で感じました。

それと、もう1点です。入学する日の1年前まで、町内の業者で購入した通学用自転車、これが交付対象ですよと、規則の第4条で規定があります。もう一つこんな例が考えられませんか。私は、お姉ちゃんが乗っていた自転車をまだ使えるんで、親からもそれ使え言われて、それで通学するんですという生徒があるかもしれません。自転車の耐用年数はおおむね、一般的には10年以上もつと言われてますし、我が家でもそういう自転車がまだあります。我が子が使っていた自転車がまだあります。長く使える個人の財産ですね。それを、私はお姉ちゃんが乗った自転車で行くんやと、そやけど、周りの生徒見とったら新しい自転車買うてもろてええなと思う。そやけども、町はSDGs進められてるし、やっぱり物を大切にせなあかん。そやから私はお姉ちゃんの自転車で頑張って行くんや。そやけど、2年生、3年生になったときに、仮にこの自転車が故障したときに、この条例とかこの施行規則やったら、その子には補助金、その子にとっては初めて買う自転車ですけども、補助が該当しないと思うんですね。この2点について、宮本特命参事については、高橋課長の急遽代理ということですので、教育長または副町長から、今の私の2問について回答をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） どちらが答えられますか。

教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長、入江でございます。澤田議員の2点目の、1年生からを対象にしておりますが、2年生、3年生のときはどうやという質問に答えさせていただきますが、今回、令和5年度からの新入生を対象にするというところで一つ区切りをつけさせていただいたわけでございます。今おっしゃったように、各御家庭の事情によりいろいろなケースが考えられることも当然承知しておりますが、どこまで範囲を広げるかということにつきましては、本当に悩ましい点もございしますが、難しいところがございます。今回は新入生を対象にさせていただきたいと、このように思っております。もちろん、今おっしゃっていただいたことも重々考える中では何とかしたいという思いもございしますが、なかなか範囲を、どこまでというのがなかなか難しい点もござい

し、我々検討させていただいた中で、新入生から対象にしてやっていきたいと、このように思っておりますので、御理解いただければありがたいかなと思います。

1点目の、これは高校生とか特別支援学校へ通ってる生徒とか、ちょっと範囲が広がりますので……（「中学生です、姫路の中学校へ通う子もいるんです」と呼ぶ者あり）今回それにつきましては、もちろん神河町の子供ではございますが、今町内の、ここにもありますように、町立中学校を対象にして考えておりますので、もちろん町内の子供であることは確かなんですけども、今回の条例につきましては、町内中学校へ通ってる自転車通学生を対象ということで絞らせていただいておりますので、町内から町外の学校へ通ってる生徒はこの条例の中では規定していないということになります。範囲が広がりますので、その点については今のこの条例案では対象としていないということでございます。よろしいでしょうか。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員からの問いは、そういったことが対象になっていないので公平ではないですよってという問いなんですけれども、その点についてお答えできますか。

前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。思いがあって、家庭の事情があって、いろんな事情があって町内の中学校ではないところに行く人がいると。ここに対して公平感はどうなんだということだと思うんです。確かに、今改めて頭の中でいろいろ想像してるんですけども、結局、選択肢の問題であろうと思うんです。町内の中学校へ行くというのも一つの選択ですし、町外の中学校もしくは学校等に行く、もしくは行かざるを得ないということもあるかもしれませんが、それも選択であろうというふうに思います。今回条例させていただきましたのは、教育長がお話ししたとおり、町内の中学校に行く方に関して補助をさせていただこうと。ここに少し話出てきましたが、自転車ということで今回クローズアップといいますか、条例つくらせていただいておりますが、町内の中学校に行く子供さんたちの自転車というのは、町内の中学校長の示す基準の自転車を買うということが前提で補助をつくらせていただきますので、町外の学校へ行く、もしくは行かざるを得ない方の基準といいますか、決まりは通用しないんです、うちの中学校の校長先生の基準というのは関係なくなりますので。そう考えると、どこまでも追いかけていくというのはちょっと困難であろうというふうに思うんです。今回は、町内の中学校へ行く子供たちの、町内の中学校長が定める基準によって購入をする自転車に対しての経済的負担を軽減しようということで、全て公平かという、少し問題があるかもしれませんが、自転車を、町内の中学校に行く子供たちに対する教育環境の保護者負担を軽くするということにおいては、ぎりぎり一定までは考えて対応しているというふうに思ってます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 教育長も副町長も今回は今回はとおっしゃるんですけど

も、私が言ったような疑問にも答えられんと、そこが公平、公正の問題やと思うんですね。大人の論理で、大人が考えたら、今回はしゃあないか、ではなしに、実際子供たちの立場になって考えたときに、ほんまにこの条例、この規則でええんかな、胸を膨らませて中学校へ進学していく、町の将来を託したい町の宝物の子供たち、そこに私は少しいまだに不公平感があるんですけどね、不公平感がある条例をなかなかよしとするのは難しい現状にあるのではないかな、もう少し慎重にこの補助については、早くしてあげたい、物価も高騰してるんで早く対応してあげたい、それは分かるんですよ。該当になった人はそれは喜ばれます。そやけども、今回は考えへんけどもというところに実際に該当された保護者また子供たちの気持ちを考えたときに、ほんまにそれでええんかなというふうに思うんですけども。ちょっと抽象的な質問になりましたが、お願いできますか。

○議長（小寺 俊輔君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。御発言の意図といたしますか、思いはよく分かります。受け止めさせていただきたいと思います。ただ、今回自転車の条例を改めて提案させていただいて、皆さんにお諮りいただくわけですけれども、この条例ができる以前から、個々の思いとか事情によって町外へ進学されたり通学されてる方はいらっしゃるわけで、その方たちへの例えば通学補助であるとかそういったものは一切ないということなんです。現状において、一切なかったところで、町内の自転車通学の方の負担を軽くしようということで一つプラスしてきたんです。そのプラスすることが全体のバランスを崩すということをおっしゃってるのかなと思うんですが、ただ、今回の判断としましては、町内に通ってくる人たちの公平感といたしますか、保護者の負担ということを考えて条例を提案させていただいてるわけで、過去からもずっと続いている町外へ行かれてる方の負担ということに関しては今回テーマに上げていないということで、そのことを考えるべきであるというふうな御発言であろうというふうには思うんですが、今回は町内に通ってきている子供たちの自転車ということテーマに考えさせていただいてるわけなんです。澤田議員さんがおっしゃってる、町外へ行っている子供たちの通学に関してもう少し考えるべきであるというのは、これとは似てるんですが、新たな課題を発言いただいたのかなというふうには受け止めさせていただいてます。今回の自転車が必ずしも現行において不公平だけを生むというものであるというふうには思いません。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 11番、栗原です。自転車について、町が補助をするというのは、それは子育て世帯にとってはいいことだと思います。ただ、根拠になっている法令、神河町立学校通学費等の支給に関する条例、この内容、目的ですね、町立学校

に通学通園する児童、生徒及び園児の通学費等を町が支給することにより、通学に係る負担の軽減を図るとともに、安全で安心な通学、通園を確保して、義務教育及び幼児教育の円滑な実施に資することを目的とする。その定義として、通学費等とは、バスの定期乗車券または回数券、自転車用ヘルメット、こうなってますね。この該当しないということで、このたび自転車の条例をつくろうとされております。これはあくまで目的は、子育て家庭に対する補助ということやと思うんです。今言いました条項からいきますと、自転車も大切なんですけど、私、前にも一般質問で言ったんですけど、新野駅から乗ってきてる小学生なんかおるんですよ、定期券買って。ちょっと調べてみましたら、今13人通っております。定期券というのは、子供用の定期券いうのはないんですね。だから、大学生と同じ定期券を使っております。これ、一切補助ありません。せめてこの、自転車で新たに子育てに対する補助っていう条例をつくるのであれば、新野駅から通ってる小学生の分も考えてみてはどうなんですかね。その辺はどうですか。

○議長（小寺 俊輔君） 宮本社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 教育課、宮本でございます。今、野村区のほうから小学生の方が通われてると思うんですが、あそこは徒歩圏内通学のところだったと思っております。地元の方が多分安全のためにということで電車通学をされてるのかなと思っております。今回につきましては、ちょっとその部分につきましては検討はしておりません。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） ちょっと矛盾するんじゃないですか。時代に即して子育てに対する補助を今考えておられると思うんですが、そこについては考えておりません、今回は自転車だけです、それではちょっと納得できないんですけど。両方が兼ね備えて条例ができれば、私らはいいことだと思うんですけど、どうですか。

○議長（小寺 俊輔君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長、入江でございます。栗原議員からは何度か御指摘もいただいたり、御提案もいただいております。我々もその点につきましてはいろいろと検討も、検討といいますか、議題に上げて内部で考えさせていただく機会もあるわけですが、今、新野駅から乗ってきている子供については、今、宮本参事も申し上げましたように、前のバス通学の補助拡大の際にも御提案させていただいたように、4キロを一つの線としております。それより遠方から通ってきてる児童につきましては、これまでのとおり補助を拡大させていただいたんですが、新野駅から乗ってくる児童については、4キロ未満でございますので、その観点から今は対象外としているところでございますが、そういうふうな考え方で今対応をさせていただいているところでございます。そこへ補助をするということになりますと、今度、じゃあ4キロ以内のほかの子供たちへのところも考えていかなければならないということも発生してまいります。ただ、もう一つ、もちろん自己負担で今、4キロ以内のバス通学を特別な事情によりしている

子供については、今のところ原則として自己負担で来ていただいているという現状もございます。

それから、もう1点、栗原議員におっしゃっていただいたように、小学生のJRにつきましては子供料金になってるのかなと思うんですが、幼稚園の子につきましては、今、御指摘にありましたように、幼稚園児用の料金設定がJRにはないようですので、前にもちょっと一回御説明させていただいたんですが、幼稚園の子はなぜか大学生、大人と同じ扱いになってしまうということで、我々もよく協議を駅長さん方とさせていただいたんですが、その中で、幼稚園の子については小学生の帯同ということで、今は無料で乗っているということでございます。状況としては、そのような状況です。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 私が言いたいのは、11月のこの委員会でこれを要綱としてどうかっていう話が出て、12月のこの議会でいきなり条例でどうですか、こう決めましたっていうのは性急過ぎるような気がするんですよ。やはり、条例を決めるのであれば、やっぱり練って、半年でもかけてもいろんな議論をしてつくっていくのが条例じゃないかと思うんです。だから、私が言っている小学生の通学費にしても、これもやっぱり話ししていかんことには、すぐに言ってすぐできるものじゃないと思うんです。ただ、この一番最初見せてもらった、基本になってる神河町立学校通学費等の支給に関する条例というのがあくまで基本なんですから、これを基にして子育て家庭に対する補助、やっぱり今、社会情勢が変わってきてます、変わってきてるからこういう条例をつくらうとしよるんやから、11月の委員会でいきなり要綱で出て、要綱は駄目ですと議会が言ったら、ほなら条例で出しますという形で性急過ぎるような気がするんですよ。それやったら、6月頃から、初めから計画して出して話を進めていければ納得できると思うんですが、もうこれで3回目なんで、お願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 十分な議論の時間が取れていないという御指摘かなと思います。もうそれは否定できないなというふうには思っています。ただ、こういう子育て関係、地域創生も一緒なんですけど、できるだけプラス方向といいますか、少しでもよくなる方向に条例をつくっていきたいということに関しては、できるだけ早くということで御無理を申し上げます。御指摘のとおり、早くしたいんだったらもっと早くから提案できて、議論する時間をいっぱい取ればいいじゃないかということをおっしゃっていただいていると思います。その点に関しましては、本当にそうだと思います。ただ今回は、これを先送りしますと1年先になってしまうと。どうしても新入生といいますか、年度区切りで子供たちの通学方法って決まっていますので、どうしても4月っていうのが一定の基準日かなと思いますので、これが1年先でいいかというふうに思いましたら、やはりできるだけ、来年の4月には実現したいという思いですので、御指摘のところは本当に受け止めさせていただきますが、何とかこういう時間を使って意見、いろいろ御質

疑をいただく中で御理解をいただけたらと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。また、私のほうからは、提案者のほうはやっぱ子育て支援を大きな目的という形の中で自転車購入補助を、この条例を上げられております。私から見ると、非常に公平性に欠けているのかなというふうに思います。これまで、今、学校は、通学についてはバス通学、そして自転車通学、徒歩通学と3種類だと思うんですけども、これらにおいて、この徒歩通学もこれ運動靴で通学されます。だったら運動靴を、これ今、結構高価な金額になってると思うんですけども、その辺についても、やはり毎日毎日通学するんにかかなりの消耗もあろうかと思えます。そういった意味で、運動靴の補助もしてあげたらどうかと、ここで発言するわけなんですけど、そういうところから見ると、今、自転車だけ、私は自転車購入補助は賛成します。けども、そういう公平性から見ると、いまいちもうちょっと議論に欠けてるのかな、政策調整会議の中で闊達な意見がほんまに出たのかなというふうに思うわけです。その公平性を一番考えるということは、先ほど教育長のほうも言われました。大変、公平性からすると難しい問題であるんやという発言もございました。けども、それらをやっぱりしっかり議論した上で、今、公平性を保つような条例制定をするべきだと。また、条例改正でこれを解決するんがええかも分かりませんが、やっぱり一番の目的は、私の考え方は、いつも言うんですけども、町民誰もが公平であるということが一番の目的ということを考えておりますんで、そのことも考えて、また御判断いただきたいと思えます。

○議長（小寺 俊輔君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。御指摘の公平性というところには、もう全く異論はございません、公平にすべきであるというふうに思っています。ただ、いろんな決まり事を決めていくときに、どこかで、通学の距離にしてもそうです、4キロが公平であるかどうかというの、もうこれが判断がいろいろ分かれるところであると思うんです。どっかで区切りをつくっていく必要があるということで、徒歩の方の、おっしゃるとおり靴の消耗ということを考えたときに、一定それにも経済的負担が起きているということをお指摘いただいたと思っております。本当にそのとおりかなと思います。自転車におきましても、過去においては、個人の持ち物なので公費負担はしませんということで、ヘルメットだけということにしてたんですが、この自転車がかかなり高騰、高い値段になってきているということであるとか、それから、今回見ていただいたとおり、全額補助しますという形ではなくて半分は保護者負担ですよということで、保護者負担も残っています。そういったことを考えましたときに、靴の半分補助しますということが必要なのかわかっていうふうに考えたときに、どこかに区切りをつくっていかざるを得ないので、

どんな条例でもそうですが区切りをします。このことが今回、公平感を阻害するようなレベルの不公平感かというふうに考えましたときに、そうではないだろうと、徒歩の方の負担、それから自転車の方、それからバス通の方って考えたときに、幾らか少しずつ変わりはあるんですが、不公平と言われるレベルの差はないというふうに提案する段階では考えております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 安部です。じゃあ、今、自転車補助はしますけども、私たち徒歩通学の保護者から運動靴も補助してください言ったときに、どうされますか。

○議長（小寺 俊輔君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。靴がどのくらいの頻度で購入されてるかということもあるんですが、結局、保護者の方の財政的な負担考えましたときに、それが必要であるか否かという判断になると思うんですが、これまでの検討の中では、そんなに大きな負担が、自転車ほどの負担がかかっているかということ、そんなにはかかっていないであろうというふうに思ってます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 安部です。自転車は、今、限度額で3万円の補助があるんですけども、運動靴にしたって毎日毎日通学に履くわけですね。1足で3年間通せるんかいうたら、まず無理だと思うんです。1年に1足ぐらいは恐らく要る、それも今の運動靴は1万円以上もするような、多分若い人はそのような運動靴だと思います。我々はそんな高いのよう履かんですけども。けども、そういう保護者から、やっぱりそういう自転車補助があるんやったら運動靴も補助してくださいというような要望も恐らく出てくるんじゃないかと、私はそのように思ってます。また逆に、通学の定期ももっと安くしてほしいんじゃというような、補助もしてほしいんじゃというような要望が出たときに、しっかりと議論していただきたいんです。ですから、今、もう少しもっと公平な立場から、調整会議の中でしっかりと議論の場を持ってほしいと思います。政策調整会議のメンバーの方々、本当に誰もが議論し合ってこの回答が出たんかというたら、ちょっと私、疑問に思ってる所なんです。その辺のそこはいかがでしょう。

○議長（小寺 俊輔君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 靴の補助のところに戻りますが、自転車でも一緒ですが、平均的な靴っていうふうに考えないと、高価な靴、そうではない靴いろいろあるんですが、どこが平均的かということについて、おっしゃるとおりで1年間同じ靴ずっと履いてるっていうこともないであろうと思います。途中で買い換えたりとかしますが、その負担を考えたときにどうかということに関しては、現時点においては大きな負担になってないであろうというふうに想像をしています。実際、自分の子供の靴を考えたときも、そんなにすごい経済的な負担があったかなみたいなことを思うんですが、それは聞く耳を持たないということではないんですが、先ほど言いましたとおり、不公平感があるほどの

差はないんじゃないかなというふうに思っております。

おっしゃってた政策調整での議論ってということなんですが、この自転車ってということに関しましては、過去にも自転車の購入補助を考えたらどうだというのは数年前から上がってたときでして、そのときは、個人の持ち物になるということも含めて公的補助をやらないという決定をしてたんですが、先ほど提案のときにもお話をさせていただきましたが、経済的負担ということも含めてですが、子供たちの学習環境を少しでもよくするというに寄与ができるのであれば、過去から課題として上がっていた自転車につきましても、半額程度見ていくということが少しでもよくする方向に行くんじゃないかという判断を政策調整の中でも議論をさせていただきましたので、政策調整でも不十分な議論であったというふうには思っておりません。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。条例のこの話をされてるんですけども、私、今回、今聞いたん初めてなんですけどね。何の説明も受けてないんですけど、何でそんな話ばかり、ずっとスタートして、私はどうなるんですか。あんまりにも早過ぎると思うんですよ。何か、もう見たら決まってるいう感じになってるんですけど。その辺ちょっと説明していただけますか。

○議長（小寺 俊輔君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。今、御発言のとおりです。総務文教常任委員会の委員さんにつきましては、一旦要綱を見ていただいて、要綱では駄目だという御意見いただいて、条例を考えるべきという全会一致で御意見いただいて、今回の条例という形になっていったわけなんです。そういう意味でいいますと、松岡議員さん御指摘のとおり、総務文教以外の議員の皆さんには御説明ができてないんじゃないかということに関しては、そのとおりだと思います。ただ、もうこれに関しましては、先ほど言いましたとおり、性急であるという御指摘は本当に申し訳ないと思うんですが、4月に間に合わそうとすればこうならざるを得なかったということで、そこは資料だけは届いてるのかなと思うので、何とか御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 山名です。学校統合、特に中学校の統合というその段階から就任しておりましたのが私でございます、恐らく当時のことから一番内容的にも経験値といいますか、その辺りは私が一番多く情報は持つておるといふような観点から、少し提案者側の考え方いうところを説明させていただきたいと思います。

まず、条例についてはいろんな条例がございますが、確かに長い時間をかけて進めていかなければならない条例というのも当然出てくるわけでございますし、またその時々状況を鑑みながらスピーディーに対応していかなければならない、そのための条例制定もあろうかと思っております。特に今回、自転車のこの購入補助という点については、これ

は神河中学校が建設していくというそのときに、神崎中学校そして大河内中学校の統合の中で、通学環境の協議会的なものも設置をする中で、大きく通学環境が変わってくる中であって、当然、徒歩通学、バス通学、自転車通学、そういった協議もなされたわけであります。そのときから、特にこの自転車通学について、同じ義務教育であるのに、なぜ自転車だけは自費で購入しなければいけないのか。あとは、バス通学については全額補助になっているということであります。それと、先ほど安部議員が発言もございましたが、じゃあ、徒歩通学はどうなのだというふうな御意見もあったように記憶しているところでございます。

そんな中で、特に自転車通学については、これまでも執行部側、答弁させていただきましたとおり、100%が通学に使用する目的で購入はされていない、通学もしながらプライベートに使用することもある、そういうふうなところから、自転車購入の補助は、これはしないということに最終的に決定をしたところでございます。ただ、やはり安全性という点から、ヘルメットについては、ここは対応していこうという、そういうことでありました。それで、そういうことが決まりましたし、徒歩通学についての、いわゆる通学の運動靴についても当然議論があって、恐らく500メートルの通学距離の生徒であるとか、100メートルの距離の生徒であるとか、あるいは2キロ通学する、そういうふうな中で、どこを基準にしていくのか、これは、小学校の徒歩通学のその基準にも同じように絡んでくるわけでございます。そういうふうな中で、最終的には、運動靴についてもこれは自費で対応していこうということで決まっております。決まっているからそれでいいということではないわけでございますが、やはり事あるごとに、自転車通学についてはそれ以降も通学補助できないかなというふうな声はあったわけでございますが、その都度、この自転車購入補助をしないに至った経過については説明もさせていただいてきたところでございます。

そんな中で、特にこの間、地域創生、少子高齢化、特に少子化対策をしっかりとやっていかなければいけない、地域創生総合戦略の出生目標数は80人という設定をしているところでございます。とにかく、若者世代、現役世代に神河町に定住・移住していただく政策を強力に進めていこうということで、この間、進めてきているところでございます。町営住宅、また若者家賃補助にも取り組みながら、当時50人前後という出生数であったのが、そういった子育て政策をすることによって、一時期は70人、80人手前まで回復してきたことがございました。しかしながら、それ以降、コロナの影響等も踏まえながら、現在また50人前後に落ち込んできている。ところが一方で、目標は今も80人を目指しているわけでございます。中学生の自転車購入補助であるから、中学校入学するまで13年かかるじゃないかという話ではございますが、今、そういった将来も含めた神河町の子育て政策をもっともっと強力に進めていかなければ、神河町の未来はないという、そういう思いの中で、今年度入りましてからも、一般質問の中で自転車の通学補助というふうな提案もいただいたわけでございますし、それに対して私どもも

具体的に、前向きに検討していこうという、そういった答弁もさせていただいたところでございます。それに基づいて、この間、政策調整会議等に諮りながら最終案を取りまとめ、そして、当初は補助要綱ということでありましたので委員会に提案させていただいたところ、やっぱりこれは条例に上げるべきだろうということで、12月定例議会に条例という形で提案をさせていただいているところでございます。細かく見ていくと、自転車だけではないと、あるいは神河中学校に通学していない子供たちもいるではないか、いろんな環境があろうかと思っております。その部分については、副町長からも答弁はさせていただいたところではございますが、執行部側としては、とにかく神河中学校が誕生して以降、度々自転車の購入補助については質問があったわけございまして、さらに神河町としては、少子化対策を強力に進めていく、子育て環境を充実させていく、このことを優先させていただいた中で、これまで要望として上がってございました自転車について、今回、条例制定をさせていただいたというところでございます。運動靴の補助、本当にそれも必要だろうというふうには思うわけでございますが、運動靴は中学生、あるいは小学生、誰もが共通して購入するものでございます。歩く距離は、それは差は出るかもしれません。でも、そこをどこに基準を置くのかというのが本当に難しい問題であります。そういうふうなところを最終的に判断させていただいての今回、自転車通学についての購入補助ということであります。どうぞよろしく御審議をお願い申し上げたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 松岡議員、よろしいですか。

7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。今の町長の説明、まあまあ内容は分からんこともないんですが、僕が言うてるのは、この自転車の補助についてのことを細かく言うと、澤田議員が最初に言われた中古の自転車に乗ったときにはどうなるんやっていう回答もまだされてませんし、後々ずっといろんな問題が出てくるんじゃないかなと、今回は、今回はの言葉が多過ぎたんで、1年間じっくり練ってみたらどうですか。

それと、あと通学方法もあるならば、それも再検討し、といいますのは、私、もう相当前の話ですけども、中学校行ったときに、私は徒歩通学でした。ところが、距離の関係で、見える家の方が自転車でいきます。僕、歩くの一番遠かったんですよ、いまだに残ってますからね、何でっていうのが。やっぱり中学校の頃に、無理やり上から命令された、上からの決まりを押しつけられたっていうのは、ずっと残って来ると思いますし、大人がずっと考えるんでなくて、子供も踏まえていろいろ検討してみたらいいです。別に、どうしてもこの4月でないと駄目だっていう理由がもしないならば、1年間じっくり検討してみたらどうでしょうかね。後々問題が出てこないようにと私は思いますが、いかがですか。

○議長（小寺 俊輔君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 松岡議員の体験ということ言えば、本当によく分かります。

私たちは自転車でしたけれども、本当に目と鼻の先の距離がほとんど変わらないところが徒歩で行っているというふうなことで、一緒に通学、登下校したので、その気持ちはそうであろうというふうに思います。そういう意味でいいますと、どこかで区切りができてしまうと、何かを決めようとするどっかで区切りができて、この区切りがないようにすれば、もう全てフリーにして、それぞれが望む通学方法で来れるようにしてあげたら一番いいということですが、究極を言いますと、スクールバスが全部走ればそれで一番いいということになろうかと思うんですが、ここには予算的な問題もありまして、少し困難であろうというふうに思われます。

1年間、十分考えたらどうかというふうにおっしゃっていただいているということですが、本当に考えなければいけないこともあるんですが、先ほど町長がお話しさせていただいたとおり、できるだけ早く、スピード感を持ってやりたいということの重要な案件の一つというふうに捉えています。中古の自転車、お兄ちゃん、お姉ちゃんから譲り受けたものを1年生のときに使って、それが1年で壊れて、2年生になったときに新しく買うということが起きたときにはどうするんだということなんです。これにつきましても、現在のところ想定してないということだと思んですが、できるだけ不利にならないように、不公平にならないようにいうふうには運用していくべきであるというふうに思っていますので、今、即答で答えられないんですが、規則ですので、不公平な部分は直していくというふうに、どんどん変えていく提案をしていきたいと思っています。ただ、条例の部分で、この自転車に関して補助をするんだという町の考え方ということに関しては、条例ですのでこれを決めさせていただきたいということで、ゆっくり考えたらどうだということに関しても、そのとおりだと思う反面、できるだけ早くしたいという思いで、4月ということで提案をさせていただきたいと思っています。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに。

8番、藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。いろいろと意見なり、何でだという疑問が出ております。先ほどは、町長からいろいろ経緯の話も出てきました。そういった中で、やはりいろいろと公平性も考えるならば、もっと時間を何で取れなかったんかと。以前からずっと検討しましたということなんですが、この12月の時期に何で上がってくるんか。私は、来年の入学が近づいたからという形で今回上がってきたんかなと思うんですけど、やはりしっかりもっと協議なり進めていかんことにはいけないと思います。

それと、町長の今回の提案説明の中で、経済支援という言葉が二、三回出てきました。私は、これは非常にいい言葉であり、経済支援、あ、これは町内の経済を支援するんだなと思いつつながら、一番最後の特例には、今回の条例を実行しようと思ったらこういう特例が出てきますわね、恐らく。町外の事業所もいいですよという特例が書かれる。これは書かれる中の気持ちは分かるんですけど、こういうこと、何か条例の中に最後に入れ

るということ自体がしっかりと検討がされてないと私は感じます。だから、そこの辺りもう一回しっかりと、本当に公平性なり、いろんな形のものを見詰める中の必要があるかどうかと思うんですけど、いかがですか。

○議長（小寺 俊輔君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。最後の1年間といいますか、情報をリリースしてから町内外でのお店で買うっていう部分に関しては、不公平感が残らない、1年目はしようがないなということで入れさせていただいたということです。今、藤森議員のおっしゃるとおり、これが2年後であれば、1年間ぐらい情報提供していけば、この1行要らなかったんじゃないかということだと思うんで、もうそのとおりだと思います。ただ、先ほどからお願いをしているとおり、できるだけ早くという思いが強いんです。なぜそんなに急ぐんだということですが、住民の方に少しでもプラスになるような事柄に関しましてはできるだけ早くというふうに思ってまして、ただ区切りが、これ6月でも9月でもよければいいんですが、子供たちの進学、入学を考えましたとき、どうしても4月というのが一つの区切りになりますので、この4月が駄目なら来年の4月というふうになってしまうので、1年待つのは非常に惜しいということで、何とかこの4月にということで常任委員会での提案、そして12月ということで、性急な展開になったことは本当におわびを申し上げなければいけないかもしれませんが、何とか来年の4月に条例化したいということで提案をさせていただいたということで、御理解いただきたいと思っています。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。参考に、近隣の市町の状況が分かればと、それと補助率が2分の1なんか3分の……。今回はこうなんですけれど、他のところの条例があるのであれば、そこら辺りも分かればちょっとお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 近隣は、これは恐らくです、ないと思ってます、自転車購入は。私が見ました養父に関しましては、購入費の補助というより、自転車通学をされる方のキロに応じて支援金を出すような、購入補助ではなくて支援金を支給するというふうな条例はあります。それに関しては、自転車が幾らであるので幾らっていうことではないです。4キロの方には5,000円払いますとか、8キロの方には1万円払います、何かそういう類いの条例は養父にはありましたけれども、近隣はないというふうに思っています。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 宮本社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 教育課、宮本でございます。町外の例としまして、ちょっと報告させていただきます。新温泉町につきましては、3キロから6キロ未満につきまして9,000円の補助が出ております。それから、豊岡市につきましては、6キロ以上が2万円、2キロから6キロ未満が1万円とか、ほかの市町なん

ですが、距離に応じて補助が出ております。購入費補助というのがなくて、佐用町でしたら、3万円の定額補助。宍粟市が3万6,000円を上限に補助が出ております。そういったところがございます。すみません、全て年額です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。負担を下げるために補助って言うてんですけど、宮本特命参事が言われた、今、6万円の自転車と言われてたんですけど、こんなに高い自転車が必要なんですか。それを下げたほうが負担は減らせるんじゃないんですかね。

○議長（小寺 俊輔君） 宮本社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 教育課、宮本でございます。自転車の価格につきましては、最低価格が4万円ぐらいから8万円までの範囲で購入をされてるようです。平均を出しますと、大体6万ぐらいになるというところがございます、実際にうちの子供も中学校行ってますけども、当時5万8,000円で購入しております。実際のカatalogだけじゃなくて、後ろに座るところがなかったり、それからスタンドを、片側についてるものを両側につけるとかそういった自転車の基準もありますので、価格が高騰する分もございますので、ちょっと高いような感じもしますが、実際に買われてる価格帯はそういったところになっております。（発言する者あり）

○議長（小寺 俊輔君） 木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） その基準を下げたら、多分ネットでも2万とかでも購入できる自転車などはあるんで、その基準を下げたほうが負担を下げれるのではないかなと思いました。

あと、自転車って、部活に入って移動で、言うたら、ここらの一番近い市川中学校とか行くときに自転車を使ったりするんで、自転車通学の子以外でも自転車を購入されるときがあるんです。だから、これ自転車通の子だけに3万という補助じゃなく、やっぱり全生徒に補助っていうほうを考えたほうがいいかなと思います。

○議長（小寺 俊輔君） どなたが答えられますか。

入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長、入江でございます。今、おっしゃっていただいているように、自転車、中学生にとっては一つの、今頃の言葉で言いますと必須アイテムみたいなものではあるんですが、やっぱり使用する頻度といいますか、それについてはやっぱり通学に利用している生徒が一番よく使う、自転車の消耗も大きいということでございます。それから、部活動のほうも、もちろん自転車での移動もございますけれども、最近はできるだけ公共交通機関を使うということも推奨しておりますので、やっぱり自転車ですと並んで行くのも危ない面もございまして、自転車使う場合もあるんですが、そういうようなことも勧めております。どうしても自転車通学以外の生徒が使う場合に

は、どちらかという、頻度としては私用に使う人が多くなるかなということの観点もございまして、この条例では自転車通学生ということにさせていただいて、そのようなこととさせていただきます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。先ほどから聞いてると、何で自転車、通学用自転車にこだわられるから不公平感とか、いろんなことが出てくるんですね。

それと、先に言うときます。さっき、松岡議員の質問で、初めて今日見て困惑しとると。それに対する副町長の答弁の中で、11月22日の総務文教常任委員会で、要綱を見てもらったという発言があったんですけども、私たちは要綱の成案は見ません。このA4、1枚物、これで箇条書にしてあるものだけです。その中身と今日の規則を見ると、変わってるところもあります。ですから、我々もどちらかという、今日初めてこの成案を見たということですので、それだけは最初に申し上げときます。

性急ではないか、不公平感がある、いろんな話があるんですね。部活に行きよる子も自転車買わなあかんやんかと。そういう観点、それで、最初から、私も1回目ですか、質問で言いましたけども、子育て支援とか、特に物価高騰の経済対策とおっしゃるんですしたら、義務教育の最後の進学になります小学校から中学に進学するときには、例えば町としてその対象の全児童、神河町の対象になる全児童から今度生徒になる子ですね、最後の義務教育で頑張ってくれよという意味で、物価高騰を支える、例えば入学のお祝い金という言葉はおかしいかもしれん、入学の支援金とか、商品券でもいいと思います、商品券で町内で自転車買うてん人はそれに充てたらいいんです、そういうものもありではないかなと。そしたら、誰も不公平感出てけえへんの違うかなと私は思うんですけど、これは提案ですけども、何かありましたら。

それと、恐らくこれは私、最後の質問になって、次回、総務文教常任委員会で付託を受けるとしますので、実際、今、町が考えておられる状況で、何名ぐらいの対象者がおられて、幾らぐらいの金額になるんか。それも今日、説明ないわけですよ。私が質問した、特別支援学校の中学部へ行かれてる方が何人おられるとか、対象にならない姫路の学校へ行かれてる実態、そういったこともつかんだ上で、そういう中で、そやけどもこうなんやという提案であれば分かるんですけども、我々が聞かんと答えてもらえないという状況では、私たちもなかなかこの議案の審議ができませんので、十分に資料をそろえていただいて、我々の個々の質問に答えられるように準備をお願いしておきたいと思います。

その前に言いました、全進学者、全中学生、その年齢に該当する方に、いわゆる入学準備の支援金、こういう考え方はどうでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。先ほど要綱の話、資料としてっていうふうにお話

をしたんですが、御指摘のとおりです。A4にQAみたいな、何かこう仕分をしてあるものを教育課から提供させていただいたとおりでして、要綱ではなかったということで、改めておわびを申し上げます。

考え方のほうです。6年生全員に、今度中学生入る方への経済的支援ということであれば、全員でどうかという御意見いただきました。それも考え方の一つかなというふうには思うんですが、今回ありますのは、町長からもありましたが、もう数年来といえますか、にも出てました自転車補助っていうのが過去からあった事柄ですので、全員に均等に何か支援金、お祝い金を出すということではなくて、自転車通学をする方たちへの何かないのかというところがテーマでしたので、今回の条例は自転車に限定した提案をさせていただいております。

その他、対象者の数であるとか、状況、分かるようであれば、教育委員会のほうから回答させていただきますが、分からないようであれば総務文教付託になるのかなというふうに思っていますが、その際にお答えができるようにしたいと思います。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 宮本社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 教育課、宮本でございます。今の予定で、入学者が約100名で、自転車通学の予定者が40名ぐらいただと学校のほうから聞いております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員のほうからは、いわゆる該当者が何名なのか、金額がどれくらいなのか。また、今日の質疑の中にも出てきました、いわゆる町外に通われる方がどれくらいいらっしゃるのかとか、特別支援学校に通われる方とか、そういった細かな情報をできるだけ調べられて、次の総務文教常任委員会へ付託されますので、そこに臨んでくださいということなので、私のほうからもお願いしておきます。

ほかに質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

ここでお諮りします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第96号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

ここで昼食のため暫時休憩します。再開を13時ちょうどとします。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

日程第6 第97号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第6、第97号議案、神河町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第97号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の内容は、令和3年6月に公布、令和5年4月から適用されます地方公務員法の一部を改正する法律に基づき、これまで60歳定年の職員について、1点目、定年を60歳から65歳まで、2年に1歳ずつ段階的に引き上げる。2点目として、組織の新陳代謝を確保するため、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制を導入する。3点目、60歳に達した日以降に退職する職員に、定年前再任用短時間勤務制を導入する。などを整備するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。それでは早速、詳細説明を申し上げたいと思います。

まず、議案の10ページを御覧をいただきたいと思います。中段のところに目次といたしまして、第1章から第5章までございますが、そのうち第2章につきましては定年制度、第3章につきましては管理監督職勤務上限年齢制、第4章が定年前再任用短時間勤務制となっております。この3つの項目が、今回の改正の大きなポイントということになります。

続きまして、新旧対照表で御説明を申し上げますので、21ページを御覧をいただきたいと思います。第2章、定年制度のところ、第3条につきましては、定年の年齢を規定しております。これまで医師以外の職員の定年年齢を60歳としていたものを、65歳に改正するものでございます。なお、医師、歯科医師については、これまで同様65歳としております。続いて、第4条は、定年の特例を規定をいたしております。第1項では、特例の具体的な例を規定をしておりますが、内容については改正前と同じ内容でございます。第2項、第3項、第4項は、文言の整理を行っております。

次に、23ページを御覧ください。中段の第3章、管理監督職勤務上限年齢制でございます。これが新たな制度となってございます。第6条は、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年の対象となる管理監督職を規定をいたしております。第7条では、管理監督職勤務上限年齢を60歳と規定をいたしております。第8条では、降任を行うに当たって遵守すべき基準を規定をいたしております。第1項第1号は、降任等を行う場合は、当該職員の人事評価の結果または勤務の状況及び職務経験等に基づき、標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に降任等をする事。

次に、24ページを御覧ください。同じく第2号は、降任させる職は管理職でない職で、できる限り上位の級に属する職に降任することを制定をいたしております。当町でいうと、4級ということになります。同じく、第3号では、同時に上位及び下位の管理監督職が降任する場合は、同じ階級または上位、下位の階級に属する職に降任させることが規定をされております。次に、第9条は、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例を規定をいたしております。第1項では、第4条の定年退職の特例同様、理由があるときは、1年を超えない期間内で管理監督職として勤務をさせることができると規定をいたしております。

次に、25ページを御覧ください。第2項では、第1項の特例として、延長は1年、さらに1年の延長、そして最長3年までの延長を行うことができると規定をいたしております。第3項では、職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成、その他の特別な事情がある管理監督職である特定管理監督職群の管理監督職が降任した後の補充が困難な場合に、第1項同様、1年以内の延長ができると規定をいたしております。

次に、26ページを御覧ください。第4項は、第3項による延長は、当該の延長の後、引き続き1年延長することができるとして、最大2年の延長を行うことと規定をいたしております。次に、第10条は、異動期間の延長等に係る職員の同意を規定をいたしております。第11条では、役職定年の延長を行った場合に、延長する理由がなくなった場合の措置として、他の職に降任する等を行うと規定をいたしております。

第11条の最下段、第4章のところで、定年前再任用短時間勤務制について記載をいたしております。少し御説明をさせていただきますが、これまで60歳を迎え、次の4月から再任用という形の任用がございましたが、これが定年が延長されるに当たって、これまでの再任用制度が1歳ずつ延長されていきます。一方で、60歳から再任用短時間勤務を希望される方については、定年前再任用短時間勤務職員として新たな制度を導入することとなっております。これが、定年前再任用短時間勤務職員でございます。

次に、27ページを御覧ください。第12条では、定年前再任用短時間勤務職員の任用として、制度の概要を規定をいたしております。第13条では、町が派遣を行っている広域事務組合等への派遣職員を、この定年前再任用短時間勤務職員として任用できる

として規定をいたしております。第14条については、規則委任を規定をいたしております。

次に、28ページを御覧をいただきたいと思います。附則第2項及び第3項では、定年延長に係る経過措置を規定をいたしております。令和5年4月から適用し、2年に1歳の引上げを行い、令和13年4月から定年が65歳となります。また、附則第4項では、情報の提供及び勤務の意思の確認を規定をいたしております。制度が始まって以降、当分の間は、職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳以後に適用される任用及び給与に関する措置、その他必要な情報を提供するとともに、60歳以降における勤務の意思を確認するよう努めるものと規定をいたしております。

少し長い説明になりましたが、以上が詳細説明であります。

なお、この条例改正につきましては、町長が冒頭に説明いたしましたとおり、地方公務員法の改正に基づく改正であること、そしてその内容については、国の制度そのままをございまして、特に町で独自の制度を組み込んでいるということではないということをございまして、説明は終わりたいと思います。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。じゃあ、2点ばかりお尋ねをいたします。たしか10年前だったと思うんですけど、退職年度の件なんですけど、誕生日のときに退職というような扱いで、一時すったもんだ言うたときあったと思うんですけど、これはあくまで誕生日を迎えてもその年度末までおれるということですね。

もう一つは、正規職員と再任用職員の処遇の差、例えば社会保険料だとか、似たこと言えば、会計年度任用職員もちょっとごちゃごちゃとんですけど、要は正規と再任用の処遇の差異というのはどういうことになるのでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。まず、藤原議員の御質問である、何年か前の定年退職の件で、年度途中で退職をしたほうがお得やというような、ちょっといがんた言い方になりますけれども、適切な表現ではないかもしれませんが、そういうことがたしかありました。私も何となく覚えております。あれは、退職手当の規則といいますか、制度が、年度途中で、たしか1月1日から施行されるか何かで、それまでに退職したほうが退職金がたくさんもらえるという、そういうことがあったと思います。今回の改正によりまして定年延長になりますけれども、基本的に今、在職の方が延長になったことによる損というか、退職金が下がるということではなく、逆に、延長されて、給与も下がるんですけども、延長されて勤務された分だけ少しばかりは退職金は増えるというような制度になっておりますので、そこは問題ないかなと思っております。

す。

それから、正規職員と再任用職員、今度、この来年の4月以降、60歳以降については定年前再任用短時間勤務職員という制度に変わっていくわけですが、その差というのは、退職金につきましては、正規職員についてはあるということになります。それから、再任用職員についてはなしということになりますが、ただ、今度、再任用職員については雇用保険等がございまして、その代わりに手当がつくというようなこと。それから、社会保険については、どちらも共済の保険がついてございます。ただ、定年延長になった正規職員については、短期給付と長期給付両方あるわけですが、再任用については、短期給付のみということになってございます。今の再任用制度と同じでございまして、少しばかりそういったところの差はあるということでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。年金の支給開始年齢がだんだん上がってきて、それまでの雇用の確保をせなあかんという趣旨の中でこのようになってる、今から10年かけて定年を60から65歳までに引き上げていきたいと思いますという趣旨は分かるんですけども、ちょっと人事の活性化という観点からまず質問したいんですが、そうなりますと、新規採用の職員の採用が少なくなるわけですね。その辺のところを、この3月でしたか、定員の適正化計画をつくられたと思うんですけども、これまた見直しをせなあかん状況やと思うんですけども、そういう部分で、人事の活性化という部分では、本当にまた定年がずっと延びていくことによって、役職定年はあるかもしれませんが、やっぱり新規採用が減るということは人事の活性化がなかなか行われなくなる。本当に役職定年になって、60歳から65歳まで、10年後ですよ、65歳になって、役職定年60歳で、そのモチベーションを維持できるんかっていうこともあります。1点目は、定員の適正化計画、新規採用を含めてどういうふうに見直していくんか。

2点目は、60歳で役職定年になって、定年が5歳延びる、この5年間、モチベーションを維持できるんかっていう話が2点目、その考え方。

それと、もう1点。私は、これは国の規定どおりやということなんですけども、私は、人事の活性化という部分では、役職定年、町独自にもっと下げてもええんちゃうのかなと。民間企業でしたら、50歳、55歳で役職定年になってる企業もあります、それは人事の活性化という面ですね。その辺の考え方をお聞かせいただきたいなと。

それと、もう一つは、退職手当のことです。この制度を導入することによって、退職の勧奨制度はどうなるんか、それを教えてください。勤務年数が長くなるということは、退職手当も多くなるわけですね。退手組合やっつけられるんかっていうこと。最後の2点は、退職の勧奨のことと、退手組合が回っていくんか、そういうことも皆さんよう考

えられて、国の制度改正やからやらなあかん、今回制度改正、条例改正されるっていうの理解した上ですけども、そういう総合的に考えてこの提案がなされてるのか。たくさん言いましたけども、個々にお問い合わせいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。御質問にお答えをしたいと思います。

まず、人事の活性化ということで、新人の職員の採用が減るのではないかとということでございます。結論を申し上げますと、もうそのとおりでございます。やはり定員というものがございますので、退職をされないのにどんどん新規職員を採用するということは基本的にはできないということでありまして。今、県のほうからと言われておりますのは、そういった10年間については、新規職員の採用が控えられるということがありますので、各自治体のほうで計画的に採用してくださいというように指導はされております。ただ、計画的にと言われても、どんどん増やすわけにはいかないの、やはり幾分かの前倒しであるとか、後ろ倒しであるとかいうような、そういうようなことを加味しながら、できるだけ途切れる年がないような形での採用はしていきたいなというように思っております。

それから、モチベーションの維持ということ、2点目でございますが、確かに管理監督職をされた方が、次、一般の係長級あるいは課長補佐級ということになるわけですけども、そこについては、これまでやはり皆さん、それぞれの職場で経験をされてきたことですので、先ほど申し上げました任命する職、職場についても、これまでの経験とか役職を見て適切に判断してくださいということが書いてありますので、そういったところを考えながら任命をしていくということで、できるだけモチベーションも下げないような人事をやっていければなというように思っております。

それから、役職定年の引下げをもう少し早くしないかということでございます。この部分については、役職定年の引下げということもありますし、先ほどその次で言われました勧奨退職のこともそうなんですけども、勧奨退職についてもこれまでどおり勧奨退職の制度は残ります。制度は残りますので、60歳までで退職される方もあるということでございます。ただ、60歳を過ぎて定年延長になられた場合については、今のところ勧奨の制度そのもの自体が61歳以降のことは想定しておりませんので、それ以降の勧奨についてはない、あくまで本人の希望で定年延長されたということを加味をいたしまして、それ以降の勧奨はないということで、もちろん自己都合退職ということは出てきますけれども、勧奨による退職というのはないということでございます。

それから、退職手当の件でございますが、それが資金的に回っていくのかということでございます。先ほど申し上げましたとおり、定年延長になった方については、退職金も少し額が減りますけども付加をされていくということの中で、当然役場からの退職負担金も、退職手当組合としては徴収されていきますので、その分も加味されて退職組合

も経営をやっていられると思いますので、そこについては問題ないかなというふうに思っております。

以上、4点の御質問の回答とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。ちょっと4点目に説明があった退職勧奨ですね。この条例自体は、60歳定年までであったものが65歳に定年が延長されると。あくまで60という基本があって、そこから延長なんやという考え方やから、退職勧奨は60歳までつくんやと理解していいですか。定年が延びるんやったら、勧奨は定年前につく、勧奨する年齢も上がっていくと私は理解しとったんですけど、そやからそれをもっと早うに勧奨して、私は新陳代謝をしたほうがええという意味で、勧奨年齢はもっと下げるとか。今のままなわけですね、60歳までが勧奨年齢と理解していいですか。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。すみません、私、定年前再任用の制度とちょっと頭がごっちゃになっておりまして。正規職員の定年延長に伴う方については、勧奨退職は続くものと考えております。何歳以降のということですので、それは続くと思います、続きます。ただ、勧奨をされても、率についてはもう限度額いっぱいになっておりますので、退職金の率については今のままですと増えることがないということになってございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。（発言する者あり）いけますか。

岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。すみません、ちょっと声が聞き取りにくいということと、分かりにくいということでございます。もう一度御説明をさせていただきますと、勧奨退職で、勧奨で辞められるということは、基本的に退職金と連動はしてくると思うんですけども、今、もう60歳になられて、あ、勤務年数が短い方は、すみません、そうではないですけども、勤務年数の長い方については、もう限度額、率いっぱいってますので、その方たちについてはこれ以上、もう1年いらっしゃっても率は変わらないという、そういう意味のことを申し上げたんです。（発言する者あり）

○議長（小寺 俊輔君） つまり、岡部総務課長、いわゆる60歳を超えれば、また勧奨制度によって退職しても、退職金のいわゆるアップ率いうんですかね、それがもう変更がないので、恐らく意味がないだろうという意味で理解してよろしいですか。（「はい、はい」と呼ぶ者あり）

はい、そういうことです。よろしいですか。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 藤原です。要は60歳、で、58で辞めさせてください

ねって言うたら勸奨制度、いわゆる昔の勸奨制度ということですね。澤田議員言われたのは、もう定年延長になるから、例えば62、定年になったら60で辞めますよったら2年先、勸奨みたいな扱いになりますかって多分聞かれたと思うんですけど、そういう意味じゃないんやね。あくまで、勸奨は60歳、そこから例えば2年、3年早く辞める人が勸奨、以降に辞める人はもう勸奨っていう制度はないということじゃないんやね。多分、ちょっとごっちゃになっとなで、そこら辺だけちょっと整理してもらえますか。
(発言する者あり)

○議長(小寺 俊輔君) 岡部総務課長。

○総務課長(岡部 成幸君) 澤田議員が今おっしゃったとおりで、僕が最初、間違っただけで定年前再任用のこととちょっと勘違いしてましたって申し上げたんですけど、そのこととごっちゃになってるんですけど、定年が結局65歳まで延長されますので、勸奨制度もそれに合わせて65歳まで延長されるという考え方です。ただ、僕が要らんことといえますか、率のことを申し上げたのがちょっと変な話になってますけども、そのまま延長されるというように御理解いただきたいと思います。失礼しました。

○議長(小寺 俊輔君) よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員(3番 澤田 俊一君) 3番、澤田です。時間かけて定年適正化計画つくられたんですけども、これ制度改正でまた見直さなあかんですよ。これは、今から10年を見越してどのように、いつ頃までに改正されるんかというところと、もう一回お尋ねします。役職定年制の町独自の考え方はないのか。

○議長(小寺 俊輔君) 岡部総務課長。

○総務課長(岡部 成幸君) 岡部でございます。先ほどはすみません、定年適正化計画のことも質問されておりましたが、ちょっとお答えしておりませんでした。申し訳ございません。定年適正化計画につきましては、もう定年延長の部分も踏まえて計画をつくっておりますので、大きな、どないいうんですか、異動がない限り、そのままでいけるというように考えております。

それから、町独自の退職制度は考えておられないのかということでございます……(「役職定年ですね」と呼ぶ者あり)あ、役職定年は考えていないのかということでございますが、これは町といたしましては、国、県の制度にやっぱり基づくのが一番適正ではないかなというように考えておりますので、独自の方法は考えておりません。以上でございます。

○議長(小寺 俊輔君) よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

[質疑なし]

○議長(小寺 俊輔君) 質疑を終結してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第97号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第97号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第7 第98号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第7、第98号議案、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第98号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件でございます。

制定の理由は、令和3年6月に公布、令和5年4月から施行されます地方公務員法の一部を改正する法律に伴い、職員の定年引上げに関連する条例を一括にて改正を行うものでございます。

内容は、定年が引き上がる、1点目、職員の意思に反して管理監督職以外の職に降給を伴う転任を行うことができること。2点目、60歳を超える職員の給料月額が、当分の間、60歳時点の7割水準となること。3点目、現在の再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間職員に改め、その職員の給与等について明記すること、などの整備を行うものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。説明に入ります前に、議員の皆様事前にタブレットにアップいたしました議案に一部記載漏れが判明いたしましたために、訂正したものを後日アップさせていただきました。その結果、第98号議案が

別ファイルになってしまいましたことについておわびを申し上げます。今後につきましては、しっかりと精査をしてみたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、詳細説明を申し上げます。この条例は、先ほど町長が申しあげましたとおり、地方公務員法の一部改正により、職員の定年引上げの改正の提案をさせていただきましたが、その改正に関連する条例制定を一括で行うものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明をいたしますので、第98号ファイルの8ページを御覧をいただきたいと思います。各条文が1号による改正、2号による改正というふうに変わっていきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

まず、第1条による改正につきましては、神河町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正であります。同条例第2条第2項では、公益的法人に派遣できない職員を定めておりますが、それに先ほど御審議をいただきました職員の定年に関する条例第9条、管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例をした職員、つまり役職定年を例外として認めた職員を公益的法人に派遣できない職員に加えております。

次に、9ページを御覧ください。第2条による改正は、神河町職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例でございます。同条例の第1条では、職員の意に反して行う手続に降任を加えております。これは、役職定年の制度では、60歳を超えて任用する場合に降任をさせるということになっているため、制度上、分限による降任として取り扱うものでございます。第8条については、減給処分の際の給与面の整理であります。

次に、附則第4項、第5項については、降給に関する経過措置を規定をいたしております。

次に、10ページを御覧ください。第3条による改正は、神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正でございます。

第2条、第3条、第4条及び第14条においては、改正する内容は全て同一のもので、改正前は再任用短時間勤務職員について規定をしておりますが、このたびの定年の引上げによる改正によりまして、定年前再任用短時間勤務職員に改正をされ、加えて、引用する地方公務員法の規定の条項が第28条から第22条に変更になっていることから改正するものでございます。なお、それぞれの制度については、以前のものと変わりはございません。

次に、12ページを御覧ください。第4条による改正は、神河町職員の育児休業等に関する条例であります。第2条では、育児休業をすることができない職員を規定しておりますが、そこに、公益的法人同様、管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例とした職員、つまり役職定年を特例として認めた職員を加えております。次に、9条も同様、育児短時間勤務をすることができない職員に、役職定年を例外として認めた職員を加えております。次の第17条は、部分休業を請求することができない職員の規定に、地方公務員法の改正により再任用短時間勤務職員等を定年前再任用短時間勤務職員等に改正

を行うものでございます。

次に、13ページを御覧ください。第5条による改正は、神河町職員の給与に関する条例の改正であります。第11条第3項は、このたびの定年延長制度の導入に伴い、55歳以上の職員は標準の給料の昇給はゼロとなり、特に良好は1号、極めて良好は2号の昇給に改正するものでございます。第12条は、再任用職員の給料月額を定年前再任用短時間勤務職員の給料月額に改正し、給料月額を規定をいたしております。

次に、14ページを御覧ください。第19条は、通勤手当の規定でございます。大きくは文言整理と、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改正するものでございます。

次に、15ページを御覧ください。第19条は、通勤手当の規定でございます。大きくは文言整理と、先ほど同様、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改正するものでございます。

次に、15ページを御覧ください。第22条は、時間外勤務手当を規定をいたしておりますが、この条も文言整理と再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改正するものでございます。

次に、16ページを御覧ください。第29条についても同様、文言整理と再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改正するものでございます。

次に、17ページを御覧ください。第34条は、再任用職員の適用除外を定年前再任用短時間勤務職員の適用除外に改正するものでございます。

続いて、附則でございます。第21項では、定年延長をされた職員の給料は、職務職階による級とし、当該号給の100分の70を乗じた、つまり7割に削減することを定めております。第22項では、第21項の規定に適用しない職員、つまり7割に削減する職員の例外を規定をいたしております。

続いて、18ページを御覧ください。第1号については臨時的任用職員及び任期付職員のこと、第2号については医師及び歯科医師、第3号については管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例をした職員、つまり役職定年を特例として認めた職員、第4号については定年退職の特例を認めた職員、それぞれを除く規定をいたしております。

次に、18ページを御覧ください。附則第23項は、定年延長の制度の導入に伴い、役職定年として降任した場合の給料月額が降任前に受けていた給与の7割に満たない場合、当分の間、差額を給付すると定めております。つまり、降任前の管理職時の給料月額の7割の額を補償するという規定をいたしております。

次に、附則第24項は、前項で規定する降任前の給与の7割が降任した後の級の最高号給より高い場合は、最高号給と降任した職の給与の7割との差額とすると制限を定めております。つまり、補償する額の制限をするように規定をいたしております。

次に、19ページを御覧ください。附則第25号は、管理職以外の職員が定年延長になった場合、同じく7割の減額となりますが、他の職員との均衡上必要があると認めら

れる場合には、第 23 項と同様、差額を支給することができる」と規定をいたしております。

次に、附則第 26 項は、定年延長される職員で 100 分の 70 に減額されない職員、つまり例外規定を定めております。

次に、附則第 27 号は、町職員の給料表最下段に、再任用職員の給料月額を現在規定をいたしておりますが、その規定の職が再任用職員から定年前再任用短時間勤務職員に改正するものでございます。そして、行政職をはじめ医療職も、医療職 1 表から 3 表についても同様に改正するものでございます。

次に、21 ページを御覧ください。第 6 条による改正は、神河町職員の特殊勤務手当に関する条例でございます。第 16 条は、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に、そして引用する地方公務員法の条文を変更を行っております。

次に、22 ページを御覧ください。第 7 条による改正は、神河町職員等の旅費に関する条例であります。この第 2 条につきましても、地方公務員法の引用する条例が改正されましたので、引用条例を改正するものでございます。

次に、23 ページを御覧ください。第 8 条による改正は、神河町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例であります。本条例も同様、地方公務員法の引用する条項の改正に伴う改正と、再任用職員という表現を定年前再任用短時間勤務職員に改正するものでございます。

以上、大変長い説明になりましたが、詳細説明を終わりたいと思います。

なお、この条例改正につきましても、さきの 97 号議案同様、地方公務員法の改正に基づく改正であること。そして、その内容につきましても国の制度のままでございまして、町独自の制度を組み込んでいるということはございませんので、御了承いただきたいと思っております。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第 98 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第 98 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 8 第 9 9 号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 8、第 9 9 号議案、神河町職員の高齢者部分休業に関する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 9 9 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町職員の高齢者部分休業に関する条例制定の件でございます。

制定の理由は、地方公務員法第 2 6 条の 3 で定めのある高齢者部分休業について、このたびの定年の引上げに伴い、高齢期職員の多様な働き方のニーズに応えるための選択肢の一つとして整備するのです。

内容は、高年齢として条例で定める年齢を、管理監督職勤務上限年齢である 6 0 歳からとし、6 0 歳に達した日の属する年度の翌年度から公務の運営に支障がない場合において承認するもので、休業取得時間の給与については減額いたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。それでは、詳細説明を申し上げます。

地方公務員法第 2 6 条の 3 において、任命権者が高年齢として条例で定める年齢に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより 1 週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができるものと規定をされています。その中で、条例で定める部分をこのたび制定するものでございます。

それでは、条例の説明をさせていただきます。

5 3 ページを御覧ください。第 1 条については、趣旨の説明でございます。第 2 条につきましては、部分休業ができる勤務時間を通常の勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲で、かつ、単位を 5 分と規定をいたしております。第 2 項、第 3 項で、取得できる年齢を 6 0 歳に達した日の翌年度の 4 月 1 日以後からと制定をいたしております。第 3 条では、高齢者部分休業取得中の給与について規定をいたしております。休業する時間につき、1 時間当たりの給与を算出し、その額を減額することを規定しています。第 4 条では、任命権者が高齢者部分休業をしている職員の業務遂行が著しく困難になった場合で、当該職員の同意を得たときは高齢者部分休業の承認を取消し、または、休業時間を短縮

することができる」と規定をいたしております。

次に、54ページを御覧ください。第5条では、任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る部分休業時間の延長を承認することができる」と規定しています。

次に、附則の第2項で、神河町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正し、企業職員についても同様の休業が取得できるよう規定をいたしております。

なお、この条例につきましても、さきの議案同様、地方公務員法の改正に基づく改正であること、そして、内容については国の標準的な制度を想定をいたしております。

以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。この高齢者部分休業の適用を受けられた方の期末勤勉手当はどうなるんですか。勤勉ではなくなると思うんですけれども。同時に改正が必要ではないでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。おっしゃるとおり、勤勉手当についても減額は必要だと考えております。これまでもそうですけれども、休業を取られた場合の時間給から計算をして、その勤務期間の中の何割を勤務していないかという、要は休業を取る期間に基づいて減額をする制度になっておりますので、同じように減額をすることとなろうと考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 総務課長、改正する必要があるのではないですかという質問なんですけれども。

岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。大変失礼をいたしました。

既にそういう町の条例で休業を取った場合の減額措置ができるようになってございますので、このたびの改正にはその部分は必要ないかと考えております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。よろしいですか。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 澤田です。勤務手当の支給の条例の中に、新たに高齢者部分休業という言葉がこれ、条例として出てきたわけですから、何らかの形で高齢者部分休業に関する部分については、期末勤勉手当の支給の前条を準用するとか、何かそういうふういうたわなあかんのんちゃうかなと思うんですけど、文書法制担当の総務課としてはどうですか、そういう改正は要りませんか。同じように、例えば休業とみなす中にでもこれも含むんやというのは、そういうようなものを明記せなあかんとか、そうい

うことが必要じゃないかなと思うんやけど、どうなんでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。議員さんおっしゃること分かります。私も全てをパーフェクトに覚えているわけではないので、今の思いとして、恐らくということですが、答えさせていただくとすれば、先ほどおっしゃったとおり、休業ということではかのいろんな休業がございますので、休業ということでまとめて記載をしておと思っています。ですので、今回の高齢者部分休業ということができたので、その部分を記載するというはなくても大丈夫ではないかというようにこちらは判断をいたしております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。法制担当としてそんな、だろうと思うんでなくて、法整備やからかっちりせんといけんと思うんですよね。当然、今言った漏れてるものは漏れてるもの、それで、表示のないものは表示のないものとしてかっちりせん、だろう、だろうで済む話じゃないんで、もっときちっと調べて、直すべきところは直してください。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ここで暫時休憩します。再開を14時とします。

午後1時52分休憩

午後2時00分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。大変お時間をいただきまして申し訳ございませんでした。それでは、澤田議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

先ほど私のほうから期間率がというお話をさせていただきましたが、期間率はございません。といいますのは、高齢者部分休業につきましては、毎日出勤はすると。1日のうち部分的にお休みをするということでございますので、考え方として、休む期間ということは定めておりませんので、期間率は関係ございません。結論といたしましては、期間率は関係ございませんので、勤勉手当については率による減額はないんですが、一月の、あるいは1日の勤務時間が少ない分、給料月額を減らしますので、同じ率を掛けても支払い額は減っていくという計算になります。

先ほど育児休業ということが勤勉手当のところに出てるというお話がありましたので、それも確認をさせていただきましたところ、確かに育児休業が出ております。先ほど申し上げましたとおり、育児休業につきましては期間を定めてお休みをされますので、そういうことから期間率が関係してきますので、その条例に上げているということでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。そしたら、もう一回教えてください。
給料月額というのは俸給表に定められた、いわゆる月額じゃなしに、実績としての月額で計算するというのでよろしいですか。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。そのとおりでございます。休業する時間分は率によって差し引いて減らしますので、その考え方でよろしいです。

○議長（小寺 俊輔君） ちょっと多分回答が少し違うような気がするんですけども、澤田議員、違いますね。（発言する者あり）

岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。ちょっと説明が下手くそで申し訳ございません。部分休業をする時間分だけは給料月額から差し引きますので、そういう規定になっておりますので、このたびの勤勉手当についてはそういうことですし、今、澤田議員がおっしゃるとおりの条例改正は特に必要ないということでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。そうしますと、月々額、全部変わってきますよね。そこで計算されるということでええんやね。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部です。月々変わるというよりも、申請をされた時間で勤務するということになりますので、申請どおりですので、月々は変わることはありません。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原議員、まだもう一度残ってますから。

藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 藤原です。仮に6か月間で、例えば6か月間、順番に取られてきます。月々によって取る日数も違うから、当然、月ごとに額が変わってくると思うんですけど、それに基づいてされるということでもいいんですね。いわゆる、もともとは、皆さんの場合はみんな一緒ですから、同じ月数でいくんですけど、これを取得しますと、毎月皆違ってきますから、どういう計算になるのかなという質問だったと思うんですけど、それ、どうですかということですよ。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。今おっしゃるのは、まず、正規職員に対して38.75時間という勤務時間がありますが、高齢者部分休業をするに当たりまして、任命権者に届出をするということになります。その中で、私は、最高限度を2分の1となっておりますので、約20時間、19時間何分になるんですけども、マ

ックスね、の休業をさせていただきますということになります。それを取りやめるまで、その申請の期間内においてはずっと同じ勤務時間が続きますので、月々に変動するということは基本的にないということでございます。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長、よろしいですか。

私の認識不足で間違っていたら申し訳ないんですけども、先ほどから澤田議員と藤原議員が聞かれていますのは、いわゆる普通の職員の方は月給が決まってて、例えば1か月分とか2か月分という率で出されてますよね、期末勤勉手当を。ただ、この部分休業をされたら毎月の給料自体が変わる。例えば、5月は30万、6月は20万とかになったときに、どういう計算方法で期末勤勉手当を算出されるんですかというのを聞いてると思うんです。例えば6か月の、全部足して6で割った平均値にその率を掛けて期末勤勉手当を出すのかとか、そういったところ辺をさっきから質問されていると思うんですけど。合ってますか。（発言する者あり）

岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。まず、勤勉手当の支給につきましては、これから審議をいただきますけれども、人事院勧告で勤勉手当の支給率がこの後出てくるんですが、そもそもは期間率によって率が定めております。その率については、休業を取った日、例えば先ほど言われたように、育児休業等を取った場合、あるいは産休は別ですけども、育児休業等を取った場合には、その取られた期間の部分差し引いて、ここからここまでの月の何日を休んでいるので期間率はこっだけ減りますという計算をします。そういうようになっております。ただ、先ほど申し上げましたように、高齢者部分休業につきましては、1日のうち部分的に休むこととございまして、1日丸々休むということではないので、期間率に変動はございません。ですので、フルに出勤された方と同じ考え方を取りますので、基本給掛ける期間率掛ける、期間率はマックスの期間率になりますけども、一時金の率、今ですと2.0か月というような支給率になってございます。満額ですけども、給料自体は減りますので、基本給のところかです

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか、岡部総務課長。

一番最初に澤田議員が聞かれたのが、要は部分休業をされて、勤勉ではないのに満額出るんですかという質問を澤田議員がされて、そのときに岡部総務課長は、給料が下がるので、それに併せて期末勤勉手当も下がるような答弁をされてたんです。先ほどの説明では、部分休業は1日のうちの数時間を休まれるだけなので、期間率ですか、その減額もないので、いわゆる基本給に対しての満額が支給されるという説明だったと思うんですけども、要は満額支給という理解でよろしいですか。

岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） すみません、私の説明が悪くて申し訳ございません。

基本給がそのまま支給されるわけではなくて、基本給に対して1日のうち休まれてい

る時間分は減額をされますので、給料月額自体は下がってしまいます。ですので、率は同じであっても手取りの額は下がっていくという、そういう連動になってございます、違いますか。（「議長、暫時休憩してください」と呼ぶ者あり）

○議長（小寺 俊輔君） 暫時休憩いたします。

午後 2 時 1 0 分休憩

午後 2 時 1 4 分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

改めて岡部総務課長、説明のほうをお願いします。

岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 何度も御迷惑をおかけして申し訳ございません。

先ほどの給料月額の件ですが、そもそもちょっと私の説明が悪かったところがあるんですが、部分休業をされる際に申請をされて、1日何時間働きますよということをもともと申請をしますので、その段階で休む時間分の給料月額が下がってきます、もともとね。給料月額下がるんです。それを期末勤勉手当の部分については、基礎額というんですけれども、基礎額が丸々働いている方が、例えば月40万円とした場合に、4分の1の休業を取った場合に、単純に言うと30万円になるということですので、その30万円に対して勤勉手当の率を掛けるということですので、そこで減額をされていくということになります。御理解いただけますか。（発言する者あり）それは申請を取下げするまでは変わっていきません。その申請をされている間は同じルールで支給されていきます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 以上の説明で御理解いただけましたでしょうか。（発言する者あり）

ほかに質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第99号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第99号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第9 第100号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第9、第100号議案、神河町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第100号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定の件でございます。

制定の理由は、地方公務員法第58条の2で、地方公共団体の長は条例で定めるところにより、毎年人事行政の運営等の状況を公表しなければならないとされており、このたび人事行政の見える化を進める一環として整備するものです。

公表する内容は、職員の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修並びに福祉及び利益の保護等でございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。それでは、詳細説明を申し上げます。

55ページを御覧いただきたいと思っております。地方公務員法の改正によりまして、地方公共団体における定員管理の透明性を高め、住民の理解と納得を得るために情報を開示、公表することが重要であるとして、毎年規定された項目の公表を行うことが定められました。公表する項目としては、議案第3条に掲載のとおりであります。

56ページを御覧ください。第4条では、毎年6月末までに公平委員会から町長に対し、前年度における業務の報告、また、5条では、第4条で報告する内容を規定をいたしております。また、6条では町長が公表する時期、7条では公表する方法を定めております。なお、この条例制定につきましても、地方公務員法の改正に基づく改正でありまして、内容につきましても法に定められた内容でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。この地方公務員法第58条の2に基づきということなんですけども、この法律が改正された時期はいつですかということと、

あと、2条の、任命権者は町長に対し報告するってあるんですけども、我が町の場合の任命権者とはどなたに当たりますかというのが2点目。3点目は、第3条に公表する項目は上がって、それを第6条、第7条で公表するとあるんですけども、具体的にどういう中身を、中身が全然分からんのんですわ、これ。どういう様式でどこまで公表されるのか、以上3点、お願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。まず、この地公法が改正をされた大本の年度でございますが、大本は平成16年に改正をされております。以降、中身の報告する内容が少しずつ変遷をいたしておりますが、大本につきましては平成16年ということでございます。

それから、任命権者は町長に対しということ、任命権者が当町では誰を指すのかということでございますが、これにつきましては、当町でいいますと、議長であったり、それから教育長であったり、要は町長部局につきましては町長なんですけど、それ以外の局がございますので、そういう局については任命権者が別になりますので、こういう条立てをしておるということでございます。

それから、各項目の公表する内容でございますが、内容につきましては任免、職員とかいうのは、これまでも給与の件で報告しておりますとおりでございますが、様式も一応総務省のほうでこういう様式でというのは決まっておりますので、その様式で公表することとなってきます。ちょっと具体的には説明できませんが、そういうことでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 現在も年に1回、給与の状況とかっていうのは3月、4月頃ですか、毎年公表されていると思うんですけども、この第3条の項目を見ると、今は公表されていない項目がたくさんあるんですね。今、法の改正はいつ行われたのかと聞きますと、平成16年、合併前ですね。今まで我が町はこれができてなかったということですね。遅れたことについて、今できてないことについて一言いただきたいのと、その公表の範囲。例えば我が町でまだできてない、全員にできてない人事評価の状況って、ずっと1行書いてあるんですけども、実際どこまで公表されるんか。やっぱりこういう条例を提案されるんでしたら、説明資料として、様式が定めてあるんであればこれに基づいて公表しますと、そういう丁寧な説明が必要ではないですか、いかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。改正が遅れたことに対するコメントということでございますが、全くをもって申し訳ございませんということしか言いようがないんですが、ずっと歴代、先ほど澤田議員がおっしゃったとおり、給与の部分についてはこれまでも公表はしてきておりましたし、当町においてもそのつもりでお

りました。ところが、今回の地公法の改正によりましていろいろ調べておきますと、こういった公表するものが当町の条例にないということが分かりましたので、制定をさせていただいたということでございます。

それから、報告の事項の内容でございますが、例えば、先ほど言われました人事評価の件でございますが、もうこれは包み隠さず、当町においては人事評価の結果、A評価が何人、B評価が何人、C評価が何人というようなことを報告する。全て包み隠さずといえますか、報告することになってございますので、そのように御理解をいただきたいなと思います。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第100号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第100号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第10 第101号議案から第103号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第10、第101号議案、神河町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件、第102号議案、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件、第103号議案、神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件の3議案を一括議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第101号、第102号及び第103号について関連がありますので、一括で提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

職員の給与決定につきましては、地方公務員法第24条第3項の均衡の原則に基づき、

国家公務員を基本とし、兵庫県及び県下各市町の状況と町の状況を総合的に勘案し改定の判断しているところであり、このたびの改正についても人事院勧告を受け、国家公務員の動向、兵庫県の状況、県下各市町の状況を照らし合わせ改定を行うものでございます。

その改定の内容は俸給表及び勤勉手当の改正の2点で、今年の4月に遡って改正するものでございます。

まず1点目は、俸給表（給料表）の改定です。俸給に関する本年度の人事院勧告は、官民格差921円、率にして0.23%を引き上げる内容のもので、引上げ額としては、行政職1表の初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20代半ばに重点を置き、若手職員に一定の改善が及ぶよう、30代半ばまでの職員が在職する号給について引き上げるものでございます。同様に、医療職（一）から（三）の給料表については、行政職との均衡を基本に、初任給を3,100円から4,600円の範囲で引上げ。また、技能労務職の給料表についても行政職との均衡を基本に、初任給を4,100円引き上げるものでございます。この職員の改定に倣い、会計年度任用職員につきましても同様に給料表の改定を行うものでございます。

2点目は、勤勉手当の支給月数でございます。今年の人事院勧告において、国家公務員の勤勉手当を0.1月引き上げる勧告があり、勤勉手当の年間支給月数を1.9月から2.0月に引き上げる改正でございます。この職員の改定に倣い、常勤の特別職の期末手当につきましても同様に0.1月引き上げるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。それでは、早速、詳細説明を申し上げます。

本3議案については、本年の人事院勧告を受け、関連する条例の改正を行うものでございます。改正のポイントにつきましては、給料表の改正と期末手当、または勤勉手当の改正であります。

議案順に御説明を申し上げます。

まず、101号議案の神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。58ページを御覧いただきたいと思えます。まずは、新旧対照表で御説明を申し上げます。

まずは、第1条による改正を御覧ください。第1条は12月1日を施行日として、今年12月の期末手当に適用される改正となります。第5条の期末手当ですが、特別職は勤勉手当がなく、期末手当のみであることから、引上げは期末手当に反映をされていま

す。次に、6月基準日は既に支払いがされていることから、支給率の引上げはございません。次に、12月基準日は在職期間6か月のところが100分の212.5が100分の222.5へ引き上げられ、以降、在職期間率によりそれぞれの引上げを行います。

次に、第2条による改正を御覧ください。第2条は施行日を令和5年4月1日とし、来年度以降の手当に適用させる改正でございます。第5条の期末手当ですが、6月1日基準日、12月1日基準日ともに同率の支給率に改正をするものでございます。先ほど同様、在職期間率により引上げ額が変わっております。

なお、議員の期末手当については、神河町議会議員の議員報酬、費用弁償及び旅費に関する条例により、常勤の特別職の例により一定の割合を乗じて得た額とすると定められております。

次に、76ページを御覧ください。第102号議案、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件の詳細説明を申し上げます。

一般職も特別職同様、第1条による改正につきましては12月1日を施行日とし、本年12月の勤勉手当に適用される改正となります。第32条第2項第1号では、勤勉手当の12月支給分を100分の95から100分の105に引き上げる改正を行います。また、第2号では、再任用職員の12月支給分を100分の45を100分の50に引き上げます。

次に、別表第1の行政職給料表を御覧ください。引上げ額としては、初任給を4,000円の引上げ、20代半ばに重点を置き、30代半ばまでの若手職員が適用される号給について引上げが行われました。同様に、医療職（一）表から（三）表の給料表についても、行政職との均衡を基本に初任給を3,100円から4,600円の引上げ。また、技能労務職の給料表についても、行政職との均衡を基本に初任給を4,100円引き上げるものでございます。

次に、97ページの第2条による改正を御覧ください。第2条は施行日を令和5年4月1日とし、来年度以降の勤勉手当に適用させる改正でございます。第32条第2項第1号では、来年度以降の期末手当の支給率を、6月、12月にかかわらず100分の100に改定。第2号では、再任用職員の期末手当の支給率を100分の47.5に改定いたします。

98ページからは、神河町技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則を添付しています。参考として御覧いただきたいと思えます。

次に、114ページを御覧ください。本年の人事院勧告の概要となる資料を添付していますので、こちらも参考として御覧ください。

続いて、116ページを御覧ください。第103号議案、神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件の詳細説明を御説明いたします。

会計年度任用職員の給料表は行政職給料表を使用していることから、一般職同様、人

事院勧告による給料表の改正に伴い改正するものでございます。

新旧対照表で御説明しますので、129ページを御覧ください。給料表は、各職務の給料表を使用しています。別表第1については行政職給料表を使用しており、一般職同様の引上げとなります。

134ページ以降の医療職給料表（一）表から（三）表については、医療職の給料表でありまして、公立神崎総合病院の会計年度任用職員に適用する給料表でございます。なお、附則により、適用日を10月1日にしております。当町は以前の臨時嘱託職員のと時から、最低賃金の改正のある10月から給料表を改正を行ってきております。本年は12月議会で給料表の改正を行う予定となっていたことから、議会で可決いただいた後、10月に遡及適用するものでございます。

なお、一括提案する3議案とも人事院勧告に基づき改正するものでございます。期末勤勉手当の支給率及び給料表の改正につきましては、人事院勧告どおりでございますので、御理解をお願いいたします。

以上が詳細説明となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

3議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。人事院勧告に基づく改定ということで、労使交渉もされた上での改定ということで一定の理解はするんですけども、やはりこの二、三年間、コロナ禍で本当に職を奪われたりとか、家計が本当に苦しい状態の人もたくさんおられる中で、公務員という立場でこのような給与改定が行われるわけです。その辺のところを町民の方々に丁寧に説明をお願いして、理解を得られるように、そして、住民の負託に応えられるように一生懸命仕事をしていただきたいというお願いです。よろしくをお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。澤田議員から貴重な御意見をいただいたと思っております。人事院勧告も御承知のとおり、ここ数年間ずっと給料月額については削減が続いておりました。期末勤勉手当につきましても期末手当が削減をされて、今年、久しぶりの勤勉手当の増ということになろうかと思っております。先ほど澤田議員おっしゃられましたとおり、住民の方に理解していただきますように、当町といたしましても周知をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（小寺 俊輔君） 3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。皆さん御承知のとおり、人事院の改定自体は大規模な企業の賃金の変動、給与の変動、期末手当の変動等を考慮してされてますけども、多くの町民の方々はやっぱり中小企業で勤められて、また、自営業の方もあって、大変苦しい生活をされてますんで、その辺のところをよく理解いただきたいなど

思います。

それと、仮にこの条例が可決されて、後ほど提案説明があります予算も可決された場合、恐らく差額支給というような形での給付になると思うんですけども、その支給日はいつ考えられておられますか。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。今期の議会の終了日が12月21日でしたですね。その最終日で補正予算が可決されて以降に準備を進めまして、恐らくですけども、12月の28日までに支給できるものというようには、あまり時間の余裕はないんですけども、その辺りに支給できるものと考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

まず、第101号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第101号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第101号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第102号議案について討論に入ります。討論ある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第102号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第102号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第103号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第103号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決すること

に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第103号議案は、原案のとおり可決しました。
-

日程第11 第104号議案

- 議長（小寺 俊輔君） 日程第11、第104号議案、神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてを議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

- 町長（山名 宗悟君） 第104号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の内容は、本年9月議会で、病院の看護職員等処遇改善に係る手当を10月以降も引き続いて支給するよう条例改正させていただいたところですが、本年10月に新たな診療報酬制度が創設されたことに伴い、10月以降の手当額を引き上げるよう国からの通知があったことから、手当額引上げの改正をさせていただくものです。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、病院総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

- 議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

井上病院総務課長。

- 病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。本議案の詳細説明をさせていただきます。

この看護職員等処遇改善手当については、令和3年11月19日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と、少子高齢化への対応が重なる最前線で働く方々の収入を上げるため、民間にとどまらず各現場で働く地方公務員の処遇改善も盛り込まれ、国から示された趣旨に沿い看護職員である看護師、助産師、保健師と看護補助者をその対象者として、本年2月から支給することとさせていただきました。2月から9月までの間は、国の看護職員等処遇改善事業補助金を用いて、常勤職員に月額3,200円、会計年度任用職員は勤務時間数で案分した額を支給してまいりましたが、令和4年10月からはその原資が補助金から診療報酬に変更され、交付額が看護職員1人当たり4,000円相当額から1万2,000円相当額に引き上げられることとなったことから、このたび手当額引上げの改正をさせていただくものです。

新たな診療報酬は、看護職員処遇改善評価料として看護職員数に応じて措置され、当院の場合、月額150万円程度と見込んでいます。手当額については、看護職員に加えて看護補助者にも支給することとしており、病院からの持ち出しを極力しないこととし、月額1万円と算定をしております。

改正点を御説明いたしますので、147ページ、新旧対照表を御覧ください。改正内容ですが、附則第7項前段中、「令和4年2月から当分の間」を、「令和4年10月から当分の間、看護職員処遇改善評価料の創設に伴い」に、「3,200円」を「10,000円」に、同項後段中「3,200円」を「10,000円」に改め、診療報酬制度が令和4年10月からスタートしていることから、令和4年10月1日に遡り適用をさせていただきます。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。この3,200円が1万円に特勤手当がアップになったということは、これはもう賛成なんですけども、ほかの公立病院、相生であるとか加西であるとか、そこらの動向ですね。うちは1万円なんですけども、もし分かりましたら、先ほど総務課長から1万円になった根拠は聞いてうから納得しとんどすよ。参考までに、他公立病院分かりましたら、お願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。こちらのほうで調べている部分についてのみ御説明を申し上げたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

県立病院については、月額1万円というふうにお聞きをしております。公立宍粟総合病院については月額1万1,000円、赤穂市民病院についても月額1万円ということで聞いておるところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） お調べくださいますありがとうございます。ほぼ似たようなレベルということで、納得をしました。

この対象者が看護師、准看護師、保健師、助産師及び看護補助者と限定されてございます。素人考えで申し訳ないんですけど、病院の中には患者とじかに接する理学療法士、作業療法士、あるいはレントゲン技師、ほかにもじかに接せられて、私もコロナになって、本当に神崎病院にお世話になって、そして、対面で作業されている職員は本当に危険を顧みず、本当ありがたいな思うとんどすけど、今言いました、この条例になってない対象外の職員については、なぜ出えへんのかなと、素朴な疑問、お願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。この看護職員等処遇改善手当の制度は、先ほど申し上げましたように、令和3年の11月の19日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策のうち、分配戦略で安心と成長を呼ぶ人への投資強化策として、看護や介護などで働く方々の収入を引き上げることを目的として創設されました。背景としては、これから少子高齢化に伴う社会ニーズに対応するためには看護職員の確保、そのための看護職員の投資が喫緊の課題だということで国策として予算措置をして、看護職員業界の労働力を確保する意図があると考えております。

ただ、今、議員がおっしゃったように、このたびこの処遇改善手当の支給対象については、国は看護職員のみならず、病院判断によって看護補助者や理学療法士、また、作業療法士ほか、病院に在職するほとんどの職を含めることができるというふうに通知をしております。当院では、その支給対象者をどの範囲とするか検討した結果、看護師の指示により看護師とともに業務を遂行している看護補助者のみ含めることとしたものでございます。国の方針に即した対応は自治体の一つの基本姿勢であり、コメディカルも含めて薄まき支給とした場合、当院の看護職員の収入水準が近隣病院から相対的に劣ることとなりまして、現在も看護職員の確保に大変苦慮をしている状況でございますけれども、将来にわたってそのような状況がつながっていくというふうなこともありますので、コメディカル等は含めないこととしまして、職員団体にも説明をして、理解をいただいたところでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第104号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第104号議案は、原案のとおり可決しました。

ここで暫時休憩とします。再開を15時15分といたします。

午後2時53分休憩

午後3時15分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

日程第12 第105号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第12、第105号議案、神河町議会議員及び神河町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてを議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第105号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町議会議員及び神河町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、令和4年4月6日に公布された公職選挙法施行令の一部を改正する法律により、神河町議会議員及び神河町長の選挙における選挙運動用自動車、ビラ、ポスターに係る選挙公営限度額を引き上げるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。それでは、詳細説明を申し上げます。

公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を定めることにより町村議会議員選挙及び町村長選挙における候補者の選挙運動用自動車の使用、ビラとポスターの作成費用について公費負担ができることとなりました。

さて、今議案につきましては、本年4月に公布されました公職選挙法施行令の一部を改正する法律によりまして、選挙公営限度額を引き上げる改正でございます。

それでは、改正額について新旧対照表で御説明いたしますので、149ページを御覧ください。まず、第4条第1項第2号アでは、選挙運動用の自動車の借入費用について、限度額1万5,800円を1万6,100円に改正。同じく第1項第2号イでは、選挙運動用自動車の燃料代について、限度額を7,560円を7,700円に改正。

続いて、150ページを御覧ください。第8条第1項では、選挙運動用のビラ1枚当たりの作成費について、限度額7円51銭を7円73銭に改正。

続いて、第11条第1項では、選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成費について、限度額525円6銭を541円31銭に改正。加えて、企画費となる経費の限度額を31万500円を31万6,250円に改正するものでございます。

以上が詳細説明であります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。神河町、上位法に基づいた改正で、今は国の基準どおり、国の施行令どおり、県内12町見ても施行令どおりになっとんですけども、私、実際この条例の補助があって、この4月の選挙のときに申請もさせてもらったし、申請しなかった部分もあります。その辺で、ちょっと町の条例なんで、私はあくまで国の単価でこれを定められてますけども、町の基準に改めるべきじゃないかなと。実勢価格に改めるべきじゃないかなと思うんです。総務課長、この春の選挙、町長のその前の選挙で、実質、単価が幾らなんかっていうのをつかんでおられると思うんやね、それぞれの議員のね。随分、僕は実勢価格とこの国の基準は差があるように思うんです。例えば11条のポスターを見ますと、今回の改正で、うちの場合は90枚になりますので、計算してその単価割り戻すと、今回の改正では4,055円、1枚ね。1枚4,055円も私、そんなポスターよう作りませんわ、ねえ。実際、私が作ったのは1,000円台です、1枚。

もう一つ、ビラのほうは今回で7円73銭になるんですけども、実質、私は1,700枚ということで、枚数も少ないんで、1,600枚のところを1,700枚作ったんですが、ちょっと桁が違うんですよ。やっぱり実勢価格に合わすべき違うかなと。本当にみんなが出やすい選挙にしようとするのであれば、この7円51銭を補助もらうために、印刷会社さんにもいろいろと契約書作ったり、迷惑かけなあかんのですわ。それで、支払いも分けなあかん。そういう意味では、もう少し実勢価格調べてもらって、それに本来は改めるべきと違うかなというのが1点です。

何でそういうことを申し上げるかということ、今、実は、兵庫県内じゃないですけども、ほかの県ですね、具体的にはお隣の京都府で、実際今、インシデントということで、ある町議会で大変問題になっています。というのは、同じ印刷会社さんで同じ枚数を、同じような写真入りのものを印刷してるのに、問題やと言われてる議員さんは1,000円未満です。片や複数の議員さんが4,150円、その町の限度額なんやね。限度額で契約されとんですよ、1枚当たりの単価。いわゆる、その町でいう限度額全額を補助としてもらわれている。こんなはずがないと。これはほんまインシデントにつながるというて、今、情報公開を求めておられます。あってはあかんことですよね。今、この議員さんが言われてるのは、本来の価格に印刷会社に上乘せをして、こういう補助額全額をもらうとんちゃうかと。公金の搾取になるんちゃうかと。大きな問題やというふうに言われています。ほかの市町でもそういうことが全国的に見ると起こってて、そういう実績あった議長が辞職されたりとか、議員辞職もされてる例もあります。そういうことをなくすためにも、私はこんな4,055円みたいな高額な基準額をつくるんじゃないしに、いわゆる

実勢価格ですね、10人の平均、町長も含められた平均もあるので、そういう神河町の実勢に合った基準に、神河町の条例なんですから、合わすべきじゃないか、ビラについてももう少し上乘せすべきじゃないか。その辺がそういうふうに考えられないかなど。あくまで国の基準、国の基準でほんまにええんかなど。神河町の条例ですから、神河に合った基準に変えてくださいよというのが私の質問です。そういう気持ちがありませんかというのが1点目。

もう一つは、実際に選挙のときに私は申し上げたんですが、ビラの作成です。御存じのとおり、ああいうもの、印刷っていうのは枚数によって単価が全然違います。町長の選挙は5,000枚まであのビラ作ることができるんです。我々、町議会は認められているのは1,600枚。ですけども、補助いただく単価はどちらも同じなんですわ、7円51銭。絶対、単価は違ってくるはずなんです。この辺も、町長の選挙と町議の選挙、それは国の基準がそうなんやて言われたらそこまでですけども、やはり神河町で次の町議の選挙のときに、大勢の方々に出ていただけるような体制を次までにつくるべき違うかなど。そういう見直しをしてほしいと思うんですけども、そういうことについて、そういう考えはありますか、ありませんか。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。この点につきましても、澤田議員から貴重な御意見をいただいております、と思っております。前の選挙のときにもそういうお話をされたということを私も記憶があるんですが、ただ、この法令につきましては、議員もおっしゃったとおり、限度額を指定をしておりますので、本来という言い方がどうかちょっと分かりませんが、実勢価格で作成していただいて、限度額以内であれば町のほうがお支払いできる。あるいは、限度額を超したものについては限度額でお支払いするという制度でございますので、そこら辺は議員の皆さん、あるいは今度、立候補される町長、候補者の皆さんにおかれましても、必ず限度額いっぱい契約をしなければいけないということではないということの一つ申し上げられるのかなというふうに思います。

それで、もう1点のビラの作成の単価でありましたりとか、それから、議員と町長で枚数が違うので単価が違うので、そういったところの差も含めて町のほうで条例ができないかということの御質問だろうと思います。今のところ、私もここで即答はもちろんです。いろんなところにちょっと問合せもさせていただきたいとは思いますが、ただ、やっぱり澤田議員おっしゃったとおり、あくまで国の制度ということで、全国一律に条例として流されてきておる。近隣の市町についても同じように改正をされている状況から考えますと、一応は国の基準というのが一つの基準になるのではないのかなというふうに思いますので、少し、今回の条例案はこういうことでそのように思っておりますけども、今後において少し検討をさせていただければなというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 今後検討するということなんですけども、私が最初に申し上げた、ほかの全国の町で起こってる限度額なんやからいうことで、そんなこと我が町ではないと思いますし、あってはあかんことなんですけども、限度額いっぱい契約されて、それがほんまに事件になってるような事例もあるんです。そういうことを防ぐためにも限度額を定めるんですけども、実勢価格、もっと、こんな4,000円もするポスター、誰が作るんですかっていうことですわ。もっと実勢価格を上限を落とすことによって、そういうインシデントにつながるようなことを防ぐことが事前にできる、そういう提案をしよるんです。ぜひとも検討してください。

○議長（小寺 俊輔君） 総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。本当にありがとうございます。もう本当におっしゃるとおりで、できるだけ経費といたしましては、町のほうといたしましては削減をしたいという思いはもちろんありますし、それが無理ということではなくて、その地域の価格であるならば、それはもう可能な額だと思いますので。県の選管等とも、ちょっと一度協議はさせていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第105号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第105号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第13 第106号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第13、第106号議案、神河町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてを議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第106号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げ

ます。

本議案は、神河町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由及び内容は、地域創生総合戦略において推進している、神河町に住んでみたい、住んでよかったと思えるような居住環境の形成・まちづくりにおいて、さらに若者の定住を推進するため、地域優良賃貸住宅の入居者資格である若者世帯のうち、新婚世帯と子育て世帯の定義を、国の地域優良賃貸住宅制度要綱に準じるものに改正し、申込資格を緩和するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。詳細説明をさせていただきます。

神河町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律及び地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅並びに共同施設の設置及び管理について定めたものです。

改正の理由は、地域創生総合戦略の基本目標「地域の魅力を高め、交流から関係、そして、定住へとつなげる」において、令和6年末の数値目標として、20歳以上の社会移動、転出超過をゼロに。また、基本目標「希望を持って結婚・出産・子育てできる社会を実現する」では、出生数80人を数値目標として設定しておりますが、令和3年度の出生数は43人、転入を合わせて45人。本年度は11月現在で出生数は累計24人で、前年比マイナス4人、母子手帳交付数につきましても累計で23人、前年比マイナス6人でありまして、目標達成が非常に困難な状況でございます。

このような状況を鑑みまして、地域創生総合戦略の目標達成に向けて危機感を持って進めていくという観点から、若者世帯向けの地域優良賃貸住宅、新野駅前団地及び中村団地の入居要件を緩和する改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容について、新旧対照表により御説明申し上げます。議案書153ページをお願いいたします。改正は用語の定義に係る部分でございまして、第2条第5号、新婚世帯について「婚姻届出後3年以内の世帯」から「婚姻届出後5年以内の世帯」に、また、7号、子育て世帯は、生計を一にし、かつ同居する子供について「満15歳に到達して最初の3月31日までにある」を「満18歳に到達し最初の3月31日までの間にある」とし、さらに、「又は妊娠している者」を加え、国の地域優良賃貸住宅制度要綱に準じるものでございます。

なお、国の要綱では、新婚世帯の定義は平成27年の改正で「配偶者を得て5年以

内」。また、子育て世帯の定義は平成19年の制定時に「同居する子どもの年齢が18歳未満の者」。それから、「妊娠している者」が加わったのは平成27年の改正となっております。

賃貸住宅の入居者の資格に関する事項については、地域優良賃貸住宅供給計画で町の取扱いを明記し、国の承認を受けておりました。その後、今申しましたように、国の要綱は改正されましたが、当時は地域優良賃貸住宅として建築した新野団地及び中村団地は建築したばかりであり、入居希望も多く、空きが出てもすぐに次の入居応募がありましたので、条例の改正は行っておりませんでした。今回、町長が申しました理由により改正するものでございます。

また、次の154ページ、155ページに、神河町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正につきまして、参考として併せてお示しをさせていただいております。

155ページの新旧対照表を御覧ください。今回の条例改正により、入居要件の一つの子育て世帯に「妊娠している者」を含むようになります。施行規則第3条に、入居申込書様式第1号の提出の際の添付書類について記載がありますが、その中に(4)号として、「妊娠している場合には母子手帳の写し（子育て世代のみ）」を加え、以下、(4)号を(5)号に、(5)号を(6)号に、(6)号を(7)号に改正いたします。

以上、神河町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件の詳細説明とさせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第106号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第106号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第14 第107号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第14、第107号議案、神河町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてを議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第107号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、現行の条例では預かり保育利用料が町内在住の園児向けのみとなっており、町外の園児向けの預かり保育料を国基準に基づき新設を行うものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、教育課社会教育特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

宮本教育課社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 教育課、宮本でございます。第107号議案、神河町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例制定の件の詳細説明を申し上げます。

令和5年度の幼稚園入園募集を行った結果、町外に住所を有する保護者から、当町の幼稚園への入園及び預かり保育の希望が2件ありました。当町では、町内外問わず園児の受入れを行っております。町外に住所を有する保護者から入園希望があれば受入れが可能となっております。本条例は、町内の園児に対する預かり保育料を設定しており、町外に住所を有する園児に対する設定がないことから、条例を行う必要があります。

それでは、改正の内容につきまして、158ページの神河町立幼稚園における預かり保育に関する条例新旧対照表を御覧ください。第2条の2号、3号、4号につきましては、令和元年10月に子ども・子育て支援法の一部改正で、1人1日450円、1か月1万1,300円という補助の改定がございました。それにより実質無償になっており、規定する必要がなくなりましたので、削除をいたします。第5号を第2号に繰上げをいたします。別表では、施設等利用給付認定園児を第1子から第3子に分けて預かり保育料を設定しておりましたが、町が認定した施設等利用給付認定園児として、国庫補助基準の日額単価450円、1か月1万1,300円以下に合わせて、1日当たりの預かり保育料5時間未満を450円に、5時間以上を450円に、1か月当たりの預かり保育料の上限、8月をなしに、8月以外の月をなしに、上記以外の町内在住園児として、1日当たりの預かり保育料5時間未満を400円に、5時間以上を800円に、1か月当たりの預かり保育料の上限、8月を8,000円に、8月以外の月を5,000円に。新たに町外在住園児を追加し、1日当たりの預かり保育料5時間未満を450円に、5時間以上を800円に、1か月当たりの預かり保育料の上限、8月をなしに、8月以外の月をなしに改正いたします。

附則といたしまして、施行期日、1、この条例は令和5年4月1日から施行する。経

過措置といたしまして、この条例の施行の日の前日までに、預かり保育を使用した者に係る預かり保育料については、なお従前の例によるとしております。

以上が条例改正に伴う説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 1点教えてください。この改正のところの町が認定した施設等利用給付認定園児、5時間未満450円、5時間以上450円というのは、これどういうことなんか、ちょっと教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 宮本社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） これにつきましては、5時間以上というのが夏休み、それから始業式、終業式の日該当すると思われるんですが、その分につきましては、町内の方につきましては5時間と同じ料金で保育をするということにしております。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第107号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第107号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第15 第108号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第15、第108号議案、神河町体育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件についてを議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第108号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

ます。

本議案は、神河町体育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、町民温水プールについては老朽化が進む中、運営に支障が出ないように維持管理を行っているところでございます。しかし、その運営状況は大変厳しい状況であり、このままの施設運営では町の財政を圧迫し、ますます厳しい財政状況となってくることから、使用料金の改正を行うものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、教育課社会教育特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

宮本教育課社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 教育課、宮本でございます。第108号議案、神河町体育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件の詳細説明を申し上げます。

公共施設等総合管理計画におきまして、町民温水プールは廃止の方向で位置づけられておりますが、存続を望まれる長谷地域の皆様や利用者様から御署名簿を頂き、廃止をせずにメンテナンスを施しながら、これまで施設の運営を続けています。町といたしましては、施設の老朽化が進む中、町民温水プールの運営に支障を来さないよう維持管理を行っているところでございますが、毎年約4,600万円から5,000万円という多額な赤字は将来の町財政の運営に大きく影響を及ぼすものになっております。地元もこうした現状に一定の理解をされておりますので、利用料金の値上げに併せまして、利用者数を増やしていく方向で収支の改善に向けたシミュレーションを示し、町負担が1,300万以下になるよう、長谷地区区長会連合と協議を重ねてきました。

それでは、改正の内容につきまして、163ページ、神河町体育施設設置条例新旧対照表を御覧ください。別表第2でございます。温水プールのところになります。下のようになります。一般利用券につきまして、大人530円を700円に、子供320円を400円に。回数券11枚つづり、大人5,250円を7,000円に、子供3,150円を4,000円に。新たに月会員券を追加しまして、大人3,000円、シルバー2,000円、子供1,700円。年会員券、大人1万500円を3万円に、シルバー2万円、子供5,250円を1万7,000円に。スイミングスクール、週1回コース4,200円を5,000円に、週2回コース5,250円を6,000円に、週3回コースを選手コースに改正し、6,300円を7,000円に、親子コース6,300円を7,000円に、フリーレッスンコース4,730円を5,500円に。トレーニングルーム、1人1回使用料110円を200円に、回数券11枚つづり1,100円を2,000円に。同表備考で、照明料は減免対象外とするを、備考1、照明料は減免対象外とする。2、子供とは、中学生以下の者とする。3、シルバーとは、満65歳以上の者とする。4、大人とは、備考第1号及び第

2号を除く者とするに改めます。

附則、施行期日、1、この条例は令和5年10月1日から施行する。経過措置、2、この条例の施行の日前に改正前の神河町体育施設設置条例の規定により、町民温水プールにおいて使用した神河町体育施設の使用料金は、なお従前の例による。以上が改正の内容でございます。

資料といたしまして、165ページには、今年2月25日に長谷地区区長会連合に示した使用料改定案をつけております。

次ページは、教育委員会で協議した結果の改定案でございます。

次のページは、平成29年度から令和3年度までの町民温水プールの事業別、節別集計表です。

続いて、次のページ、168ページは、収支シミュレーションになります。上段①、利用者そのままは、平成30年度実績を令和4年2月25日に示した改定案にした場合と、それから、教育グループでつくりました改定案にした場合の収支シミュレーションです。②、利用者2.1倍は、平成30年度実績の利用者数を2.1倍にすると、令和4年2月25日の改定案では町負担が1,300万円以下になりますが、教育グループ改定案では町負担が2,900万になるというシミュレーションです。

次のページの③、利用者数3.5倍は、利用者数を3.5倍にすると、令和4年2月25日改定案では黒字になり、教育グループ改定案では町負担が1,300万円以下になるというシミュレーションです。

よって、本日提案している改定案では、平成30年度の3.5倍の利用者がなければ町負担が1,300万円以下になりません。子供については、体験スイミングや会員のチラシを他市町に配布、掲示をお願いし、町外の利用者を増やすことに努め、大人については令和2年度に健康福祉課に御協力いただき、町民温水プール運動効果モニタリング事業や神河町モニタリング教室の実施について検討してきましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のために中断しておりますので、検討を再開し、早期に実施できるように努めます。また、これまで利用者に安心安全に使用していただけるよう緊急度の高いところから修繕を実施するとともに、備品についても入替えを行ってまいります。経年劣化が著しい施設ではありますが、引き続き機能保全に努めます。

以上が理由並びに内容についての詳細説明でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。一般的には、リニューアル後に料金改定が多分一般的だと思うんですけども、赤字を解消するために料金改定ということで、当然不利、今の状態で改定されるわけですから、案外もくろみに反して利用者も減る可

能性もあると思います。そのときはどのような考え方で思っておられるのでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 宮本社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 教育課、宮本でございます。先ほど詳細説明の中でもありましたように、備品の入替え、それから修繕もしていくということと、それから、これまで町外に全然案内をしてなかったというところで、今回11月の末ではございますが、市川町や福崎町にも入会や体験スイミングのスクールの募集のチラシのほうを掲示していただくようお願いもしてまいりました。そういったことで何とか努力をしていきたいなと考えております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 宮本参事、藤原議員からは、今回の料金を上げることによって利用者が減った場合はどうされるという質問なんです。利用者が減らない今方策を言っていたらと思うんですけども、それでももし利用者がこのまま減ってしまったらどうするんですかっていう質問なので、そこをお願いします。

宮本社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 教育課、宮本でございます。すみません、ちょっと問題勘違いしておりました。努力をして、それでも駄目であれば、ちょっと運営について廃止も含めてまた協議を進めていかないといけないかなというふうに考えております。

○議長（小寺 俊輔君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。地域の要望とはまた反するような動きにもなりかねませんので、その辺は落ち度のないようによろしく願いいたします。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。温水プールの料金を改定されているようですが、金額見てましたら、ほかの市町と比べて、平均額と比べて高くなっているのはありますが、安いのもあります。この決められた基準はどういったことでこの金額にされたのでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 宮本社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 教育課、宮本でございます。町外の施設を見まして、平均を出しておるわけなんですけど、その中で、最初に長谷地区のほうに提示したものであると、近隣の市、朝来市、それから多可町が入ってなかったということで、こちらのほう入れまして、再検討を教育グループのほうでやりました。その中で、朝来市、多可町も参考にしながら料金を決定した次第でございます。参考にして、最終的に料金を決定いたしました。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） この神河町とよその市町村の金額を比べてされるのは、

ちょっと状態が違うと思いますんで、廃止にしようかまでいってるところが金額を低く設定したり、利用されてる方からは批判が出るかもしれませんが、なくなってしまうと、廃止されてしまえばその利用者の方はもっと困るやろうし、嫌やと思うんですけども、もう少し計算を立てて、何にこндаけ修繕にかかるのかとか、存続するためにはこれだけの金額が必要やというような金額を算定してから金額を提示されたほうが、というか、そういうふうに計算するのが普通じゃないでしょうか。だから、異常に高くなってしまった、それはそれで仕方がないと思うんですけどね。何か勘で金額これぐらいにしとこうかっていう感じを受けるんですけども、その辺は違いますか。

○議長（小寺 俊輔君） 宮本社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 教育課、宮本でございます。一番最初のほうは、一旦マイナスのところから考えもしましたが、金額があまりにも高くなってしましまして、もう金額を見ただけで利用者が減るんじゃないかというところがございました。そこで、もう内部で努力をして、利用者を増やすということも含めて考えようということで、このような料金設定にさせていただいております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。あまりにも高くなり過ぎたとか、その基準は誰が決めるんか分かりませんが、だから、僕が思うには、もう少し具体的に金額がこうで、この修繕にこндаけかかるどうのこうのっていうのを明示されたほうが、赤字覚悟でこのプールを続けられるのか、その辺をはっきりと明示してもらいたいんですけどね。赤字を覚悟で、すごい金額の赤字を出しながら続けるのか。利用されてる方にとっては非常に大事だと思いますけど、それが町民全体に今度響いてくるというようなことになると思いますんで、もう少し精査していただきたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 宮本参事、答弁ありますか。

入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長、入江でございます。御指摘ありがとうございます。私どもも長谷の温水プールにつきましては、温水プールということで近隣、郡内では一つということもございます。それから、今の利用のほうは但馬のほうからも利用に来ていただいているということで、何とか、そういう意味では貴重な施設であるという認識の下に存続、それから、先ほど宮本参事も申し上げましたとおり、地元の方々の要望等も強うございます。その辺を勘案して、何とか施設を、ある意味で修繕等もしながら、今、営業といいますか、運営を続けているわけでございます。何とかその線は頑張っていきたいということでしておりますが、やっぱり、先ほど説明申し上げましたように、赤字幅が本当に大きゅうございます。その辺についてはシミュレーションのほうにもありますように、ほんまは何千万という赤字を0にするシミュレーションもございます。しかし、それでは、先ほど申し上げましたように、あまりにも利用料が高くなり過ぎると。

それから、先ほどお示しさせていただいたように、近隣の利用率も本当に参考にさせていただきました。うちだけが突出して高いというのはいかがなものかなということもございまして、低過ぎますと赤字解消には少しつながらないというところで、我々いろんなシミュレーションした中で、勘案してこの金額を出させていただいております。利用者の方のことも考えしておりますが、先ほど藤原議員もおっしゃっていただいたように、利用減が生じるかもしれません。そこはまた鋭意努力をしていきたいと思っておりますが、何とか施設としての存続と、もちろん将来的にはまた違った、先ほど申し上げた答えもあるんですが、何とかこのところ、このシミュレーションをした中で出してきた金額で鋭意努力をしていきたいということでございますので、御理解いただければありがたいと思います。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。先ほどから聞いてると、郡内の利用もある、但馬の南のほうからの利用もあるということでお聞きしたんですけども、町民温水プールについては、ほかの体育施設と違って、町内外の金額の差がなかったと思うんですね、この規定見てもないと思うんですけども。やっぱり町民のプールですから、町内外についてこの際、改定をしていく、そういった発想も必要ではなかったかなと思うんですけども、その辺のところは検討されましたでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 宮本社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 教育課、宮本でございます。今回の改定につきましては、町内外の検討は行っておりません。町内の方につきましても、町外の方につきましても同じ金額という設定にしております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

ここでお諮りします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第108号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第16 第109号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第16、第109号議案、姫路市及び神河町における連携

中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の件についてを議題とします。
上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第109号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、姫路市及び神河町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の件でございます。

現在、神河町は、姫路市を中心に、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町とともに播磨圏域連携中枢都市圏を形成しています。

この連携事業の一環で、姫路市が来年、令和5年4月から公立夜間中学校、姫路市立あかつき中学校の開校を予定されています。この中学校は、何らかの理由で義務教育を受けられなかった人を対象に、義務教育を受ける機会を保障し、多様な学びの場の提供を図ることを目的として設置されるものです。

現在の連携協約においては公立夜間中学利用の項目が含まれていないため、地方自治法第252条の2第4項に基づき、公立夜間中学への就学機会の提供に係る事務を追加する一部変更についての連携協約を締結するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、ひと・まち・みらい課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。それでは、詳細説明をさせていただきます。

公立夜間中学校は、義務教育の機会を提供するものとして、昭和20年代から開設されてきたところでございます。夜間中学は、義務教育を終了しないまま学齢期を経過された方、あるいは不登校など様々な理由により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業された方、本国において義務教育を終了されていない外国籍の方など、義務教育を受ける機会を提供するための役割が期待されています。平成28年12月に、義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、いわゆる教育機会確保法が成立し、年齢や国籍に関わりなく教育の機会が確保されることを基本理念として、全ての地方公共団体に夜間中学における就学機会の提供等の措置を講じることが求められています。

兵庫県内では、既に3校の夜間中学が開設されていますが、いずれも神戸・阪神地域に設置されていることから、このたび播磨地域を主な対象地域とした夜間中学が設置されることとなりました。令和5年4月から開校する予定の姫路市立あかつき中学校は、

播磨地域を中心とするものの、入学希望者がお住まいの通学可能な市町であれば、特にエリアは定められておらず、播磨圏域連携中枢都市圏協約に属していない市町であっても、該当市町と姫路市で協定書と覚書を締結されることにより通学が可能となります。また、この協定により、通学者が在住されます市町に生徒の人数に応じた運営費の負担が姫路市から求められることとなります。広域で取り組む事業ということですので、播磨圏域連携中枢都市圏協約に追加することにより、連携市町が協力して利用促進を図るとともに、各市町が負担する費用については、それぞれの市町において国の特別交付税として財源措置されるということになります。

改正内容につきましては、2 ページ目の新旧対照表を御覧ください。次のページ見ていただきたいと思えます。新旧対照表の第 3 条の第 3 号、アの（ウ）、教育・文化・スポーツの項目の中に、c としまして「公立夜間中学校による就学の機会の提供」、（a）には取組内容、（b）には甲乙の役割分担を定める条項を定める条項を追加するというものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第 109 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第 109 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 17 第 110 号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 17、第 110 号議案、令和 4 年度神河町一般会計補正予算（第 7 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 110 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 4 年度神河町一般会計補正予算（第 7 号）でございまして、補正予算（第 6 号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な要因は、歳入では、ふるさとづくり応援寄附金、財政調整基金繰入金、峰山高原スキー場施設使用料の増額、公共施設維持管理基金繰入金の減額などでございます。

歳出では、人事院勧告の給与改定などに伴う人件費、物価高騰に伴う庁舎等公共施設の光熱水費、ふるさと納税推進経費、ふるさとづくり応援基金積立金、公共施設維持管理基金積立金の増額、神崎小学校学校施設修繕工事の減額などでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,296万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億204万1,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、第110号議案の詳細説明をいたします。

事項別明細書で説明をさせていただきます。まずは9ページのほうをお願いをいたします。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、額の確定によりまして、国民健康保険基盤安定負担金、保険者支援分ですが、23万1,000円の増額でございます。国民健康保険基盤安定負担金、保険税軽減分1万2,000円の増額で、これにつきましては、未就学児均等割分でございます。なお、補助率につきましては2分の1でございます。続いて、補装具給付事業負担金50万円の増額でございます。補助率につきましては2分の1でございます。続いて、障害者自立支援給付費等負担金312万円の増額でございます。実績の見込みにより増額をするものでございます。補助率につきましては2分の1でございます。続きまして、子育てのための施設等利用給付交付金13万1,000円の増額でございます。転入されました児童が一時預かり保育におきまして、住民税非課税世帯の1歳児の利用料無料の対象となったものでございまして、これに係る経費に交付されるものでございます。補助率は2分の1でございます。

続いて、2目衛生費国庫負担金でございます。過年度分の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金22万6,000円の増額でございます。実績報告によるものでございます。

続きまして、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金ですが、個人番号カード交付事務費補助金15万円の増額でございます。マイナンバーカードの出張申請の受付時の際のノベルティー代として計上をいたしております。補助率につきましては10分の10でございます。続いて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は45万7,000円の減額でございます。充当事業の内訳を申し上げます。まず、特殊詐欺等被害

防止対策事業で6万円の増額充当ということになってございます。それから、学校給食施設の感染症拡大防止環境整備事業として51万7,000円の減額でございます。

続きまして、2目衛生費国庫補助金でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1万5,000円の増額でございます。充当につきましては、人助によります会計年度任用職員の報酬に充当をいたしております。

続いて、16款でございます。県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金でございます。これらにつきましては、国民健康保険基盤安定負担金、それから補装具給付事業負担金、障害者自立支援給付費等負担金、子育てのための施設等利用給付費負担金は、民生費の国庫負担金で御説明をさせていただいたとおりでございます。なお、これらにつきましては、補助率は4分の1でございます。それから、後期高齢者の医療保険の基盤安定負担金につきましては、負担額の確定によりまして102万6,000円の減額でございます。

続きまして、10ページのほうをお願いいたします。2項県補助金、総務費県補助金でございます。新規事業でございます。播但線の利用促進事業補助金、25万円の増額でございます。中播磨県民センターの事業補助金でございます。JR播但線の利用促進を図る経費ということで交付されるものでございます。

続きまして、2目民生費県補助金でございます。グループホーム等利用者家賃補助金10万6,000円の増額で、実績により追加の交付されるものでございます。補助率は2分の1でございます。続いて、自動録音電話機等普及促進事業補助金、6万円の増額でございます。これにつきましては、申請者の増加見込みにより増額をさせていただいております。1台当たりの補助対象事業費の上限は8,000円でございます。補助率につきましては2分の1でございます。続いて、保育施設等の一時支援金でございます。事業費補助金54万円、事務費補助金1万円の計上でございます。これも、新規に係る事業に係るものでございます。兵庫県の新型コロナ臨時交付金事業でございます。物価高騰などの影響を受けております保育施設に対して、その定員規模に応じまして光熱水費や食料費等の価格の上昇分の一部を支援するために交付されるものでございます。

続いて、4目農林業費県補助金でございます。まず、多面的機能支払交付金でございますが、239万7,000円の減額でございます。それから、人・農地問題解決推進事業補助金994万6,000円の増額でございます。いずれも決算見込みによるものでございます。続いて、農業生産コスト低減緊急対策事業補助金3,644万4,000円の計上でございます。これも新規の事業に係るものでございます。兵庫県の新型コロナの臨時交付金事業でございます。昨今の肥料高騰等で影響を受けております農業の担い手に対しまして、生産コスト低減機械の導入等に対しまして支援をすることを目的に交付されるものでございます。

続いて、3項県委託金、1目総務費県委託金でございます。参議院議員通常選挙費委託金が121万3,000円の減額でございます。事業費の精算によるものでござい

す。続いて、住宅・土地統計調査委託金は1万3,000円の減額でございまして、交付決定によるものでございます。

続いて、4目農林業費県委託金でございまして、地籍調査事業の委託金120万円の減額でございまして、事業費の確定見込みによるものでございます。

続きまして、5目商工費県委託金でございまして、砥峰高原自然交流館管理運営委託金55万6,000円の増額でございまして、施設の修繕経費に対して交付をされるものでございます。

続きまして、17款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金でございまして、41万5,000円の増額でございまして、株式会社神崎フードの配当金でございまして。

続いて、18款寄附金、2目指定寄附金は、ふるさとづくり応援寄附金4,000万円の増額でございまして。

続きまして、19款繰入金、2項基金繰入金、1目公共施設維持管理基金繰入金でございまして、1,182万8,000円の減額でございまして、充当の内訳を申し上げます。公共施設等総合管理計画更新事業といたしまして、168万6,000円の減額。それから、神崎小学校、それから神崎幼稚園の木部外壁工事に係るものが1,014万2,000円の減額でございまして、これらによりまして、補正後の基金の残高見込みを申し上げます。3億5,174万5,000円でございまして。

続いて、11ページをお願いいたします。5目神河ふるさとづくり応援基金繰入金でございまして、給付金の指定事業によりまして500万円を増額計上をいたしております。

続いて、6目の財政調整基金繰入金でございまして、4,102万3,000円の増額でございまして、今般の補正の財源調整のため増額計上をいたしてございまして、これによりまして、補正後の財政調整基金の残高を申し上げます。16億3,390万7,000円でございまして。

続いて、7目まちづくり基金の繰入金です。115万5,000円の減額でございまして、充当の内訳を申し上げます。神河将来ビジョン策定事業の減額によるものでございます。

続いて、8目の森林環境譲与税基金繰入金でございまして、307万7,000円の減額でございまして、森林環境譲与税活用事業の確定によるものでございます。

続きまして、21款諸収入、2目雑入は、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金精算金としまして750万4,000円、それから、過年度繰越分になりますが、峰山高原スキー場の施設使用料500万円、それから、多面的広域化事務局人件費負担金として97万4,000円の増額でございまして、なお、スキー場の施設使用料につきましては、令和2年度の納付分が3,000万円ですが、これを500万円ずつ6回の繰延べの分割ということにしておりましたが、今回の補正分でこの繰延べ分につきましては全て納付されることとなります。

続いて、12ページ、歳出をお願いをいたします。まず、人件費等につきまして、補正6号以降の変更に伴います職員手当、共済費等の増額、それから人勸によります給与改定等に伴う増額、時間外手当の増額補正をいたしております。なお、各科目での個々の説明につきましては、割愛をさせていただきます。

ここで、24ページのほうを御覧いただきたいと思います。給与費の明細書ということでございまして、特別職につきましては、この表の右下になります合計で40万6,000円の増額となっております。

続いて、25ページのほうを御覧いただきまして、給与費明細書で、1、一般職、(1)総括の欄をお願いをいたします。まず区分の欄ですが、区分の比較欄で両括弧上段につきましては、再任用の職員関係、それから、両括弧の下段につきましては、会計年度任用職員でございます。一般職の合計で、給料27万8,000円、それから、職員手当451万2,000円の増額、共済費が168万4,000円の増額でございまして、合計で647万4,000円の増額補正でございます。再任用の職員につきましては、9万4,000円の増額、会計年度任用職員につきましては、43万5,000円の減額でございます。

また、大変申し訳ありません、12ページのほうに戻っていただきたいと思います。2款の総務費でございます。1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、ふるさと納税推進費として2,081万5,000円を増額をいたしてございます。寄附金の歳入増額に伴いまして、返礼品代、郵便料、宅配代、代行業務の委託料を増額をさせていただいております。

続いて、13ページをお願いをいたします。4目の財産管理費でございます。光熱水費115万4,000円の増額でございまして、電気料金の燃料費調整額が高騰をいたしております。それに伴うもので、庁舎が55万1,000円、支庁舎60万3,000円の増額計上をいたしております。続きまして、公共施設等総合管理計画更新業務で、委託料を168万6,000円を減額をさせていただいております。事業費の確定見込みによる減額でございます。次に、非常用自家発電整備に係る設計監理業務委託料を114万4,000円を減額をいたしております。これも同様に、事業費確定見込みにより減額をいたしております。続いて、工事費の78万6,000円の増額でございます。内容につきましては、危険物の取扱倉庫ということで、予定をしておりますのが、コンクリートブロック造り平家の3平米程度のものになりますが、設置に係る経費を計上いたしております。なお、この設置につきましては、消防法によります立入検査のときに指摘をされている事項ということで、その改善ということでございます。続いて、神河ふるさとづくり応援基金積立金は4,000万円の増額でございまして、歳入の応援寄附金を積み立てするものでございます。続いて、公共施設維持管理基金積立金が500万円の増額でございます。歳入で申し上げましたスキー場の施設使用料を積み立てするものでございます。

続いて、5目の交通対策費でございます。55万円の増額でございます。歳入でも御説明しましたが、中播磨県民センターのJR播但線利用促進事業補助金を活用いたしまして、JR長谷駅前にカラーマンホールを設置をいたす予定をしております。あわせて、カラーマンホールカードを作成しまして、これらを切り口にJR播但線の利用促進のほうを図ってまいりたいというふうに考えてございます。

それから、6目の企画費でございます。将来ビジョン策定に係る経費を236万5,000円を減額でございます。内容につきましては、アドバイザー経費及び策定業務委託料を減額するものでございまして、これも事業費確定見込みにより減額をさせていただきます。続いて、木造インターンシップ事業でございますが、48万円を減額を計上をいたしております。3か所、事業箇所を予定をしておりましたが、所有者の方が辞退をされたということで、3か所が2か所に変更になったということでございます。

続いて、8目の諸費でございます。過年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還金として80万7,000円、それから、接種体制確保事業費国庫補助金返還金が257万4,000円の増額でございます。これも実績報告により計上をいたすものでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。2款総務費、2項徴税费、1目の税務総務費でございます。委託料を266万7,000円を減額をさせていただきます。内容につきましては、土地評価総合計画等の業務委託料が81万3,000円の減額、それから、固定資産税の基礎図面等の整備業務委託料が185万4,000円の減額でございます。いずれも事業費の確定見込みにより計上をいたすものでございます。

続いて、3項の戸籍住民基本台帳費でございます。消耗品を15万を増額計上させていただきます。マイナンバーカードの出張受付時に申請者にお渡しをするノベルティーに係る経費の計上でございます。

続いて、4項の選挙費につきましては、121万3,000円の減額で、これも事業費の確定により減額を計上をいたしてございます。

続きまして、15ページのほうをお願いいたします。5項の統計調査費でございます。6目住宅・土地統計調査費は1万3,000円の減額で、交付内示によるものでございます。

続いて、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。特殊詐欺等被害防止対策事業補助金で、12万円を増額計上をいたしてございます。自動録音電話の購入申請が大変多く、大幅に増えたことに伴いまして増額補正をさせていただきます。続いて、国民健康保険事業特別会計繰出金でございますが、これにつきましては、基盤安定負担金の確定等181万7,000円の増額計上でございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。介護保険事業特別会計繰出金は、地域支援事業等67万8,000円の増額計上でございます。

それから、3目の心身障害者福祉費は、障害者自立支援給付費624万1,000円の

増額でございます。グループホーム等利用者家賃負担助成事業給付費21万3,000円の増額でございます。実績見込みによるものでございます。それから、障害者補装具購入費につきましては100万円の増額で、支給見込みにより増額を計上いたしております。

7目の後期高齢者医療費ですが、広域連合の共通経費の分賦金ということで、55万6,000円を減額をいたしております。連合会の決算によるものでございます。それから、後期高齢者医療事業特別会計の繰出金でございますが、126万5,000円の減額でございます。保険基盤安定負担金の確定及び人勸による人件費等によるものでございます。

続いて、2項児童福祉費、3目の保育所費でございます。施設等利用給付費負担金26万2,000円の増額でございます。転入による児童が一時預かり保育におきまして、住民税非課税世帯の1歳児の利用料無料の対象となったものでございます。続きまして、保育施設への一時支援金54万円の増額ですが、これにつきましては、県の臨時交付金事業でございます。物価高騰の影響を受けている保育施設に対しまして、その定員規模に応じまして光熱水費や食料費等の価格上昇分の一部を支援するために交付されるものでございます。寺前保育所に19万8,000円、それから神崎保育園に34万2,000円、それから事務経費として各5,000円ずつの交付でございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。4款衛生費、3項清掃費、2目し尿処理費でございます。浄化槽の特別会計への繰出金でございます。65万円の増額計上でございます。会計年度の任用職員に係る経費でございます。

それから、続いて18ページをお願いいたします。5款の農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費につきましては、多面的機能支払交付金319万3,000円の減額で、決算見込みによるものでございます。それから、経営転換協力金は25万2,000円の増額で、交付要件の該当者の確定によるものでございます。それから、地域集積協力金につきましては、969万4,000円の増額で、ひょうご農林機構への貸付面積の確定によるものでございます。続いて、農業生産コスト低減緊急対策事業補助金につきましては、これも県の臨時交付金事業でございます。肥料高騰等で影響を受けております農業者の担い手に対しまして、生産コスト低減機械の導入を支援するものでございます。3,644万4,000円の増額計上でございます。現在、15の経営体からの申請予定がございます。

続いて、4目の農地費でございます。集落営農振興基金の積立金が102万円の増額計上でございます。平成30年度、令和元年度、令和2年度、令和3年度の4年間分の神崎フードの配当金を、基金の出資割合に応じまして積立てをさせていただくものでございます。基金の出資割合につきましては、1株500円で、830株のうち510株でございます。なお、配当金につきましては、各年度とも同額の41万5,000円でございます。そして、補正後の基金の残高を少し申し上げさせていただきます。残高見

込みですが、6,073万2,000円の見込みでございます。

続いて、19ページをお願いいたします。6目の地籍調査費は測量委託料120万円の減額でございまして、県営事業の実績見込みによるものでございます。

それから、林業振興費でございまして、森林環境譲与税活用事業で383万3,000円の減額で、森林経営管理意向調査業務委託料160万円の減額、それから、森林経営管理事業委託料147万7,000円の減額でございまして、いずれも実績見込みによるものでございます。

続いて、6款の商工費、観光振興費でございまして。修繕料を438万9,000円を増額計上をさせていただいております。ヨーデルの森の水源ポンプの取替え、それから、ホテルモンテ・ローザのサウナ設備の修繕に係る経費でございまして。また、委託料では60万円を減額計上いたしております。これにつきましてはホテルリラクシアの灯油用の地下タンクに少し油漏れが生じているということで、タンク内部の詳細を調査をする経費を計上をさせていただいております。かみかわ夏まつりににつきましては、精算により112万5,000円を減額計上をいたしております。

続きまして、20ページをお願いいたします。砥峰高原自然交流館管理運営委託料につきまして、55万6,000円の増額でございまして。ろ過装置の修繕経費分を川上区の方に運営経費として計上をするものでございます。

続いて、土木費でございまして。道路橋梁費、道路橋梁維持費でございまして、142万円の増額でございまして。内容は、ランクル用の排土板の修繕に係る経費を計上いたしております。

それから、2目の道路橋梁の新設改良費ですが、町道作畑・新田線の改良関係でございまして。電柱の移設補償費、それから立木の補償費が303万円ほどの不用が生じてございまして。これらを工事請負費のほうに振替をさせていただきまして、少しでも事業の進捗を延ばしていきたいということで計上をしております。

続いて、21ページをお願いいたします。5項住宅費、1目住宅管理管理費でございまして、宅地開発支援事業補助金150万円の増額でございまして、新たに3区画分の申請見込みによるものでございます。

それから、8款の消防費の施設費でございまして、34万7,000円を増額計上しております。上岩地内の3か所の消火栓の新設要望に係るものでございます。

続いて、教育費のほうに移らせていただきます。まず、小学校管理費でございまして、燃料費7万円の増額ということで、長谷小学校の灯油代でございまして。それから、光熱水費で331万円の増額で、神崎小、それから寺前小学校の電気料金の高騰によるものでございまして。修繕料の62万5,000円の増額でございまして。内容につきましては、長谷小学校のトイレと、それから体育館の照明スイッチの修繕に係る経費を計上をさせていただいております。続いて、学校施設等の改修工事請負費ですが、821万2,000円の減額でございまして。神崎小学校の木部外壁工事に係るもので、事業費が確定した

ものでございます。

それから、22ページのほうをお願いをいたします。中学校費でございます。中学校管理費につきましては、光熱水費111万円を増額を計上でございます。同じく電気代の高騰によるものでございます。

4項の幼稚園費につきましては、光熱水費を7万円の増額で、電気代の高騰によるものでございます。それから、学校施設の改修工事請負費194万1,000円の減額ですが、これも神崎幼稚園の木部外壁工事に係るもので、事業費の確定によるものでございます。

続いて、社会教育費でございます。社会教育総務費は、用地購入費として30万円を増額計上をさせていただいております。福本の堂屋敷廃寺への進入路用地取得に係る経費でございます。

続いて、23ページをお願いをいたします。県指定文化財保存整備費等補助金420万7,000円を増額でございますが、徹心寺の山門の修理、それから、大畑、大歳神社の大杉の補修に係る経費を計上をいたしてございます。

公民館費につきましては、光熱水費を120万8,000円増額計上いたしております。

体育施設管理費につきましては、同様に光熱水費を623万1,000円を増額計上いたしております。

学校給食費につきましては、光熱水費として61万4,000円を増額、それから、副食代を50万円を増額をしております。電気代と食料品価格の高騰によるものでございます。そして、工事請負費で41万8,000円の減額と、それから備品購入費で9万9,000円の減額計上をいたしております。ともに事業費が確定したものでございます。

続きまして、29ページ、30ページに新規事業の説明を掲載をしております。29ページから新規事業につきまして御説明を申し上げたいと思います。

まず、交通対策費で、公共交通政策事業でございます。補正額が55万円。財源の内訳としまして、県の支出金が25万円、一般財源が30万円でございます。これにつきまして、目的ですが、JRのローカル線の廃止等の話があります。そういった中で、播但線のワーキングチームです。兵庫県、それから朝来市、神河町で取組の一環としまして、中播磨の県民センターのインスタグラムへの記事等を活用して、JRの長谷駅前にカラーマンホールを設置をし、マンホールカードの発行なども併せて実施をしたいということでございます。これらをきっかけに播但線の利用促進を図ってまいりたいというふうに思っております。事業の内容につきましては、マンホールの設置が50万円、1枚です。それから、カードの印刷製本費が5万円ということで、今、印刷は2,000枚を予定をいたしております。財源につきましては、県の播但線の利用促進事業補助金でございます。

続いて、保育所費になります。保育施設等への一時支援金交付事業でございます。補正額が55万円。財源の内訳が、県支出金が55万円でございます。目的は、物価高騰

の影響を受けております保育施設に対しまして、光熱水費等の価格上昇分の一部を支援するということでございます。事業の内容につきまして御説明を申し上げます。まず、定員に応じて金額が設定をされてございます。定員が9人までが1万8,000円。以降、10人増えるごとに3万6,000円を加算するといったような県の制度になっております。内容は、寺前保育所が定員50名でございまして19万8,000円、それから、神崎保育園が定員90名ということで34万2,000円ということでございます。それから、それぞれの1施設につき5,000円の事務費が交付をされます。財源につきましては、掲載をしております保育施設等の一時支援金事業費補助金と、それから事務費補助金でございます。

最後になります。最終のページになります。30ページのほうをお願いいたします。農業生産コスト低減緊急対策事業でございます。これが、補正額が3,644万4,000円でございます。財源の内訳が、同額10分の10ということございまして、県の支出金が3,644万4,000円でございます。目的でございますが、これらはウクライナの情勢、それから円安等で非常に化学肥料が高騰しているというところでございます。そういった中で、この肥料高騰で非常に影響を受けている農業の担い手の方々に対しまして、生産コストを低減できる機械ですね、そういったものの導入に対しまして支援をするということでございます。事業の内容ですが、補助対象の地区というのがありまして、実質化された人・農地プランの策定済みの地区ということになってございます。それから、対象事業者につきましては、町内の15の経営体から申請があるということでございます。これらの中で成果目標と、それから肥料の低減、それから農薬の低減、労働時間の低減等を設定していただくというような要件がついてございます。補助率につきましては2分の1ということで、経営体につき2分の1。補助の上限が750万円ということでございます。財源につきましては、ここに書いてあります農業生産コスト低減緊急対策事業補助金ということでございます。

以上、少し長くなって申し訳ありませんでしたが、説明のほうを終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

質疑に入る前に皆様にお諮りします。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、会議時間を延長することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。再開を17時15分とします。

午後4時56分休憩

午後5時15分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

それでは、第110号議案の提案説明が終わりましたので、本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。10ページに財産収入で配当金のところがあります。これ何期分の配当なのかということと、お金いつ入ってるか教えていただけますか。

○議長（小寺 俊輔君） 前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。財産収入で41万5,000円入っておりますのは、24期、令和3年度分で、入金がしてありますのは令和4年の6月8日でございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 藤原です。なぜこれ聞いたかというのは、決算報告の資料は4月1日から3月31日ですね。当然令和3年分になりますから、当然3年分に入るとかなあかんんですけど、余剰金の配当でいうことでマイナス81万5,000円かな、多分上がっていたと思います。これは、要は未払い金扱いになっとんかどうか。やはり決算、3月31日で金払ったということやったら、3年度に入れとかなあかんお金を、これずるずるすると、今度ごちゃごちゃになるんで、そこら辺をもっとしっかり経理、事務してもらいたいんですけど、いかがでしょう。

○議長（小寺 俊輔君） 前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 剰余金の配当につきましては、株主総会の議決を経て配当をする必要がございますので、3年度、要は3月31日までにその年度の配当をすることができないというところがございます。この6月に配当の入金があった、その直前に株主総会をして、24期分の配当をこれだけしますというのを議決を経まして入金がしてあるということになりますので、3年度の決算の中には、この剰余金は、未払い金ではなく次期繰越しの剰余金の一部として記載がある。記載があるといえますか、その中の、配当金という書き方はないですけれども、ある場所としましては次期への繰越剰余金の中に含まれておるといことになるかと思えます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。それでしたら、もうちょっと早くされてもいい話ですし、一般会計では出納整理期間、4月から5月いっぱいまでありますんで、令和3年度受入れはできんことはないんで、そこら辺ちょっと考えてもらいたいなと思うんです。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 答弁ありますか。

前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。会社としての剰余金

の配当金の処理というのは株主総会を経てということになります。6月に入っておりますので、町としての受入れはもっと早く、この補正でなくて前回の補正でも可能であったかと思います。今後につきましては、配当金を受け入れましたら、もっと速やかに収入の処理をしまいたいと思います。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。一番最終ページ、新規事業の説明一覧表で、公共交通政策事業、播但線ワーキングチームってありますね。兵庫県、朝来市、神河町とあります。播但線は、姫路駅構内を除き、福知山支社が管轄だと思います。なぜ駅を持っておられる市川町、福崎町がここに名前がないのか、よろしくお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。

ローカル線の利用促進ということで、兵庫県の声かけによりまして県内4路線、今回JR西日本から見直しをされると言われた県内4路線のワーキングチームがそれぞれできております。播但線につきましては、議員おっしゃるように、姫路から姫路市、福崎、市川、神河、朝来市という構成になるんですけれども、今回は寺前駅から和田山間というのがこの見直しのエリアに入っているということでございまして、特にこのワーキングチームにつきましては、兵庫県と朝来市、神河町、もちろんJRなり沿線のいろんな事業者さんにも入っていただいて、ワーキングチームを検討させていただいているところでございます。ただ、この中には中播磨県民センター長も入っていただいておりますので、中播磨県民センターの声かけによりまして、この播磨、播但線の期成同盟会というものもありますので、そういうところにもお声がけいただきまして、寺前-和田山間が今、焦点になっておりますけれども、その次は今度、寺前から姫路間、福崎間とか、ずっと南にまた下がっていく可能性もあるということでして、そういう呼びかけをしていただきまして、一緒に姫路、福崎、市川についても同様に協力しながら利用促進を図ってこうしていただいているところでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 分かりました。赤字路線対象ということで、このたびは寺前駅から北ということで朝来と神河町ということで、分かりました。これのワーキングチームの内容で、カラーマンホールを長谷の駅前に設置すると、マンホールカードを作って配布するという話がありますが、内容、どんなカラーマンホールなのか、また、そのマンホールカードとはどんなものなのか、全くイメージできないので詳しく教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。

カラーマンホールといいますのは、円形のマンホールにカラーのデザインをしたものと

ということになります。福崎町、市川町、姫路市さんにつきましてもそういうものに取り組まれているという中で、神河町は今までカラーマンホールというものがなかったということにして、今その図柄とかデザインにつきましては、業者さん交えて今検討しているところでございます。それを、同様のものを、そういうカードを作りまして、長谷のふれあいマーケットさんのほうで、2,000枚作りまして、そこで配布をしていただくというふうなことを今、検討させていただいてるところです。マンホールマニアといえますか、世の中にはそういう全国のマンホールカードを集められるマニアですとか、そういう方がいらっしゃるというふうなことで、中播磨県民センターのほうもインスタグラムに中播磨のそういうふうなサイトで情報発信をされてるんですけども、その一環で神河町もマンホール造りませんかというふうな問いかけをいただきまして、呼びかけをいただきまして、それによってぜひ取り組みたいということで、この令和4年度の補正予算で取り組もうとしたものでございます。これによって、今ワーキングチームでいろいろと方策も考えておりますけれども、まだこれが全てではありませんで、今回はまず皮切りにこんなことをやってみたらどうかというふうなことで、県民センターで予算をつけていただいたということですので、これからいろんな手だても出していきたいなということでは考えているところでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 少し担当課長の答弁に補足させていただきたいと思います。少し関連して、JR播但線、特に寺前から和田山間というところで、現状、御存じかもしれませんが、改めて報告をさせていただきたいと思います。

本年度、年度初めというか3月でしたか、JRが赤字路線について公表したわけでございます。それは輸送密度、1日2,000人を下回る路線について発表をしたわけです。そういった路線については、輸送手段としてのJRの機能を果たしていないというような意味合いで公表をされたわけですが、その中に、兵庫県の中にあっては4路線、そのうち播但線、特に寺前から和田山間について、現状は1日輸送密度がもう700人になっていると。コロナ前ですら1日輸送密度が1,300人ぐらいでしたか。コロナによってさらに減少した。こういうふうな現状を踏まえて、今後いろいろといろんな話も飛び交いました。この上下分離方式で管理できないかとか、そういうふうな中で、兵庫県としてもしっかりとそれに対して利用促進も含めた対応をしていこうということで、兵庫県を中心としながら、関係自治体併せてJRも、JR西日本の神戸支社、そしてまた福知山、そういったところも入って、この間協議をしてきている。さらに、その下に路線ごとのワーキングチームを設置をして、関連自治体ということで寺前から和田山なので神河町と、そして朝来市、この2自治体、そこに観光協会、商工会、また地域の利用促進協議会であるとか、そういった民間も含めてこれから、設置をしてから3回の検討会を開催をして、12月の末には県の協議会のほうに、それぞれの促進策について報告をしていこうという、そういう状況になっております。

そこで、1日2,000人が目標だということなんですよ。その現状、1日700人を、そこから2,000人に持っていくいうて大変なことなんです。ですから、それに向けて短期的なできること、中期的な目標設定、そして長期的な視点に立った利用促進、そういうものをそれぞれの構成市町で検討を加えて、提案もしてきているという状況。その中の短期的な、今やろうという中での一つの取組が、今回のカラーマンホールということになっております。既に朝来市などではいろいろと通勤、それこそ通勤とかそういうところに支援をしていこうという、そういうところも出てきておりますし、神河町としても新年度に向けて短期的なそういう利用促進に向けての事業をやっていきたくと、強力にやっていかないと達成できないわけでございますので、そういう状況にあるということでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。

先ほどの説明の中で、マンホールカードの説明をしておりませんでした。マンホールカードといいますのは、下水のこのマンホールの大きさのものを造るわけですが、それと同じ図柄のコンパクトなサイズのカードを作ると。それを2,000枚印刷して発行しようという、無償配布になります。それを長谷のふれあいマーケットで希望される方に配布していくというふうなことを考えているというところであります。

ちょっと大きさにつきましては、まだ今ちょっと調整しているところですし、図柄につきましても現在調整しているというところでございます。以上です。（発言する者あり）

○議長（小寺 俊輔君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課、谷総でございます。マンホールカードについて、少し補足をさせていただきます。マンホールなので下水道事業のことでございます。

このマンホールカードは、下水道広報プラットフォームという組織がございまして、全国のマンホールをコレクター用にカードにしまして、登録をしまして、そこで広報をされてます。それを目当てにマニアの方が現地に行かれて、町独自、それぞれの市町によってマンホールは違いますので、共通のものはございません。例えば、神河町でしたら神河町の町章が入ったようなマンホール、旧の大河内、旧の神崎の町章が入ったマンホールがほとんど設置されてあるんですけども、それをもっとデザイン化しまして、例えば姫路市でしたら姫路城、福崎町でしたらかっぱのマークとかデザインがされたものがそれぞれの市町にありまして、それを観光の一つのアイテムとして取り入れたらどうかということで、近年、電話とか窓口でマンホールカードありますかというふうな問合せも増えてきてますので、いいアイテムになるのかなというふうに思います。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） これで3回目でやめるんですけど、マンホールカードは

今、各課長さんから説明いただきまして、なかなか面白いもんができるなと思います。電車に乗って買いに来てもらうと最高だなと思います。そこがどうなんかなという。車に乗って来られたら何にもならないんで、そんなことを思いました。

これは短期的な戦略の一つでマンホールカードとかカラーマンホールという話は聞きました。前回、私、一般質問でも言うたんですけど、町外へ高校、大学、電車乗って通う学生について、これの通学費補助したらどうかというような話もしました。何もカラーマンホールがあかんなんてちっとも思ってないし、マンホールカードもいいなと思いますけども、実践的に乗ってくれての人を増やそうと思ったら、そういう通学ですね、高校生以上になると思うんですけども、神河町の新野駅、長谷駅、寺前駅から乗って、生野高校に行ったり、福崎高校行ったり、あるいは兵庫県立大行ったり、そういった方へのそういった通学費の電車代の補助ですね、こういったことも中長期的には考えてほしいなと思うんですけど、こういったことを、それこそワーキングチームで議論していただきたいと思うんですけど、そこら考え方とか、状況とか、お願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私のほうでお答えさせていただきます。先ほど補足説明させていただきました播但線についてのワーキングチームについては、但馬県民局、そして中播磨県民センターが事務局ということでしたきながら、構成市町あるいは関係団体等から短期、中期、長期的な支援策というものを、利用活性化策ができないかいうのを具体的にそれぞれ提案を提出して、それに向けて今後進めていこうということにしております。したがって、短期的な部分を考えてときに、吉岡議員が言われておりました、一般質問でもあったんですが、ちょうどタイミングがよかったと言えばタイミングがよかったんですが、もうその段階で、実は神河町としても具体的に取組まな、もう精力的にやっつけていかなあかんという、そういう環境にあったわけでございます。朝来市においては、もうすぐ対応もされておったようですが、その中身も検証していきながら、神河町として早急に短期改善策ということで、何とか新年度に向けて今、具体的に制度化に向けて進めていると。既に、報告としてはワーキングチームのほうには上げているという状況となっております。そのほか、市川町、福崎町、姫路市も含めて、そこらはどうなんだと、今回には上がってないですけども、将来的には必ず人口減少の中に出てくるということでありますので、そういう部分についても中播磨県民センターが旗を振っていただきまして、既に中播磨管内での意見交換会もさせていただいているという状況でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 11番、栗原です。関連です。私、マンホールの話聞いて、長谷駅という話と長谷駅前という話があるんです。それどっちかいうのを、場所は

どの辺か分からないのと、マンホール一つで50万もかかるんですかね。その辺ちょっと先教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。今現在、予定しておりますのは長谷駅前ですね、駅から降りてくる坂道沿いも含めまして、3基、3つのマンホールがございます。そのうちのいずれかに設置をさせていただいたらということでは考えております。50万という金額なんですけど、一応下水道課のほうの事業者さんのほうでの見積額ということで、これぐらいかかるということをお願いしている金額でございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課、谷総です。補足をさせていただきます。主にデザイン料が高いというふうな内訳でございます、一つのマンホールの蓋自体は安いんですけども、その型を作ったりデザインを起こすということが非常に高いというふうな内容でございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 大体分かりました。ただ、あそこ道かなり悪くなって、JRの土地なんで直せないんですよ、JRが直してくれんと。バスがほとんどずっと上がってますから、その辺も考慮して、置く場所をまず決めなあかんと思うんです。

それと、先ほど町長の答弁であった策ですね。例えば、私らが子供の頃は駅前近辺の人はみんな電車に乗ってきてましたよね。それがいつの頃からか、バスで全員いうことになってしまって、乗降客の数が減ったんですよ。例えば、10人の人間が、中学生が電車利用して行き帰りしたら20人になりますよね、延べ人数は。それが25日あったら500人ですね。そういう発想の考え方もあると思うんですが、その辺どうですか。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 栗原議員の質問に答えさせていただきます。確かに以前、神河町スタートしましてから、学校の通学、当然コミュニティバスを使うというふうな中で、通学方法も検討される中で、それによって長谷地域の中学生においては汽車通学からバス通学に変更になった。それによって、当然輸送密度は落ちたと。利用客も減った。それが数年たつ中で、快速列車というふうな状況も生まれた一つの要因にはなっているというふうに考えられます。今後、そういったことも含めてどう考えていくかというのは、通学という部分でありますので、教育委員会とも今後協議しなければいけない一つになるかもしれないということと、もう一つは乗る努力と降りていただく努力ということがございますので、そう考えますと、降りていただいた後、そこからどうするんだということになると、やはり二次交通の問題が大きいわけでありまして。そこを何とかクリアをしていかないと、なかなか降りていただくというのが難しいということでもありますので、そういうところは少し中期的な課題として取り組んでいかなければいけない、そういう現

状認識をしているところでございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

ここでお諮りします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第110号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第18 第111号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第18、第111号議案、令和4年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第111号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の理由は主に4点ございます。1点目は、電力料金が高騰する中で、町から電力等高騰対策支援金50万円が交付されたことによる歳入の増額と、交付により歳出の需用費（光熱水費）の増額。2点目は、人事院勧告による給与改定に伴う人件費の増額。3点目は、エレベーター修繕のための需用費（修繕費）の増額。4点目は、軽乗用車の購入費用の増額です。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,229万3,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、病院総務課長から御説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。本議案の詳細説明をさせていただきます。

補正の理由は、先ほど町長が申しましたように、主に4点でございます。事項別明細書で御説明申し上げますので、6ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。5款諸収入、1目雑入で、電力料金が高騰する中で、町から電力等高騰対策支援金50万円の受入れでございます。

次のページ、歳出でございます。1款業務費、1目業務費は、一般会計と同様、人事院勧告による給与改定に伴う人件費について、報酬、給料、職員手当等、共済費それぞれ増額いたしております。

10節需用費で、電気代等の高騰により光熱水費の増額。修繕費で、エレベーターの定期点検により、経年劣化による制御盤内のマイコン基盤の交換、インターホン用の電源装置の交換などが必要との診断を受け、安全性確保のため修繕費を70万円増額いたします。

17節備品購入費で、平成12年購入で22年経過した軽乗用車が、令和5年5月に車検満了を迎えるため、購入費用を計上させていただくものです。計画では、令和5年度購入としておりましたが、世界情勢混乱により発注から納品までかなり日数を要することが伝えられているため、前倒しで購入させていただきたく140万円の増額でございます。

その新規車両の購入に伴い、役務費で各種手数料7万1,000円、公課費8,000円を増額いたしております。不足分につきましては、予備費で調整させていただいております。

なお、本特別会計は、神崎郡3町で費用を負担して運営していることから、事前に市川町及び福崎町の担当課にも協議し、了承いただいていることを申し添えます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第111号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第111号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第19 第112号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第19、第112号議案、令和4年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第112号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、保険給付費等普通交付金、保険基盤安定繰入金等、一般会計繰入金の増額。

歳出では、人事院勧告による職員人件費、保険給付費、財政調整基金積立金、令和3年度の保険者努力支援交付金の確定に伴う国庫返還金の増額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,645万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,863万3,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。それでは、詳細説明をさせていただきます。

事項別明細書16ページをお願いいたします。歳入です。4款1項1目保険給付費等交付金は、保険給付費に充てる県の普通交付金で5,418万円の増額です。本年度の医療費は昨年度同様、高い水準で推移をしております。昨年度のこの時期と比較いたしますと、入院件数は468件から414件と件数は減少しておりますが、8万点、いわゆる金額で80万円以上の高額レセプトの件数が103件から114件と増加をしております。具体的には、腎不全、脳血管疾患、心疾患の治療が高額でございまして、入院日数も長期となっております。なお、当初予算につきましては、県が積算した金額を計上いたしております。この医療費が増加すれば追加の交付申請を県に対して行うものでございます。

6款1項1目一般会計繰入金は、保険基盤安定負担金の確定による繰入金で195万8,000円の増。人事院勧告による職員給与費等の繰入金が21万7,000円の増。地方交付税の中で措置される財政安定化支援事業の確定による繰入金が8万円の増。未就学児均等割の保険税軽減分の確定により2万4,000円の増。

17ページをお願いいたします。歳出です。1款1項1目一般管理費は、人事院勧告による職員人件費で、給料、職員手当等、共済費の合計21万7,000円の増。

2 款保険給付費は、それぞれ予算不足が見込まれる医療費等で、1 項 1 目一般被保険者療養給付費が4,493万5,000円の増。5 目審査支払い手数料7万1,000円の増。

2 項 1 目一般被保険者高額療養費が887万4,000円の増。

5 項 1 目葬祭給付費が30万円の増。

18 ページをお願いします。6 項 1 目精神結核医療付加金が4万円の増。

5 款 1 項 1 目財政調整基金積立金は202万円の増。

6 款 1 項 3 目国庫支出金返納金は、令和3年度の保険者努力支援交付金の確定に伴う国庫返還金で2,000円の増でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

本議案については、総務文教常任委員会に審査を付託した第110号議案、令和4年度神河町一般会計補正予算（第7号）との関連がありますので、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第20 第113号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第20、第113号議案、令和4年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第113号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、人事院勧告による人件費及び共済費の増額により、事務費繰入金、被保険者の死亡等資格異動により発生する過年度保険料還付金の増額。保険基盤安定負担金が確定したことによる保険基盤安定繰入金の減額。

歳出では、人事院勧告に伴う人件費及び共済費、被保険者の保険料還付金の増額。保険基盤安定負担金が確定したことによる後期高齢者医療広域連合納付金の減額。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ112万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,636万5,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

本議案についても、第112号議案と同様の理由により、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第21 第114号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第21、第114号議案、令和4年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第114号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正要因としましては、人事院勧告に伴う人件費の増額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,766万8,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

本議案についても、第112号議案と同様の理由により、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第22 第115号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第22、第115号議案、令和4年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第115号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の理由は主に2点ございます。1点目は、電力料金が高騰する中で、町から電力等高騰対策支援金30万円を交付したことによる歳入の増額と、歳出の需用費（光熱水費）の増額。2点目は、一般会計と同様、人事院勧告による給与改定に伴う人件費の増額でございます。

補正の内容は、歳入で、電力等高騰対策支援金を受け入れるため雑入を30万円増額。歳出では、業務費の報酬を3万3,000円、給料を10万5,000円、職員手当等を17万6,000円、共済費を33万9,000円それぞれ増額、需用費の光熱水費を30万円増額し、予備費で調整いたしております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,463万9,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第115号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第115号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第23 第116号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第23、第116号議案、令和4年度神河町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第116号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度神河町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、

補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、会計年度任用職員の採用を10月中旬で予定していましたが11月1日となったこと。雇用内容の勤務日が週5日から3日になったことに伴い、会計年度任用職員の報酬などの減額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ65万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,578万3,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

本議案についても、第112号議案と同様の理由により、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第24 第117号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第24、第117号議案、令和4年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第117号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第3条の収益的収入及び支出で、電気料金の値上げによります営業費用で光熱水費、動力費を合わせまして579万3,000円の増額、人事院勧告の給与改定及び育児休業取得によります増減で、総係費の給料等、人件費で15万1,000円の減額、予算収支均衡の原則から、予備費を568万9,000円減額いたしております。

次に、4条予算の資本的支出におきましても、人事院勧告の給与改定によります事務費の勤勉手当等の人件費で9万円を増額しております。資本的収入額が資本的支出に対し不足する額1億5,728万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第117号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第117号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第25 第118号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第25、第118号議案、令和4年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第118号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第3条の収益的収入及び支出で、電気料金の値上げによります営業費用で、動力費を633万4,000円の増額、人事院勧告の給与改定によります増額で、総係費の給料等、人件費で37万7,000円の増額、予算収支均衡の原則から、予備費を671万1,000円減額いたしております。

次に、4条予算の資本的収入及び支出におきましては、上小田処理区・南小田処理区管路接続工事において、詳細設計及び工事の落札減によりまして、収入で企業債の1,400万円の減、国庫補助金も同じく1,400万円の減、支出で施設費の委託料75万2,000円、工事請負費で2,724万8,000円の減額を行っております。資本的収入額が資本的支出に対し不足する額2億3,622万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第118号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第118号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第26 第119号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第26、第119号議案、令和4年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第119号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、変動が生じたものについて補正するものでございます。

まず、予算第3条の収益的収入及び支出ですが、収入については、新型コロナウイルス感染症対策事業補助金の増額です。支出は、今年度中退職者4人分の給与を減額するとともに、人事院勧告に伴う給与改定に係る人件費の補正。電力料金高騰に伴う光熱水費（電気代）の増額補正、機械設備整備修理費の増額補正でございまして。

次に、予算第4条の資本的収入及び支出の補正でございまして、新型コロナウイルス感染症対策機器購入に係る補助金の増額補正でございまして。支出の補正はございません。

以上が提案理由並びに内容でございまして。

詳細につきましては、病院総務課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。本議案の詳細説明をさせていただきます。

個々に補正内容を御説明申し上げますので、30ページを御覧ください。予算第3条の収益的収入及び支出でございまして。収入の補正内容は1点で、新型コロナウイルス感染症対策事業補助金の増額です。当初予算を編成する際、いつまでこの補助金が交付されるか全く予測ができない状況において、4か月分を想定して7,454万8,000円を計上しておりました。その多くが入院病床の確保対策補助ですけれども、10月の1日に見直しがなされ、当院の場合、今年度において、既に補助上限額を超えて交付されていることから、10月以降その補助金を受けることができなくなる見込みですけれども、

9月分までとして4,000万円増額するものでございます。

次に、支出でございます。まず、人件費の補正でございますが、今年度における中途退職者など異動分と、人事院勧告に伴う給与改定分について補正するものでございます。1項医業費用、1目給与費で197万6,000円の増額で、31ページから35ページ上段にかけてその内訳を掲載しておりますが、給与費明細書で説明させていただきますので、40ページを御覧ください。上段が正規職員で、下段が会計年度任用職員分でございます。

まず、上段の正規職員分ですけれども、10月末までに退職した耳鼻咽喉科医師及び3人の看護師分の減額と、人事院勧告に伴う給与改定分を加味した補正としております。一番上の表の4行目に比較額を掲載しております。給料で652万1,000円の減額、手当で669万6,000円の増額、法定福利費で230万7,000円の増額です。手当の内訳は、その下の表になります。管理職手当56万4,000円の減額、扶養手当49万9,000円の増額、通勤手当114万4,000円の減額、期末手当281万9,000円の減額、勤勉手当417万3,000円の増額、特殊勤務手当655万1,000円の増額です。その特殊勤務手当の内訳は、その下の表になりますが、医師手当270万円の減額、研究手当120万円の減額、感染症防疫作業手当740万円の増額、看護職員等処遇改善手当305万1,000円の増額です。

次に、会計年度任用職員分ですが、看護補助者など4月以降退職した職員分を減額するものです。報酬で386万5,000円の減額、手当で100万7,000円の減額、法定福利費で291万2,000円の増額としております。法定福利費の増額は、社会保険料や雇用保険料の率が令和4年4月以降上がっており、その率改正に伴うものでございます。以上が人件費分の説明になります。

35ページの中段にお戻りください。3項経費の旅費交通費で、会計年度任用職員の通勤費用9万8,000円の減額。次に、光熱水費です。電気代の高騰により1,300万円の増額。修繕費で、空調設備の外調機の修繕など機械設備修理費用として300万円の増額です。

36ページの在宅医療介護連携支援センター費の人件費分については、先ほど説明した人件費に含んでおり、人件費の増額分を謝金で調整をしております。

以上が収益的収入及び支出の説明でございます。

次に、37ページ資本的収入及び支出ですが、収入のみの補正でございます。本年度、新型コロナウイルス感染症対策に必要な機器として、HEPAフィルター付パーティションを7台購入した経費126万2,000円について、全額補助を受けたものでございます。

38ページはキャッシュフロー計算書でございます。

28ページにお戻りください。第2条において、収益的収入及び支出の収益的収入の病院事業収益を4,000万円増額し、35億2,237万円に、支出の病院事業費用を1,

787万8,000円増額し、35億4,950万1,000円に補正いたします。第3条において、資本的収入及び支出の資本的収入を126万1,000円増額し、1億5,863万2,000円に補正いたします。第4条では、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費の給与費を52万2,000円増額し、21億9,593万1,000円にそれぞれ補正するものでございます。

病院会計については、令和3年度予算から収支不均衡予算としており、収支差が分かりづらいとの御指摘を受け、本日、別資料で補正予算説明資料を提出させていただいておりますので、その資料を御覧ください。

最終ページになります。当初予算から12月補正までのそれぞれの内容を掲載しております。当初予算時は、収益的収入及び支出の収支差は、費用が収入より1億1,576万8,000円多い状況でありましたが、12月補正後の予算現額欄を御覧いただくと、収支差は2,713万1,000円の状況でございます。いずれにしましても、費用が収入を上回る予算の状況でございますが、非資金性の支出、減価償却費で3億653万4,000円、資産減耗費で1,200万円、長期前払い金償却で1,253万8,000円と、収入の長期前受金戻入279万4,000円を含んでの収支差であるため、資金繰りや会計処理に問題が生じるものではございません。支出抑制については、もちろん執行ベースで努めてまいります。上記の予算計上で、支出のうち非資金性の項目を差し引きすると、当年度の損益勘定留保資金の額は約3億3,000万円となりまして、3条予算の収支差2,713万1,000円に充当してもなお約3億円の留保資金があり、そのうちの7,081万7,000円を4条の予算、収支差に補填するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。今、最後に説明があった補正予算説明資料、これで本当によく分かるようになりました。今後も3月の補正の欄もありますので、不均衡予算が続く限りこのように整理をしていただいて、資料として提示をお願いしておきたいと思います。ありがとうございました。

1点ちょっと質問をさせていただきます。先ほど給与費明細書の40ページで、アの会計年度任用職員以外の職員、それと、イの会計年度任用職員の説明のときに、井上総務課長ほうから、アについては医師1名と看護師3名でしたか、退職があってその分の減額という説明があったように私は聞いたんですけども、職員数が変わってませんね。この辺のところ、会計年度任用職員についても退職者の部分ということであったんですが、補充がなされてプラス・マイナス・ゼロなのか、その辺のところ説明をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。これは4月以降に支払った職員の数に掲載をしておりますので、途中で退職した分については差引きをしていないという状況でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 従来、一般会計についても、ここで職員数の増減を見よったように思うんですけども、記載の方法、一般会計と企業会計では違うんですかね。総務課、いかがですか。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。一般会計のほうは役場の総務課のほうで記載をしておりますけれども、会計年度任用職員については、この補正予算の分については前回の9月段階の人数、そして12月段階の人数で記載をしておりますので、若干先ほど井上課長が言われた方式とは変わってるというように感じております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 井上課長。一般会計では、いわゆる年度途中でも、その増減があれば反映されているんですけども、この病院会計のほうでは年度当初の人数がそのまま記載ということなんですけれども、支払った人数をね、その理由を説明できますか、一般会計との記載方法の違いを。

井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。令和4年度の予算の中で、支払った職員数を掲載するものと私は理解をしておりましたので、このような掲載に至っております。先ほど総務課長のほうから一般会計とは違うということとございました。大変申し訳ございません。この点につきましては、調整をさせていただいて、次回以降、修正等、一般会計等と合わせていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第119号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第119号議案は、原案のとおり可決しました。

○議長（小寺 俊輔君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。委員会に付託した議案審査のため、明日から13日まで休会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。明日から13日までは休会と決定しました。

次の本会議は、12月14日、午前9時30分再開とします。

本日はこれで散会します。どうもお疲れさまでした。

午後6時23分散会
